

自然公園等工事積算基準

(自然公園編)

令和8年3月

環境省自然環境局自然環境整備課

(制定 平成 16 年 3 月 17 日)

(改定 平成 17 年 4 月 27 日)

(改定 平成 24 年 4 月 25 日)

(改定 平成 27 年 3 月 30 日)

(改定 平成 27 年 10 月 23 日)

(改定 平成 30 年 5 月 8 日)

(改定 平成 31 年 4 月 1 日)

(改定 令和 3 年 3 月 26 日)

(改定 令和 5 年 3 月 31 日)

(改定 令和 8 年 3 月 30 日)

目 次

第1章 総則

1 適用範囲等	1-1
2 自然公園等工事における工事費積算の位置づけ	1-2
3 請負工事の工事費構成	1-3
4 工事費の積算	1-4
4-1 直接工事費	1-4
4-2 間接工事費	1-11
4-3 一般管理費等	1-28
4-4 消費税相当額	1-30
5 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の運用について	
5-1 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について	1-31
6 工事積算における熱中症対策について	
6-1 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について	1-32
6-2 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行についての運用について	1-32
6-3 現場環境改善費の熱中症対策・防寒対策に関する費用計上の留意事項について	1-32

第2章 工事費の積算

1 数量計算	2-1
1-1 一般事項	2-1
1-2 土工	2-2
1-3 施設工	2-8
1-4 植栽工	2-10
2 市場単価方式による積算	2-11
2-1 市場単価方式による積算について	2-11
2-2 市場単価方式により積算を行う工種	2-11
3 現場発生品及び支給品運搬	2-12
4 建設機械運転労務等	2-13
4-1 建設機械運転労務	2-13

4-2 原動機燃料消費量	2-13
4-3 機械運転単価表	2-13
4-4 一般事項	2-13
5 土木請負工事の特許使用料の積算	2-14
6 土木請負工事における現場環境改善費の積算	2-15
7 その他	2-16
7-1 作業日当り標準作業量	2-16
7-2 市場単価の1日当り標準施工量	2-16

第3章 積算の留意事項

1 運搬工	3-1
1-1 一般事項	3-1
1-2 人力運搬工(人肩、小車運搬等)	3-1
2 仮設工	3-2
2-1 一般事項	3-2
2-2 各種仮設工	3-2
3 敷地造成工	3-3
3-1 一般事項	3-3
3-2 土工	3-3
3-3 在来表土工	3-12
3-4 石積・擁壁工	3-14
資料 擁壁展開図の寸法算出	
3-5 蛇籠工	3-16
3-6 編柵工	3-16
3-7 法面工	3-16
3-8 地形整正工	3-21
3-9 水辺工	3-21
3-10 ウッドチップ敷均し工	3-21
4 園路、駐車・駐輪場、広場工事	3-22
4-1 一般事項	3-22
4-2 舗装工	3-22
4-3 縁石工	3-24

4-4 広場工	-----	3-25
5 休憩・展望施設工	-----	3-26
5-1 一般事項	-----	3-26
5-2 四阿・展望台・パーゴラ工	-----	3-26
5-3 ベンチ工他	-----	3-29
6 野営施設工	-----	3-31
6-1 一般事項	-----	3-31
6-2 テントサイト工	-----	3-32
6-3 ファイヤーサークル(コンセルリンク)	-----	3-34
7 標識工	-----	3-35
7-1 一般事項	-----	3-35
8 管理施設整備工	-----	3-36
8-1 一般事項	-----	3-36
9 植栽工	-----	3-38
9-1 一般事項	-----	3-38
9-2 敷地の条件	-----	3-38
9-3 植栽工の積算	-----	3-38
9-4 植樹保険	-----	3-38
9-5 植栽時期	-----	3-38
9-6 植栽樹木	-----	3-39
9-7 支柱	-----	3-39
9-8 移植工	-----	3-39
9-9 養生工	-----	3-39
9-10 植栽基盤工	-----	3-40
10 排水工	-----	3-41
10-1 一般事項	-----	3-41
10-2 排水工	-----	3-41
10-3 排水工に関する積算基準	-----	3-41

第4章 一般施行歩掛

1 運搬工	-----	4-1
-------	-------	-----

1-1	一般事項	4-1
1-2	諸運搬工	4-3
1-3	小型特装運搬車運搬工	4-6
1-4	ベルトコンベア運搬工	4-6
1-5	モルレル運搬工	4-6
1-6	ヘリコプター運搬工	4-6
2	準備工	4-7
2-1	準備工及び機械伐開工	4-7
2-2	人力伐開	4-7
2-3	枝条片付け	4-7
2-4	構造物取りこわし工	4-7
3	土工	4-8
3-1	土量変化率等	4-8
3-2	土工	4-8
3-3	作業土工	4-8
3-4	人力運搬工	4-8
3-5	安定処理工	4-9
3-6	土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)	4-9
4	法面工	4-10
4-1	法面整形工	4-10
4-2	法面整形工(ICT)	4-10
4-3	芝付工	4-10
4-4	コンクリート法枠工	4-10
4-5	法面施肥工	4-11
4-6	吹付法面とりこわし工	4-11
4-7	プレキャストコンクリート板設置工	4-11
4-8	人工張芝工	4-11
5	基礎工・裏込砕石工	4-12
5-1	基礎・裏込砕石工	4-12
5-2	人力杭打工	4-12
5-3	木杭仕拵工	4-12
6	コンクリートブロック積(張)工	4-13
7	石積(張)工	4-14

7-1	石積(張)工	4-14
7-2	平石張工	4-14
8	その他の擁壁工	4-15
8-1	現場打擁壁(1)	4-15
8-2	現場打擁壁(2)	4-15
8-3	プレキャスト擁壁工	4-15
8-4	本布積工	4-15
8-5	野面石積工	4-16
8-6	小端積工	4-16
8-7	切石積工(大谷石類)	4-16
9	排水構造物工	4-17
9-1	排水構造物工	4-17
9-2	排水構造物工(溶接金網及び埋設鋼板型枠)	4-17
9-3	排水構造物工(現場打ち水路(本体))	4-17
9-4	排水構造物工(現場打ち集水柵・街渠柵(本体))	4-17
10	コンクリート工	4-18
10-1	コンクリート工	4-18
10-2	型枠工	4-18
10-3	溶接金網設置工	4-18
10-4	張りコンクリート工	4-19
10-5	機械練りコンクリート	4-19
10-6	手練りコンクリート	4-21
10-7	バイブレータ	4-21
11	舗装工	4-22
11-1	路盤工	4-22
11-2	アスファルト舗装工	4-22
11-3	排水性舗装工	4-23
11-4	グースアスファルト舗装工	4-23
11-5	コンクリート舗装工	4-24
11-6	踏掛版設置工	4-24
12	路側工	4-25
12-1	路側工(据付け)	4-25
12-2	路側工(取外し)	4-25

13	特殊ブロック設置工	4-26
14	その他縁石工	4-27
	14-1 自然石縁石工	4-27
	14-2 木製縁工	4-27
15	公園植栽工	4-28
	15-1 公園植栽工	4-28
	15-2 植生復元工	4-28
	15-3 公園除草工	4-28
	15-4 公園工	4-29
16	園路広場整備工	4-30
	16-1 混合	4-30
	16-2 路床・路盤	4-30
	16-3 グランドコート舗装工	4-30
	16-4 石張舗装工	4-30
	16-5 野面ごろた石舗装工	4-31
	16-6 小舗石舗装工	4-31
	16-7 化粧砂利敷き	4-31
	16-8 木道、棧道、人道木橋	4-32
	16-9 丸太階段工	4-34
17	左官工	4-35
	17-1 化粧目地	4-35
	17-2 コンクリート金ゴテ、ハケ引き仕上げ工	4-35
	17-3 モルタル仕上げ工	4-35
	17-4 人造石仕上げ工	4-36
	17-5 床タイル下地モルタル塗り工	4-36
	17-6 壁タイル下地モルタル塗り工	4-36
18	タイル工	4-37
	18-1 一般事項	4-37
	18-2 床タイル張工	4-37
	18-3 外装壁タイル張工	4-37
	18-4 役物タイル張工	4-37
	18-5 レンガタイル張工	4-38
19	案内・管理施設工	4-39

19-1	標識工	-----	4-39
19-2	木柵工	-----	4-39
19-3	金網柵・門扉設置工	-----	4-40
19-4	車止め工	-----	4-40
19-5	手摺工	-----	4-40
20	小規模治山・治水工	-----	4-41
20-1	かご工	-----	4-41
20-2	帯梢編柵工	-----	4-41
20-3	ネット柵工	-----	4-41
20-4	木製土留工	-----	4-41
20-5	木製ブロック積工	-----	4-41
21	土木工事標準単価及び市場単価	-----	4-42
21-1	土木工事標準単価	-----	4-42
21-2	市場単価	-----	4-42

参考 通達等(令和8年3月現在有効な通達等)

環自総発第 140730 号 平成 26 年7月 30 日
「自然公園等事業に係る積算の適正化について」

環自総発第 1408052 号 平成 26 年8月5日
「自然公園等事業に係る積算の適正化について」

環自総発第 1505211 号 平成 27 年5月 21 日
「自然公園等工事積算にかかる施工パッケージ型積算方式の試行について」

環自整発第 2106303 号 令和3年6月 30 日
「自然公園等工事単価決定要領」及び「自然公園等事業設計業務歩掛決定要領」の改正について

環境会発第 25092610 号 令和7年9月 26 日
「週休2日制工事の試行について」

環境会発第 2505204 号 令和7年5月 20 日
「週休2日交替制適用工事の試行及び運用について(通知)」

環境会発第 2505206 号 令和7年5月 20 日
「営繕工事における週休2日促進工事の実施及び積算方法等の改定について(通知)」

第1章 総 則

1 適用範囲等

本積算基準は、環境省直轄の国立公園等整備事業の自然環境共生工事を請負施工に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費（以下、「請負工事費」という。）の算定について、必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の積算に適用する。

ただし、国立公園等整備事業の対象地は、立地条件や自然環境条件が千差万別で、特殊条件下に位置するところも多いため、この積算基準書によることが著しく不適當又は困難である認められるものについては、適用除外とすることができるものとする。

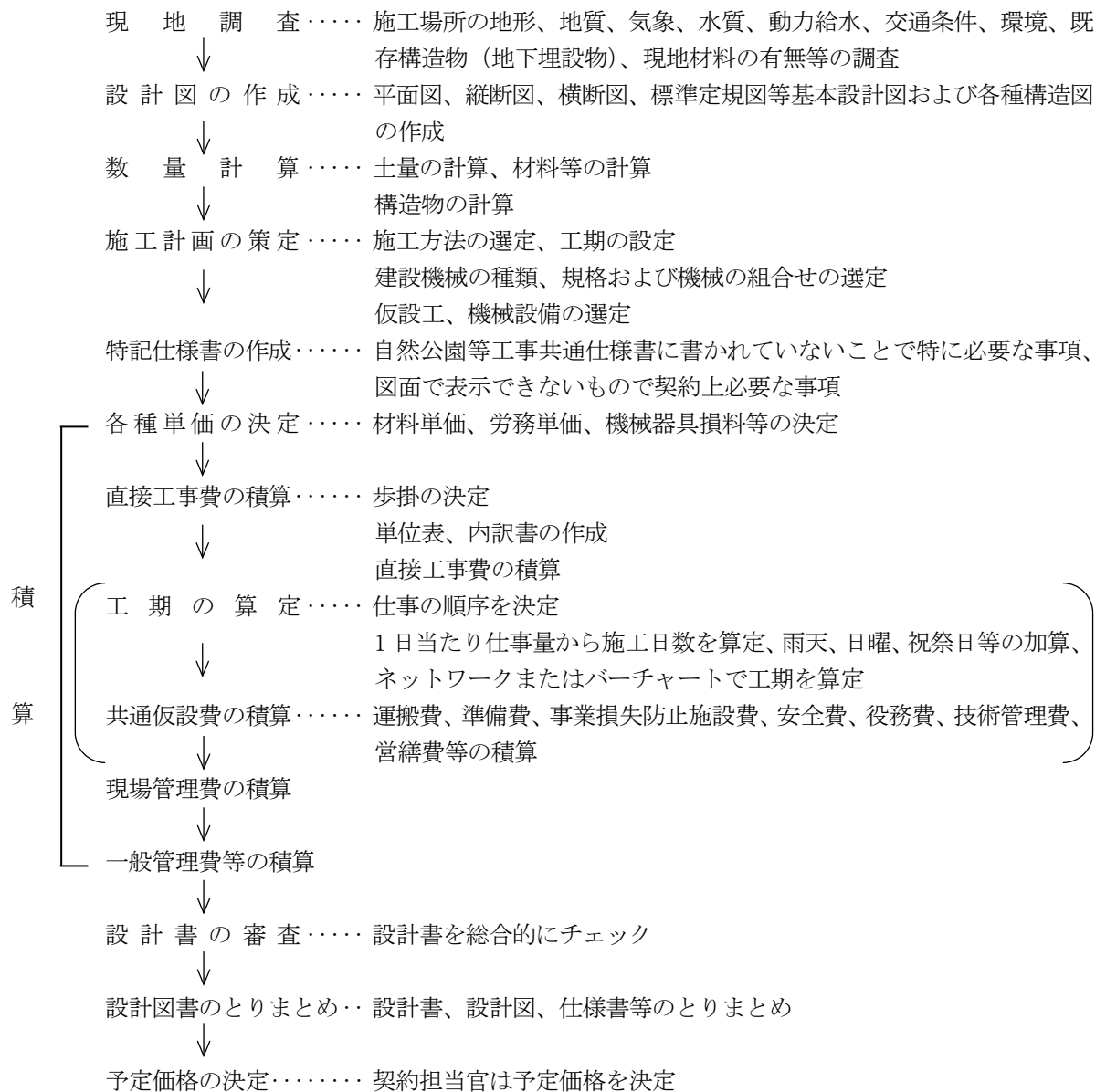
また、本積算基準に記載がない事項や工種区分が河川工事、舗装工事などの土木工事においては、国土交通省が制定した「土木工事標準積算基準書」を、建築工事においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「公共建築工事積算基準」を、森林整備事業や治山事業に類似した森林土木工事においては、林野庁が制定した「森林整備保全事業設計積算要領」を準拠することができる。

2 自然公園等工事における工事費積算の位置づけ

積算は通常設計書と呼ばれるものに相当し、計画（設計図、仕様書）に適合した施設を施工計画に従って建設するために要する費用を適正に算出するためのものである。具体的には、工事を行うにあたって必要とされる資材、労力、機械の単価、歩掛、経費等を設定し、それらを積み上げることとなる。

一連の建設工事における工事費積算の位置づけを示すと図1-1のとおりである。

図1-1 工事費積算の位置づけ



これらは一連の流れであるが、（特にその中心となる直接工事費の積算に当たっては）流れを構成する各項目が相互に密接に関係している。たとえば、現場の施工条件などは、工事費の積算に大きく影響するものであり、請負工事費を左右するものである。

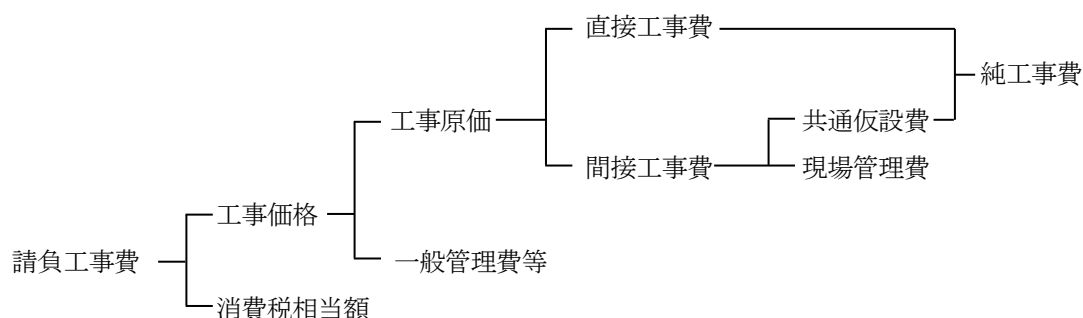
3 請負工事費の工事費構成

工事内容が広汎、多岐にわたっている公共工事を積算基準等により統一的に実施するに当たっては、積算体系全体にわたって使用される費用の名称区分、考え方、範囲、算定方法を厳密に定義しておくとともに、それらが合理的に構成されていることが必要である。工事費を合理的に構成しておく必要性をまとめると以下のとおりである。

- (1) 各種基準の上位・下位レベル感の整合性およびそれ自体の論理性の確保
- (2) 同位機循環（労力費・機械経費等）の整合性の確保
- (3) 各種工種間の整合性の確保
- (4) 重複・脱漏の防止
- (5) 積算担当組織内および外部（市場価格形成との整合）に対する表現、内容の統一性の確保
- (6) 新規（特殊）工事等に対する根本的事項の整合性の確保

一般的な請負工事費の構成を図1-2に示す。

図1-2 請負工事費の基本構成



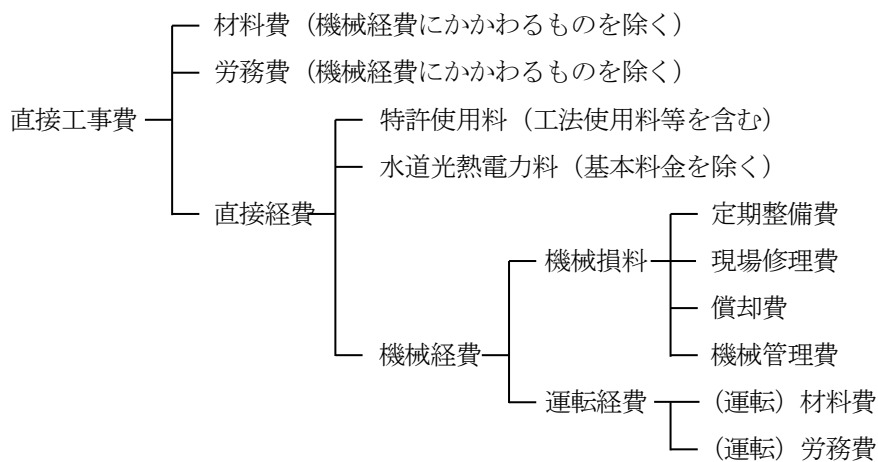
4 工事費の積算

4-1 直接工事費

直接工事費とは、工事目的物を造るために直接投入される費用で、たとえば、擁壁では、コンクリート、型枠、足場、床堀および直接的に用いられる機械経費等が含まれる。

直接工事の構成は図1-3で構成され、箇所または工事の種類により各工事部門を工種、種別、細別および名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費、直接経費の3要素について積算するものとする。

図1-3 直接工事費の構成



(1) 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その所要数量に材料単価を乗じて算出される。

1) 数量

数量は、工事を施工するに直接必要となる標準使用量に運搬、貯蔵、施工中の損失量等を実情に即して加算する。

2) 材料単価

材料単価は原則として現場着単価（現場の材料置場までの着単価で現場内の小運搬は含まない）とし、設計時に実際に購入できる適正な価格を計上するものとする。

現場着単価には、材料購入場所から現場までの運搬費用は含まれているので工事現場が山間地等特殊な場所のときは、運搬費用が材料の市場価格よりも大きくなることもある。

また、材料単価といった場合にそれが現場着単価であるのか、一般の市場価格（運搬費含まず）なのか二重の計上にならないように確認しておく必要がある。

3) 材料単価の決定

材料単価の決定は、「自然公園等工事単価決定要領」による。

(2) 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その所要人員に労務単価を乗じて算出される。

1) 所要人員

所要人員は、原則として、第4章一般施工歩掛によるものとする。

ただし、これにより難しい場合は、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに決めることができる。

2) 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

3) 夜間工事等の労務単価

夜間工事や休日作業の労務単価は、その労働条件に応じて割増しを行うものとする。

(3) 直接経費

直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、次の1)～4)までによるものとする。

1) 特許使用料

特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく、民間企業等有する特許権の持分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許工法に係る全ての特許使用料を計上する。

なお、特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意する。

2) 水道光熱電力料等

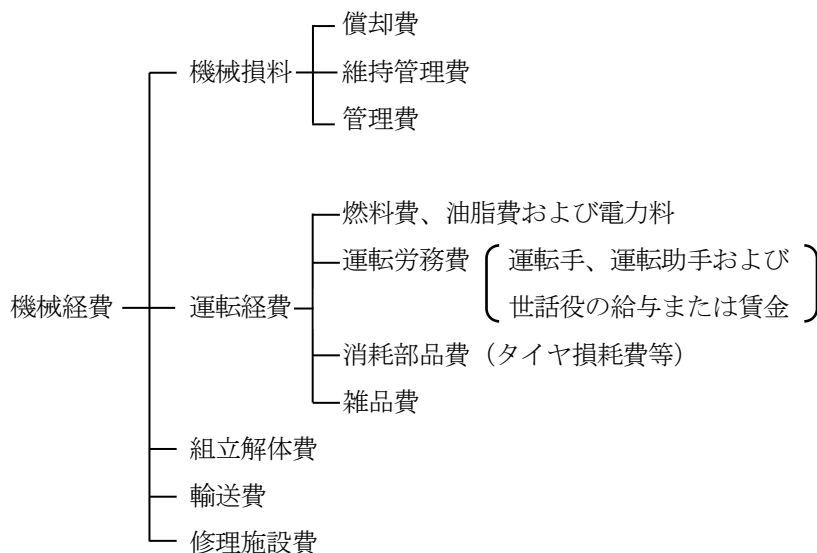
水道光熱電力等料には、工事を施工するに必要とする電力、電灯使用料、および上下水道料金で、機械固有の時間当たり使用料から供給機関の規程に従って、個別に算定する。光熱電力量の使用料金は直接経費で計上するが、基本料金は共通仮設費（役務費）に計上する。

3) 機械経費

機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く）で、その算定は「請負工事機械経費積算要領（昭和49年3月15日付け建設省機発第44号）」に基づいて積算する。

機械経費の構成は、図1-4のとおりである。

図1-5 機械経費の構成



機械経費の内訳について以下に示す。

① 償却費

機械の使用または経年による価値の減価額である。

② 維持修理費

機械の効用を持続するために必要な整備および修理の費用で、運転経費以外のものである。

③ 管理費

機械の保有に伴い必要となる公租公課、保険料、格納保管（これに要する要員を含む）等の経費である。

④ 燃料費

燃料費は、次の算式により求めたものとする。

燃料費＝

$$\text{燃料単価} \times \text{運転1時間あたり（または運転1日あたり）} \cdot 1 \text{ kWあたりの燃料消費量} \\ \times \text{定格（または最高）出力} \times \text{運転時間数（または運転日数）}$$

この式において、運転1時間あたり（または運転1日あたり）・1 kWあたり燃料消費量は、実績または推定により求めるものとし、定格（または最高）出力は、算定表に掲げるところによる。

⑤ 電力料

電力量は、電力事業者が定める電力供給規程をもとに、次の算式により求めた額とする。

$$\text{電力料} = \text{従量電力料単価} \times \text{使用電力量}$$

この式において使用電力量は、次式により求めるものとする。この場合の負荷率は、定格（または最高）出力に対する平均出力の割合とし、作業時間率については、運転時間数に対する実作業時間の割合とし、いずれも実績または推定により求めるものとする。

$$\text{使用電力料} = \text{負荷設備容量} \times \text{負荷率} \times \text{作業時間率} \times \text{運転時間数}$$

⑥ 運転労務費

運転労務費は、運転手、運転助手および世話役ごとに、次の算式により求めた額とする。

$$\text{運転労務費} = \text{労務単価} \times \text{運転1時間当たり（または運転1日あたり）労務歩掛} \\ \times \text{運転時間数（または運転日数）}$$

⑦ 消耗部品費

消耗部品費は、次の算式により求めた額とする。

$$\text{消耗部品費} = \text{運転1時間当たり（または運転1日あたり）の損耗費} \\ \times \text{運転時間数（または運転日数）}$$

この式において運転1時間当たり（または運転1日あたり）の損耗費は、実績または推定により求める。

⑧ 組立解体費

組立解体費は、機械の使用に伴う組立および工事の完了に伴う解体に必要な費用で、組立および解体に使用する機械器具の損料および運転経費ならびに組立および解体作業に従事する労務者の賃金および雑材料費である。

⑨ 輸送費

輸送費は、機械を工事現場に搬入し、または工事現場から搬出するために要する費用で、機械が所在すると推定される場所から工事現場までの最も経済的な通常の経路および方法による場合の運賃（自走する機械については、当該機械の機械損料および運転経費）および積卸しの費用である。

⑩ 修理施設費

大規模工事または山間へき地における工事等で機械化施工の効率化を図るため、工事現場に修理施設を設ける必要があると認められるときは、機械の修理施設として、修理施設（工作機械を含む）の工事現場搬入搬出および架設撤去の費用である。

⑪ 機械損料の積算

機械損料は、償却費、維持修理費および管理費について、次のア. の算式により求めた 運転1時間当たり損料（運転時間の測定が困難な機械または機械損料の計算を運転日単位で行うことが適当な機械（以下、「運転日単位の機械」という。以下同じ）については、運転1日

当たり損料に運転時間数（運転日単位の機械については、運転日数。以下同じ）を乗じて得た額と、次の「イ．供用 1 日当たり損料」の算式により求めた供用 1 日当たり損料に供用日数を乗じて得た額とを合計して算定するものとする。ただし、予備用機械については、「イ．供用 1 日当たり損料」の算式により求めた供用 1 日当たり損料に供用日数を乗じて得た額とする。

ア．運転 1 時間当たり損料＝

$$\text{基礎価格} \times \left(\frac{1/2 \times \text{償却費率} + \text{維持修理費率}}{\text{標準使用年数}} \right) \times \frac{1}{\text{年間標準運転時間 (または年間標準運転日数)}}$$

イ．供用 1 日当たり損料＝

$$\text{基礎価格} \times \left(\frac{1/2 \times \text{償却費率}}{\text{標準使用年数}} + \text{年間管理費比率} \right) \times \frac{1}{\text{年間標準供用日数}}$$

前項の規定にかかわらず、運転日数の測定が困難な機械または機械損料の計算を供用日単位で行うことが適当な機械（以下、「供用日単位の機械」という）の機械損料は、次の算定式により求めた供用 1 日当たりに供用日数を乗じて得た額とする。

供用 1 日当たり損料＝

$$\text{基礎価格} \times \left(\frac{\text{償却費率} + \text{維持修理費率}}{\text{標準使用年数}} + \text{年間管理費率} \right) \times \frac{1}{\text{年間標準供用日数}}$$

（４） その他の経費

その他の経費として、植栽工事における割増積算という項目があり、昭和 56 年から運用されているところである。これは植栽工事のうちの一定の費用について 0.5% の割増を見込むもので、参考までに本制度に係る建設省（現国土交通省）の通達を示す。

植栽工事における割増積算について

建設省官技発第228号
昭和 56年 6月 1日

各地方建設局長あて

建設大臣官房技術参事官

植栽工事完了後の新植樹木等の枯損については、工事請負契約書第36条（かし担保）又は設計図書の定めにより請負者が新植樹木等の植替えを行うものとしているが、新植樹木等の枯損は、通常の技術を持ってしても不可避の場合がある。このため、建設省直轄事業（営繕工事を除く。）に係る植栽工事については、下記により植栽費に一定の割増率を乗じた費用（以下「植栽割増」という。）を積算し、植替え工事の円滑を期することとしたので遺憾のないよう措置されたく通知する。

記

1. 対象とする工事

植栽割増の対象とする工事は、樹木又は地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類等の永年性植物）（以下「樹木等」という。）に係る植栽工事（他の工事に植栽工事を含める場合を含む。）で、設計図書により枯損樹木等の植替えが義務づけられているものとする。ただし、移植工事（植物材料の支給による工事を含む。）及び根廻工事については、植栽割増の対象から除くものとする。

2. 積算方法

植栽割増の積算は、植栽に係る単価の設定に当たって、植栽材料（樹木、芝生等の地被植物、支柱、土壌改良剤、目土、雑品等）の材料費及び労務費（床掘、植付、小運搬、支柱立込み、敷均し、目土散布等に要する労務費）について0.5%の割増を見込むものとし、当該単価で積算するものとする。

3. 植替えの対象とする樹木等

植栽割増を見込んだ樹木等が工事完了引渡し後1年以内に、植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯死が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含む。）となった場合には、請負者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。

附 則

この通知は、昭和56年7月1日以降の契約について適用する。

植栽単価割増計算例

(参考)

第 号		樹木植付				高木10本当たり (幹周15cm未満) 単価表
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	
労務費	世話役		人	0.32	樹種名を記入 必要量を計上 支柱単価表による 高木幹周 25 cm以上 60 cm未満 高木幹周 60 cm以上に計上 高木幹周 25 cm以上に計上 (労務費+材料費)×0.005	
	造園工		〃	1.61		
材料費	普通作業員		〃	9.6		
	樹木	樹高〇〇〇cm 幹周〇〇cm	本	10		
	改良剤		kg			
	支柱		組			
	クレーン付 トラック運転	4t積 2.9t吊	h			
	トラック	油圧式	日			
	クレーン賃料	4.8~4.9t吊	〃			
	バックホウ運転	油圧式クローラ 型	〃			
	諸 雑 費 計	0.1m ³	式 〃	1		

第 号		芝張工			10 m ² 当たり単価表
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
労務費	世話役		人	0.02	コウライシバ 目地張りの場合の数量は必要 量とする。 (労務費+材料費)×0.005
	造園工		〃	0.11	
	普通作業員		〃	0.23	
材料費	芝	ベタ張り	m ²	10	
	目土		m ³	2.7	
	諸 雑 費 計		式	1	

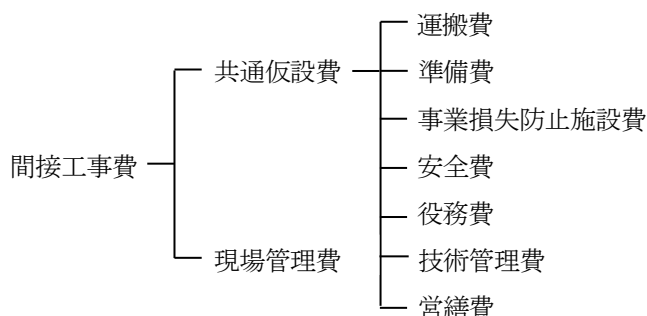
4-2 間接工事費

(1) 総則

間接工事費とは、個々の工事目的物に専属的に投入される費用ではなく、工事全体を通じて共同的に必要とする費用で、たとえば、現場事務所の設置維持、安全管理および安全対策に要する費用等がこれに含まれる。

間接工事費は、図1-5で構成され、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に分類し、それぞれの構成する費目について積算するものとする。

図1-6 間接工事費の構成



(2) 共通仮設費

共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とする。

1) 工種区分

共通仮設費は、表1-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。

- ① 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。
- ② 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。ただし、判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。
- ③ 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

表1-1 工種区分

工種区分	工種内容
自然環境共生工事	国立公園等整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 自然とのふれあい及び自然学習等のため歩道、木道、園地、野営場、小規模付帯施設（休憩舎、展望台等）の整備工事、植生復元施設、動物繁殖施設、動植物空間の育成工事、景観維持工事、庭園の維持管理・樹木植栽（地被植物の管理を含む）工事等の自然環境共生に関する工事
上記以外	「国土交通省土木工事標準積算書（共通編）」又は「森林整備保全事業設計積算要領」による。

2) 算定方法

共通仮設費の算定は、工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{対象額 (P)} \times \text{共通仮設費率 (Kr)} + \text{積上げ額}$$

① 率計算による部分

ア 対象額 (P)

下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

$$\text{対象額 (P)} = \text{直接工事費} + (\text{支給品費} + \text{無償貸付機械等評価額}) + \text{事業損失防止施設費} \\ + \text{準備費に含まれる処分費}$$

(ア) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

- a 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版 製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費
- b 上記 a を支給する場合の支給品費
- c 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価 (工場製作品を含む。)
- d 大型標識柱 [オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)オーバーヘッド式]、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む。)

(イ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は、「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

ただし、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

(ウ) 無償貸付機械等評価額の算定は、次式によりおこなうものとする。

$$\text{(無償貸付機械等評価額)} = \left[\begin{array}{l} \text{無償貸付機械と同機種、同型} \\ \text{式の建設機械等損料額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right]$$

(貸付にかかる損料額) (業者持込の損料額) (無償貸付機械等損料額)

(エ) 鋼橋桁等の輸送に係る間接費 (対象額に対する率計算の場合) の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

形態 \ 工種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製作+輸送+架設等	○	○	○
製作+輸送	×	○	○
輸送+架設等	○	○	○
輸送	×	○	○
架設等	○	○	○

○対象とする ×対象としない

(注) 購入桁については、製作を購入と読み替える。

イ 共通仮設費率

共通仮設費率は、表 1-2 のとおり。

表 1-2 共通仮設費率

工種区分	対象額	600 万円以下	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を 超えるもの
	適用 区分	下記の率とする。	(算定式) により算出された率と する。ただし変数は下記による。		下記の率とする。
			A	b	
自然環境 共生工事	10.80%	48.0	-0.0956		6.62%
上記以外	「国土交通省土木工事標準積算書（共通編）」又は「森林整備保全事業設計積算要領」による。				

(算定式)

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし、 K_r ：共通仮設費率（%）

P ：対象額（円）

A, b ：変数値

(注) 1. K_r の値は小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

2. 対象額の算定にあたっては、「(2) 共通仮設費 2) 算定方法 ①率計算による部分」及び「(2) 共通仮設費 2) 算定方法 ③間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

ウ 共通仮設費率の補正

(ア) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正

表 1-3 の施工地域区分に該当する場合、上記ウの表 1-2 により求めた共通仮設費率に表 1-3 の補正係数を乗じるものとする。表 1-3 以外の場合は、「国土交通省土木工事標準積算書（共通編）」による。

表 1-3 地域補正の適用

施工地域区分	対 象	補正係数
一般通行影響あり (1) - 1	2 車線以上（片側 1 車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には除外する。	1.4
一般通行影響あり (2) - 1	一般通行影響あり（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.4
市街地（DID 補正） (1) - 3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2
山間地域及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3

(注) 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID 地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km²以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

(イ) 施工地域を考慮した共通仮設費率の計算

共通仮設費(率分)＝対象額(P)×共通仮設費率(K r)×施工地域を考慮した補正係数
ただし、共通仮設費率(K r)は、表 1－2 による。

なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率(K r)の端数処理後に係数を乗じて、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。

② 積上げ計算による部分

積上げ計算による部分の積算は、以下の 3) 運搬費から 9) 営繕費までにおいて、それぞれ積上げ計上するものとして定められた個々の費用を積上げることにより行うものとする。

③ 間接工事費等の項目対象別表

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額		対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価
項目				
	桁等購入費	×	○	○
	処分費等	処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注) (キ) 参照)		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
	無償貸付機械等評価額	○	○	×
	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○
	現場発成品	×	×	×
	ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金	×	×	×

○対象とする ×対象としない

(注) (ア) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャスト PC 桁、プレキャスト PC 床版、レーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。

(イ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。

(ウ) 別途製作する標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式〕しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。(t 当り製作単価として取扱う場合)

- (エ) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。
- (オ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（材料費含む）と同じ扱いとする。
- (カ) ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金について見積により積算する場合は、間接工事費等に相当する部分を分離して見積することが困難なことから、間接工事費等を積算する際に、共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等の対象額から除外するものとする。
- (キ) 処分費等の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、下表のとおりとする。

- a 処分費（再資源化施設の入受費を含む）
- b 上下水道料金
- c 有料道路利用料

区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。

なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。

3) 運搬費

① 運搬費の積算

運搬費として積算する内容は、次のとおりとする。

ア 建設機械器具の運搬等に要する費用

- (ア) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- (イ) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
- (ウ) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用
- (エ) 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬
- (オ) 器材等の搬入、搬出及び現場内小運搬

ただし、支給品及び現場発生品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。

- (カ) 建設機械の自走による運搬
- (キ) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用
- (ク) 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬
- イ 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬（直接工事費に計上）
- ウ ア～イに掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
- エ 建設機械等の運搬基地
運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。

② 積算方法

ア 共通仮設費に計上される運搬費

(ア) 共通仮設費率に含まれる運搬費

- a 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む）
- b 器材等(型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く）、作業車（PC橋片持ち架設工）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等）の搬入、搬出及び現場内小運搬
- c 建設機械の自走による運搬（トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 80 t 以上は、積上げるものとする。）
- d 建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 e 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬
ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。
- f 上記①、ア、（ウ）の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50 t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70 t 吊）の分解・組立及び輸送に要する費用

(イ) 積上げ項目による運搬費

- a 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。
建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。
- b 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。
- c 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用
（運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む。）
- d 上記（ア）及び（イ）a～c における自動車航送船使用料に要する費用
（運搬中の本体賃料・損料を含む。）

イ 直接工事費に計上される運搬費

- (ア) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬
- (イ) 支給品及び現場発生品の運搬

以下、③～⑤については、「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）」による。

- ③ 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- ④ 仮設材等の運搬
- ⑤ 重建設機械分解・組立

4) 準備費

① 準備費の積算

準備費として積算する内容は、次のとおりとする。

ア 準備及び後片付けに要する費用

- (ア) 着手時の準備費用
- (イ) 施工期間中における準備、後片付け費用
- (ウ) 完成時の後片付け費用

イ 調査・測量、丁張等に要する費用

- (ア) 工事着手前の基準測量等の費用
- (イ) 縦、横断面図の照査等の費用
- (ウ) 用地幅杭等の仮移設等の費用
- (エ) 丁張の設置等の費用

ウ 準備として行う以下に要する費用

- (ア) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）
- (イ) 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）

エ アからウに掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。

オ 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。

② 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記アの（ア）、（イ）、（ウ）とし、積上げ計上する項目は前記アの（エ）に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

5) 事故損失防止設備

① 事業損失防止施設費の積算

事業損失防止施設費として積算する内容は、次のとおりとする。

ア 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用

イ 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

② 積算方法

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

6) 安全費

① 安全費の積算

安全費として積算する内容は、次のとおりとする。

- ア 安全施設等に要する費用
- イ 安全管理等に要する費用
- ウ ア及びイに掲げるものの他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

② 積算方法

安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。

- ア 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- イ 不稼働日の保安要員等の費用
- ウ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- エ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事は除く）
- オ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
- カ 酸素欠乏症の予防に要する費用
- キ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する）
- ク 安全用品等の費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）
- ケ 安全委員会等に要する費用

上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

- ア 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用
- イ バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善費に要する費用（積算方法は「10）現場環境改善費の積算」による。）
- ウ 高圧作業の予防に要する費用
- エ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
- オ 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
- カ その他、現場条件等により積上げを要する費用

7) 役務費

① 積算方法

役務費として積算する内容は、次のとおりとする。

- ア 土地の借上げ等に要する費用
- イ 電力、用水等の基本料
- ウ 電力設備用工事負担金

② 役務費の積算

役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。

- ア 借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとする。

イ 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。

ウ 電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

8) 技術管理費

① 技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は、次のとおりとする。

ア 品質管理のための試験等に要する費用

イ 出来形管理のための測量等に要する費用

ウ 工程管理のための資料の作成等に要する費用

エ ア～ウに掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

② 積算方法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記①のア、イ、ウのうち下記項目とする。

ア 品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用

イ 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用

ウ 工程管理のための資料の作成等に要する費用

エ 完成図の作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用

オ 建設材料の品質記録保存に要する費用

カ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用

キ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用

ク 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用

ケ 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用

コ PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用

カ 塗装膜厚施工管理に要する費用

キ 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）

ク 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）

ケ 品質証明に係る費用（品質証明費）

コ 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用

上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

- ア 特殊な品質管理に要する費用
 - ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
 - ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験
- イ 現場条件等により積上げを要する費用
 - ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用
 - ・試験盛土等の工事に要する費用、
 - ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用
 - ・防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用
- ウ その他、前記ア、イに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

9) 営繕費

① 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

- ア 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- イ 労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- ウ 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- エ 労働者の輸送に要する費用
- オ 上記ア、イ、ウに係る土地・建物の借上げに要する費用
- カ 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- キ ア～カに掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

② 積算方法

営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記アの（ア）～（カ）の内以下の項目とする。

- ・コンクリートダム、フィルダム工事では、監督員詰所等の設置・撤去、維持・補修に要する費用を含む。

上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

ア 監督員詰所等の営繕に要する費用

監督員詰所等の設置は工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。

イ 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用。（積算方法は「10）現場環境改善費の積算」による。）

ウ その他、現場条件等により積上げを要する費用。

③ 除雪工事で営繕費の補正を行う場合の共通仮設費率の補正

ア 除雪工事で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設費率の補正について

積算基準において、共通仮設費率に含まれる営繕費の項目は、「9）営繕費 ② 積算方法」のとおりであるが、除雪工事においては、現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合がある。そのため、共通仮設費率に対して現場事務所、労働者宿舍、倉庫の設置・撤去・維持・補修の割引補正を行う必要がある。

イ 除雪工事において現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の算定方法

(ア) 施工地域を考慮した補正係数を適用する場合

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×

（除雪工事補正共通仮設費率＋施工地域補正後の共通仮設費率－共通仮設費率）

- ・対象額（P）：直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）
＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費
- ・除雪工事補正共通仮設費率（％）：共通仮設費率（K_r）×除雪工事補正係数（S_r）
- ・除雪工事補正係数（S_r）：現場事務所等を貸与する場合の割引補正係数
- ・施工地域補正後の共通仮設費率（％）：共通仮設費率（K_r）×施工地域補正係数
- ・施工地域補正係数：2）算定方法①率計算による部分ウ共通仮設費率の補正）の施工地域を考慮した補正係数による

市街地補正係数の適用については、「2）算定方法①率計算による部分ウ共通仮設費率の補正」を参照のこと。

なお、除雪工事補正共通仮設費率及び施工地域補正後の共通仮設費率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

表1-4 除雪工事補正係数（S_r）

区 分	補正係数
宿舎のみ 使用の場合	0.95
事務所のみ //	//
倉庫のみ //	//
宿舎と事務所を //	0.90
宿舎と倉庫を //	//
事務所と倉庫を //	//
宿舎、事務所、倉庫を //	0.85

10) 現場環境改善費

① 適用の範囲

住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

② 積算方法

ア 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は、積上げ計上とする。

(ア) 算出方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％、少数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）

α：積上げ計上分（単位：円、1000円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot Pi^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

(イ) 率に計上されるものは、表1-5の内容のうち原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

表1-5

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

(ウ) 積み上げ計上分（α）に計上されるものは、イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」

及び「率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用」である。

(エ) なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

(オ) 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

イ 熱中症対策・防寒対策に関する費用について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

ウ 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額(Pi)の変動に伴う現場環境改善費率は変更される。また、積み上げ計上分(α)については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

(3) 現場管理費

現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とする。

1) 現場管理費の項目及び内容

① 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

ア 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)

イ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用

ウ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用

エ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

オ 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用

② 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

③ 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

④ 保険料

自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く。)工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

⑤ 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当(危険手当、通勤手当、火薬手当等)及び賞与

ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

⑥ 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

⑦ 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

⑧ 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

- ⑨ 事務用品費
事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
- ⑩ 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- ⑪ 交際費
現場への来客等の応対に要する費用
- ⑫ 補償費
工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費
ただし、臨時にして巨額なものは除く。
- ⑬ 外注経費
工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費
- ⑭ 工事登録等に要する費用
工事实績等の登録に要する費用
- ⑮ 動力、用水光熱費
現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、水道、ガス等の費用（基本料金を含む。）
- ⑯ 公共事業労務費調査に要する費用
- ⑰ 雑費
①から⑯までに属さない諸費用

2) 現場管理費の算定方法

- ① 現場管理費は表 1-6 の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率 (Jo)}$$

なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2) 算定方法 ① 率計算による部分 ウ 共通仮設費率の補正」及び「(2) 共通仮設費 2) 算定方法 ③ 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

- ② 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。
- ③ 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

表 1-6 現場管理費率

純工事費 適用 区分 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を 超えるもの
	下記の率とする。	(算定式) により算出された率とする。 ただし変数は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
自然環境 共生工事	43.09%	347.3	-0.1324	22.34%
上記以外	「国土交通省土木工事標準積算書（共通編）」又は「森林整備保全事業設計積算要領」による。			

(算定式)

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

ただし、 J_o ：現場管理費率（％）

N_p ：純工事費（円）

A, b ：変数値

(注) 1. J_o の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

3) 現場管理費率の補正

① 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間等を考慮して、表1-6 現場管理費率を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし、重複する場合は、最高2%とする。

ア 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

(ア) 積雪寒冷地域の範囲……国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

(イ) 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。

施工時期	適用地域	備考
11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。
12月1日～3月31日	上記以外の地域	

(ウ) 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

(エ) 現場管理費率の補正率は次によるものとする。

$$\text{補正值 (\%)} = \text{冬期率} \times \text{補正係数}$$

$$\text{冬期率} = \frac{\text{12月1日～3月31日 (11月1日～3月31日) までの工事期間}}{\text{工期}}$$

ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1級地	1.80
2級地	1.60
3級地	1.40
4級地	1.20

(注) 1. 冬期率は小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 補正值は小数第3位を四捨五入して第2位とする。

3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

② 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

ア 表1-7に該当する場合、表1-6 現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。表1-7以外の場合は、「国土交通省土木工事標準積算書（共通編）」による。

表 1-7 地域補正の適用

施工地域区分	対象	補正係数
一般通行影響あり (1) - 1	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には除外する。	1.2
一般通行影響あり (2) - 1	一般通行影響あり（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2
市街地（DID補正） (1) - 3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1
山間地域及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0

- (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。
 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
2. 共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

4) 支給品の扱い

- ① 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。

- ① 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。
- ② 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。

6) 処分費等の取扱い

処分費等の取扱いは、「(2) 共通仮設費 2) 算定方法 ③ 間接工事費等の項目別対象表 (キ) 処分費等の取扱い」による。

7) 現場管理費の計算

現場管理費率は、表 1-6 による。

- ① 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算

現場管理費 = 対象純工事費 × {(現場管理費率 × 補正係数) + 補正值}

対象純工事費：純工事費 + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率は、表 1-6 による。

補正係数は、3)②施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、3)①施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率J oの端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

4-3 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなる。

(1) 一般管理費の項目及び内容

1) 役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）

2) 従業員給料手当

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与

3) 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

4) 法定福利費

本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

5) 福利厚生費

本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用

6) 修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

7) 事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

8) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

9) 動力、用水光熱費

電力、水道、ガス等の費用

10) 調査研究費

技術研究、開発等の費用

11) 広告宣伝費

広告、公告、宣伝に要する費用

12) 交際費

本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用

13) 寄付金

14) 地代家賃

事務所、寮、社宅等の借地借家料

15) 減価償却費

建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額

16) 試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

17) 開発費償却

新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

- 18) 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- 19) 保険料
火災保険及びその他の損害保険料
- 20) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- 21) 雑費
電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

(2) 付加利益

- 1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- 2) 株主配当金
- 3) 役員賞与（損金算入分を除く）
- 4) 内部留保金
- 5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

(3) 一般管理費等の算定

一般管理費等は、(1) 及び (2) の額の合計額とし、表 1-8 の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{工事原価} \times \text{一般管理費等率 (Gp)}$$

なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「4-2 間接工事費 (2) 共通仮設費 2) 算定方法 ① 率計算による部分 (エ)」及び「4-2 間接工事費 (2) 共通仮設費 2) 算定方法 ③ 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

表 1-8 一般管理費等率

① 前払金支出割合が 35% を超えて 40% 以下の場合

工事原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	一般管理費等算定式により算出された率	10.63%

② 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$Gp = -5.21826 \times \text{LOG}(Cp) + 60.08343 \quad (\%)$$

ただし、Gp：一般管理費等率 (%)

Cp：工事原価 (円)

(注) 1. Gp の値は、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位止とする。

2. 対象とする工事原価については、「4-2 間接工事費 (2) 共通仮設費 2) 算定方法 ① 率計算による部分 (エ)」及び「4-2 間接工事費 (2) 共通仮設費 2) 算定方法 ③ 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(4) 一般管理費等率の補正

1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。

なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。

① 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が 35%以下の場合の一般管理費等率は、表 1-9 の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第 3 で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

② 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、表 1-10 別表第 5 の補正值を加算したものを一般管理費等とする。

表 1-9 一般管理費等率の補正

前払金支出 割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 表 1-9 で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。

表 1-10 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正值(%)
ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)。	0.04
ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース 3：ケース 1 及び 2 以外の場合。	補正しない

(注) 1. ケース 3 の具体例は以下のとおり。

予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合

2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

2) 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

3) 自社製品の取扱い (プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合) について

自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

4-4 消費税等相当額

消費税等相当額の積算は、次のとおりとする。

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

5 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の運用について

5-1 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

「随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について」は、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算基準書(共通編)」第I編 総則
第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整
① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の調整について

6 工事積算における熱中症対策について

6-1 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は、下記の国土交通省土木工事積算基準に基づき取り扱うこと。

「国土交通省土木工事積算基準 令和7年度版」第I編 土木工事積算基準等通知資料
26. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行

6-2 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行についての運用について

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行についての運用について」は、下記の国土交通省土木工事標準積算基準に基づき取り扱うこと。

「国土交通省土木工事積算基準 令和7年度版」第I編 土木工事積算基準等通知資料
27. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行についての運用について

6-3 現場環境改善費の熱中症対策・防寒対策に関する費用計上の留意事項について

「現場環境改善費の熱中症対策・防寒対策に関する費用計上の留意事項について」は、下記の国土交通省土木工事標準積算基準に基づき取り扱うこと。

「国土交通省土木工事積算基準 令和7年度版 第I編 土木工事積算基準等通知資料
14. 現場環境改善費の熱中症対策・防寒対策に関する費用計上の留意事項について

第2章 工事費の積算

1 数量計算

1-1 一般事項

- (1) 数量計算は、下記に示す工種に分類のうえ行う。
 (2) 鋼種別内訳書、および各材料計算書等の端数処理は、下記を原則とする。
 なお、計上数量以下はすべて四捨五入とする。

表 2-1

工 種	標 準 単 位	備 考
整 地 工 事		
舗 装 工 事	10 m ² 当たり	ただし1,000 m ² 未満は1 m ²
施 設 工 事	10 m ² 、1カ所当たり	ただし1,000 m ² 未満は1 m ²
排 水 工 事	1 m、一カ所当たり	
植 栽 工 事	10 m ² 、1本当たり	ただし1,000 m ² 未満は1 m ²

表 2-2

区 分		単 位	計 上 数 量	備 考
内 訳 書	土 量	m ³	10	ただし、0.01 以下は1位 客土、表土、種子吹付を含む
	舗 装	m ²	1	
	街きよ	m	0.1	
	管 類	m	0.1	
	肥料等	kg、ℓ	0.1	
数量計算書 デジタイザー プロッター	土量計 算	m ³	平均断面は0.01 ほかは0.1	
	三斜計 算	m ²	0.01	
材料計算	体 積	m ³	100 以上は整数 100 未満は有効 数字上位3桁	有効数字上位3桁は、小数点 以下の場合小数点以下3位と する。
	面 積	m ²		
	延 長	m		
	重 量	kg		
その他				
建設機械等の 作 業 量		h		

※デジタイザー：画板（パット）の上を移動するペンの動きをとらえ、X-Y座標軸として
 コンピューターに入力する装置
 プロッター：CADで作成した設計図、求積図、地図等の出力などに用いられる装置

※：上記以外は、「国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編)令和7年度版 第I編総則 第5章
 数値基準等」に原則としてよる。

1-2 土工

(1) 堀方の分類

床堀り、および切取りの分類は表 2-3 による。

表 2-3

床堀り	定義	床堀り（根切り、溝堀り、つぼ堀り）とは、土砂を掘り起こして、その付近に置くまでの作業で、はね上げ、はね付け（3 m程度の投棄を含む）または積込みの一連の作業を含む、計画地盤線以下のものについて適用する。
	適用	困障、ウォール、標識施設、園地工作物、ます類、管類、舗装、縁石、側溝等に係る堀方
切取り	定義	切取りとは、切崩しおよび掘起こし作業のほか、距離 3 m程度までの投棄（一輪車に直接積み込む場合も含む）を含む一連の作業をいい、計画地盤線より上部のものに適用する
	適用	土留、石積み、擁壁等の法面部分に係る堀方

床堀幅 $W > 700 \text{ mm}$ の場合は機械施工

床堀幅 $W \leq 700 \text{ mm}$ の場合は人口施工

※：堀方その他の土工（押土など）については、第4章一般施行歩掛に記載している「国土交通省 土木工事標準積算書（共通編）令和7年度版 第Ⅱ編 共通工 第1章 土工」を参照のこと。

(2) 堀方

各構造物の堀方は、地域によって異なるが、標準的な例を次に示す。

なお、軟弱地盤、および床堀り深さ 3 m以上は別途参照。

1) 擁壁工の場合

(A)、(B)、(C) を別々に算出する。

(A) は造成工の切盛土工で計上

(B) バックホウ

(C) 人力

図 2-1 RC擁壁または直高2m以上のコンクリート擁壁
 [(A)、(B)、(C)の3種類に区分する]

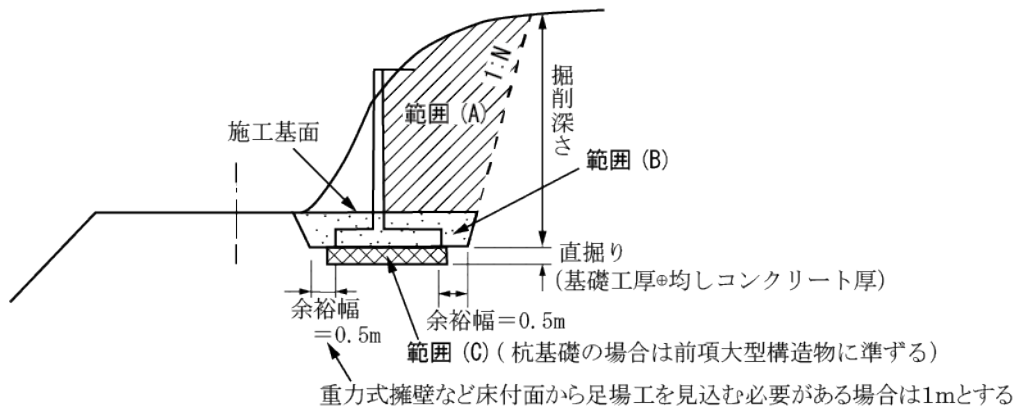


図 2-2 直高3m未満のコンクリート擁壁
 [(A)、(B)の2種類に区分する]

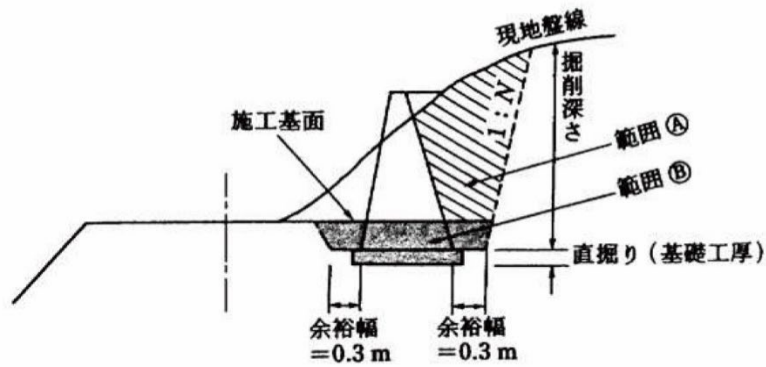
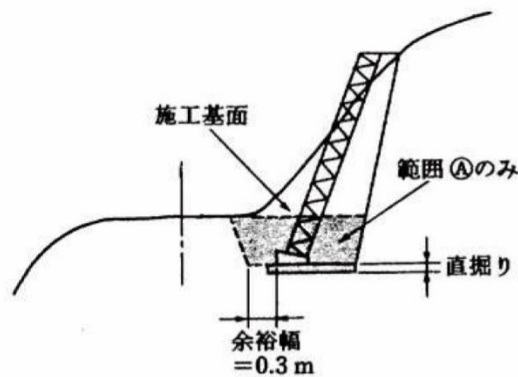


図 2-3 ブロック積およびもたれ擁壁
 [1種類で良い]



2) 小型構造物の場合（掘削は1種類でよい）

ただし、掘削深さが2 mを超える場合は範囲（A）、（B）を区分すること。

図 2-4 型枠が不要な場合
（プレキャスト側溝等）

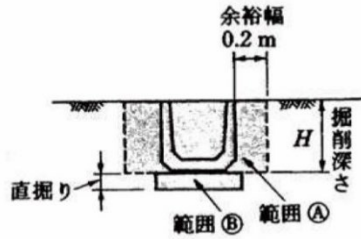


図 2-5 型枠が必要な場合
（現場打コンクリート側溝、管きよ、ます等）

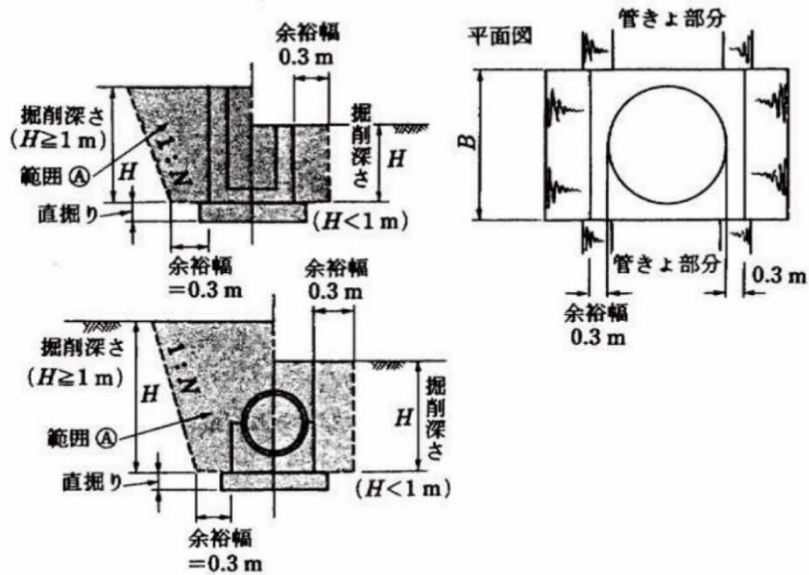
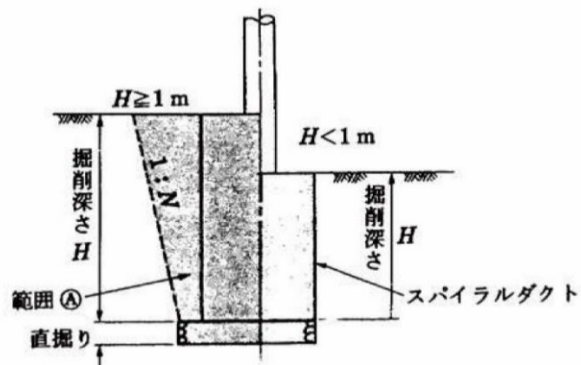


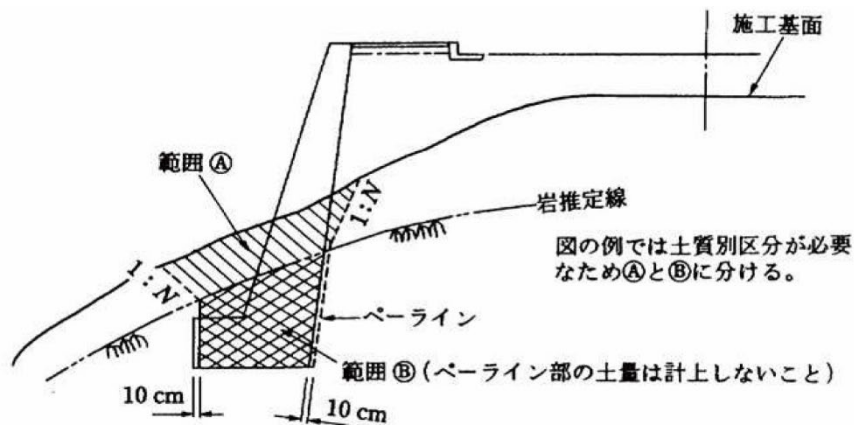
図 2-6 構造物が独立している場合
（単柱、標識基礎等）



3) 岩盤部の掘削

(岩盤部において10cm厚のコンクリートを余分に算出することとしているが掘削量にみこまれないこと)

図 2-7



4) 掘削深さによる標準勾配

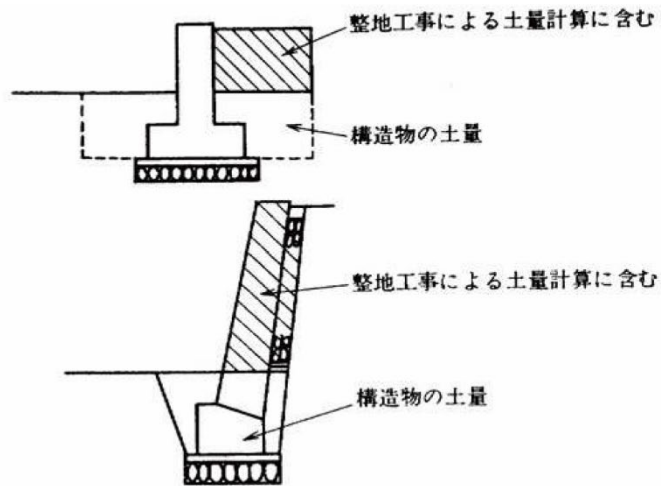
表 2-4

地山の種類	のり勾配 (1 : N)	掘削深さ (H)	小 段	備 考
岩盤または堅い粘土 (N値8以上)	直	5m未満	—	
	1 : 0.3	5m以上	5mごと幅2m	
そ の 他	直	1m未満	—	
	1 : 0.3	1m以上 5m未満	—	
	1 : 0.6	5m以上	5mごと幅2m	
砂	1 : 1.5	5m未満	—	
発破等で崩壊しやすい状態になっている地山	1:1	2m未満	—	

(3) 整地工事との取合い

整地工事には、舗装種類の主たるものの土工事分まで含めるものとする。

図 2-8

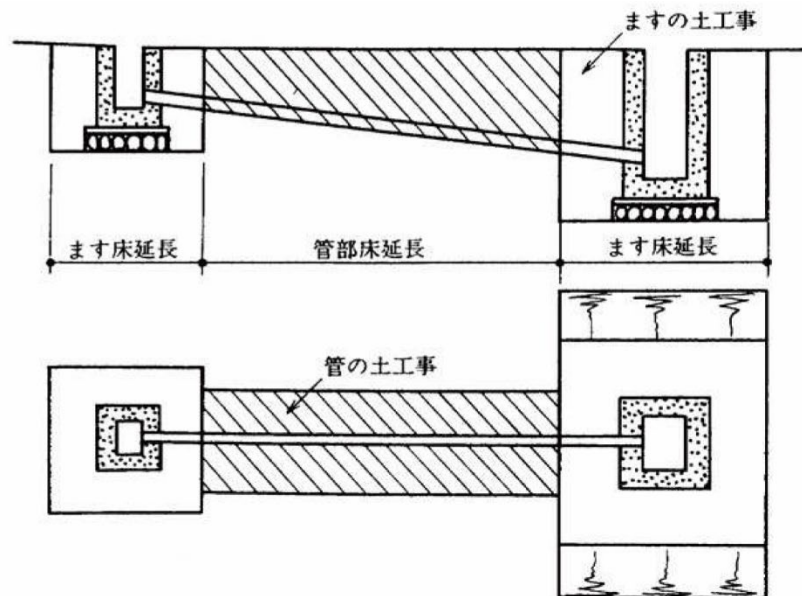


(4) 管きよ、ますの土工事

1) 掘方

掘方は、管きよとますとに区別のうえ、計上する。

図 2-9



2) 埋戻し

埋戻しは、A、B、C（表2-5）に区分のうえ、計上する。なお、植栽地は締め固めない。

図 2-10

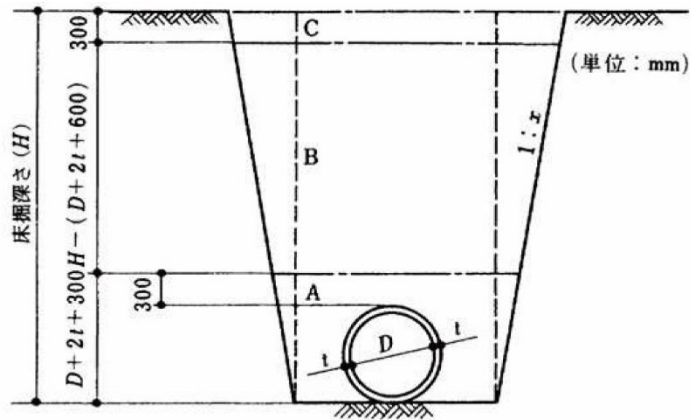


表 2-5

区分	埋戻し	締め固め
A	人力	タンパ
B	ブルドーザ	タンパ
C	ブルドーザ	ブルドーザ

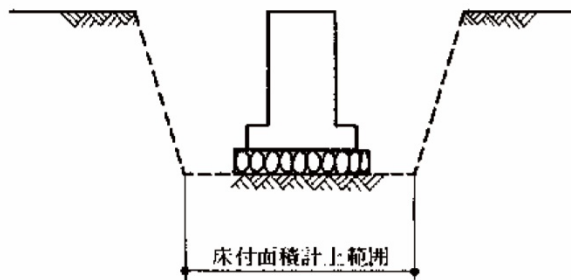
表 2-6 排水工事におけるバックホウの作業効率E

バックホウ 0.35	E
街きよます・取付管	0.3
管オープン掘削	0.63
山留	0.55

(5) 機械掘り

土量にまとまりがある場合は原則として、機械掘りとする。なお、機械掘りには、床材面積も含め計上する。

図 2-11



1-3 施設工

(1) 型枠・コンクリート工

1) 型枠工

自然公園等工事に用いる型枠は、合板型枠を標準とする。コンクリート構造物の分類は、表2-7による。

表 2-7

種 類	コンクリート構造物の分類
無筋構造物	マッシブな構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物、均しコンクリート等
鉄筋構造物	鉄筋コンクリート擁壁等鉄筋量の多い構造物
小型構造物	コンクリート断面積が1 m ² 以下の連続している側溝、傘コンクリート等、コンクリート量が1 m ² 以下の点状集水桝、照明基礎、標識基礎等

(2) 鉄筋工事

- 1) 鉄筋数量は原則として、配筋図より所要従量を算出する。
- 2) 単位重量、および定尺

表 2-8

種 類	規 格	単 位 重 量	定 尺	備 考
丸 鋼	φ9	0.449kg/m	7.0m	
	φ13	1.04	7.0	
	φ16	1.580	7.0	
異 形 鋼	D10	0.56 kg/m	7.0m	
	D13	0.996	7.0	
	D16	1.56	7.0	
	D19	2.25	7.0	
	D22	3.01	7.0	

(注) 材料の割増しは、単価で行うものとする。

(3) ブロック積み等

- 1) 基礎部(10m当たり)と壁部(10m²当たり：壁部については、擁壁高2m未満と以上に区分)に分けて計上する。
- 2) 小型構造物の場合は、平均H一括10m当たりで計上することができる。
- 3) 胴込めコンクリートは、表2-9を標準とする。

表 2-9

種 類	胴込めコンクリートの量
割石、雑割石の練積み	1.7 m ³ /10 m ³
野面石、雑石の練積み	1.7 m ³ /10 m ³
コンクリートブロック積	1.93 m ³ /10 m ³ (控 35 cm)

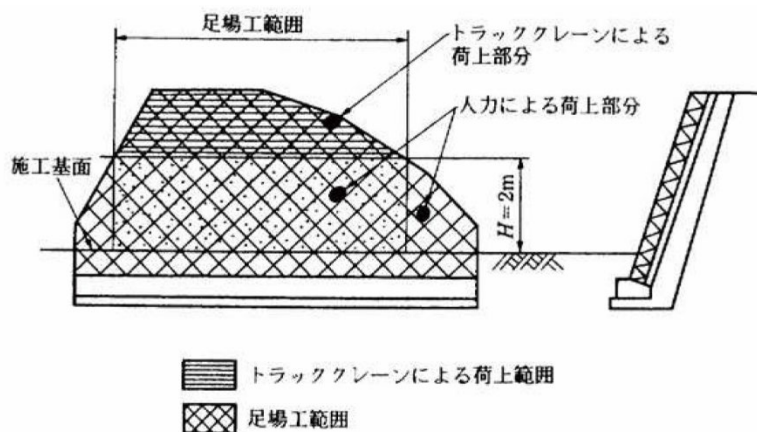
4) 荷上げ

荷上げ方法	運 搬 条 件
機 械	石積(張)材料の荷上方法が上り方向で、直高2m以上の部分
人 力	上記以外の部分

- (注) 1. 荷上げ機械にクレーンを使用する場合は、トラッククレーン(油圧15~16t吊)とし、胴込め、裏込めコンクリート、裏込材、雑割石、雑石、野面石の運搬を1台で行うものとする。
2. 施工直高が2m以上ある場合は、機械施工、人力施工と区分し計上すること。
3. 材料搬入地盤より上に積み上げる場合、直高2m以上は足場工を見込むこと。

5) 単管足場工

図 2-12



- (注) 1. 施工基面は、埋戻線、または、現地盤とする。
 2. 足場面積 (H 2 m 以上の場合) は、図に示す足場工範囲の面積とする。
 3. 路面等より下段に設ける石積の荷下げ、足場の計上については現場状況により必要に応じて見込むものとする。

6) 壁部面積は、展開図より算出する。

$$H = \frac{\text{壁部面積}}{\text{擁壁平均延長}} (\text{天端} + \text{下端}) \times 1 / 2$$

図 2-13

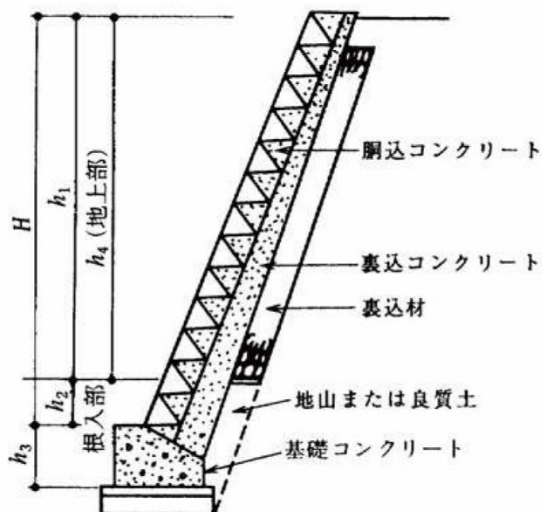


表 2-10 擁壁基礎寸法

基礎地盤条件 擁壁高 (mm)	I (mm)				II (mm)				III (mm)			
	a	b	c	d	a	b	c	d	a	b	c	d
3,000 未満	100	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	100
3,000 以上	200	200	200	100	200	200	200	100	200	200	250	100
地盤条件	地 盤 条 件											
I	岩、岩屑、砂利又は砂											
II	砂質土											
III	シルト粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15m までの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る）											

ただし、基礎地盤が軟弱で地耐力が不足している場合は適用不可。

1-4 植栽工

(1) 芝生面積の樹木にかかる控除は、表 2-11 を標準とする。

表 2-11

区 分	幹周 (cm)	植穴直径 (cm)	控除面積 (m ²)
高 木	35 未満	≒80	0.5
	35~80	≒140	1.5
低 木			低木植付面積または 0.25 m ² /株

(注) 幹周 80cm 以上は別途植穴面積を算出し控除する。

(2) 張芝における目土量 (ベタ張り)

黒土 (表土) を m² 当たり 0.02 m³ とし、設計図書に特記する。

(3) 新植にかかる幹巻き

新植の幹巻きは、原則として表 2-12 の樹種に計上できる。

表 2-12

針葉樹	マキ類	H=3.0m 以上
	マツ類	C=0.3m 以上
常緑高木		C=0.15m 以上
落葉高木	イチョウ以外の	C=0.15m 以上

(注) 1. 幹巻きを特記する場合は、別途計上する。

2. H は樹高、C は幹周を示す。

(4) 植栽工

植栽工歩掛については、第 4 章 一般施工歩掛の 15 公園植栽工による。

2 市場単価方式による積算

2-1 市場単価方式による積算について

公共土木工事における予定価格の算出は、従来、歩掛による積上げ方式で実施されてきたが、①積算の機動性の確保、②市場における各種価格決定要因をより円滑に予定価格に反映させる、③元請・下請間の取引価格の基準化、④発注者側の積算業務の合理化・省力化等の理由から、市場単価方式が一部工種について導入された。

2-2 市場単価方式により積算を行う工種

市場単価方式により積算を行う工種及び範囲は国土交通省策定の土木工事標準積算基準書（共通編）によることとする。

なお、前記積算基準は毎年見直され、年度版として刊行されているので留意すること。

3 現場発生品及び支給品運搬

「現場発生品及び支給品運搬」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算基準書(共通編)」 第I編 総則
第2章 工事費の積算 ③ 現場発生品及び支給品運搬

4 建設機械運転労務等

4-1 建設機械運転労務

「建設機械運転労務」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算基準書(共通編)」第I編 総則
第6章 建設機械運転労務等 ① 建設機械運転労務

4-2 原動機燃料消費量

「原動機燃料消費量」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算基準書(共通編)」第I編 総則
第6章 建設機械運転労務等 ② 原動機燃料消費量

4-3 機械運転単価表

「機械運転単価表」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算基準書(共通編)」第I編 総則
第6章 建設機械運転労務等 ③ 機械運転単価表

4-4 一般事項

「一般事項」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算基準書(共通編)」第I編 総則
第6章 建設機械運転労務等 ④ 一般事項

5 土木請負工事の特許使用料の積算

5-1 土木請負工事の特許使用料の積算について

「土木請負工事の特許使用料の積算について」は、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算基準書(共通編)」 第I編 総則
第7章 土木請負工事の特許使用料の積算 ① 土木請負工事の特許使用料の積算について

6 土木請負工事における現場環境改善費の積算

6-1 土木請負工事における現場環境改善費の積算

「土木請負工事における現場環境改善費の積算」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算基準書(共通編)」 第I編 総則
第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算
① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

7 その他

7-1 作業日当り標準作業量

「作業日当り標準作業量」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算基準書(共通編)」第I編 総則
第14章 その他 ④ 作業日当り標準作業量

7-2 市場単価の1日当り標準施工量

「市場単価の1日当り標準施工量」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算基準書(共通編)」第I編 総則
第14章 その他 ⑤ 市場単価の1日当り標準施工量

第3章 積算の留意事項

1 運搬工

1-1 一般事項

運搬方法の選定については、現地の状況と材料の性質を勘案し、経済的な運搬方法を採用する。

1-2 人力運搬工（人肩、小車運搬等）

- (1) 本歩掛（山岳地人肩運搬歩掛）は、歩道の平均縦断勾配が15%以上の山岳地で、既定の諸車運搬、キャリアー運搬及び索道運搬が不適當な場合に採用する。なお、この場合であっても現地の状況を勘案のうえ乗継運搬と単独運搬のいずれを選ぶかは比較のうえ経済的な方法を採用する。
- (2) 本歩掛の歩道の平均縦断勾配とは着地と発地の平均傾斜割合をいう。また、運搬距離とは、発地から着地までの平均片道距離をいう。
- (3) 運搬距離は20m、40m、60mと20m単位で区分することとしているが、これは20m未満、20～40m、40～60mという意味であって運搬距離20m以内の場合は、20mの歩掛を、20m以上の場合にはそれぞれの範囲に対して上位の数値を適用するものとする。
- (4) 本歩掛の運搬には、普通作業員を適用する。ただし勾配がおおむね30%以上の箇所、または山泊を必要とする場合は、山林砂防工を適用する。
- (5) 土取場及び土捨場は設計内容に明記すること。
- (6) 各種運搬歩掛は、運搬工程に影響のない勾配を基準としており、高低差や運搬距離の観点で本歩掛の適用が妥当と判断できない場合は見積対応とする。

2 仮設工

2-1 一般事項

仮設費は、工事建造物の一部を構成することはないが、工事の施工を直接、間接に補助するための施設、材料等であり、工事の進行とともに消耗され、工事の完成によって撤去されるものに関する費用である。

仮設は、その目的によって直接仮設と共通仮設とに区分される。直接仮設は内外足場、登栈橋、土留工等のように工事遂行に直接関係のある仮設をいう。一方、共通仮設とは、各種の準備費、現場事務所・倉庫・労務者宿舎等の仮設建物、コンクリートプラント、アスファルトプラント等の機械設備費等のように各工種に共通しており、積算にあたっては、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して計上する仮設を示す。

自然公園等工事の場合、工事箇所の多様な立地、施工可能な期間の限定等があり、かつまた、優れた自然要素を損なうことなく工事を進行させることが大前提であるので、これ等の点を十分ふまえた仮設の積算を行うことが重要である。このため、工事着手前における移植や表土工等の植生保全措置、あるいは浸食防止対策の検討が重要となる。また、多くの自然公園は既に利用されているものがほとんどで、利用者（特に登山利用者）に対しての配慮が必要となる。この場合、工事区間と期間の周知、迂回路標示を広範囲に示すことになるので、公園管理者と十分協議をしておく必要がある。

2-2 各種仮設工

各種仮設工に、準備工に相当するものも含め、以下に積算上の留意事項を示す。

(1) 共通仮設

※第1章 4-2 間接工事費を参照すること。

(2) 伐開

伐開は工事箇所の地形、工事用進入路、工事範囲と施工量によって、人力施工かブルドーザー施工かを決定する。その場合、保全する植生や地形・地物の有無を確認し、その保全対策を講じると共に、表土流出防止等の防災面での措置を勘案する。

(3) 構造物取りこわし工

構造物取りこわしは、主として既存施設改修に伴う軽微な構造物の解体を適用範囲とし、専らコンクリートブレーカーによる5m³未満のものを標準対象とする。尚、建築物及び駐車場舗装全面撤去のような大規模な取りこわしについては、別途適用する基準よること。

3 敷地造成工

3-1 一般事項

敷地造成は、敷地の面積の大小、地形・地質・標高差等さまざまであり、周辺の土地利用も考慮して造成を考えなければならない。

積算に当たっては、次の事項に留意し、必要な積算項目を洗い出す。

(1) 造成は、土の造形であること

敷地造成工は、公園・緑地の基本的な形状・形態をつくるものであり、ラウンディングなど自然景観との調和を大切にした造成を行い、計画意図を把握しながら排水・のり面勾配等の安全性を考えて行う。

(2) 植物の生育基盤造成

植栽地においては、植物が自立し、生育できる土が必要である。

実施設計時までには、土壌調査を行い、土の保水・排水・保肥力・土の硬さ・質等をもとに施工方法を検討する。

(3) 構造物等の安全基盤としての造成

園路・広場の基礎、建築物、工作物等の安全基盤として敷均し、転圧、機種、転圧回数等を決め、締め固める必要がある。

これらは、土質調査資料をもとに検討する。特に、池・沼地等軟弱地盤上の盛土の施工は、十分調査を行い、改良の工法について診断する。

3-2 土工

(1) 現地踏査・資料収集

- ・周辺状況
- ・地形・地質
- ・気象（雨、凍上）
- ・植生状況
- ・既設施設の処理（廃棄運搬、焼却等）

(2) 防災工

- ・降雨水の流末状況と防災工
- ・梅雨、台風等の出水による仮排水、仮締切り
- ・落石防止等の対策

(3) 抜開・除根・除草の程度およびその面積

- ・使用機械（ブルドーザ）
- ・根の処分方法（焼却・埋める等）

(4) 土量配分

- ・土量変化率
- ・踏込沈下量
- ・切盛バランス
- ・運搬経路、距離の検討

1) 土量算定は、表土、植栽用土、基盤造成用土、道路路床土に分けて積算する。

2) 土量計算は、緑道、歩行者専用道路等線的な土工には断面法、園地・広場等面積的な土工には、点高法が多い。

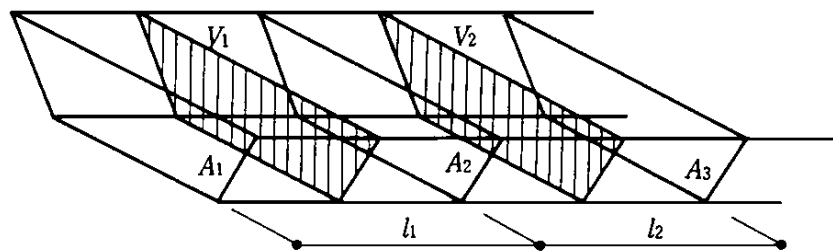
3) 土量計算の方法

① 平均断面法

20mを標準に横断をとり、切土面積（CA）、盛土面積（BA）を求め、隣接する断面の平均断面に測点距離を乗じて土量を求める。園路や、水路等の線的な土量を求めるときに用いる。

$$V_1 = \frac{A_1 + A_2}{2} l_1$$
$$V_2 = \frac{A_2 + A_3}{2} l_2$$
$$V_n = \frac{A_n + A_{n+1}}{2} l_n$$
$$V = \frac{(A_1 + A_2) l_1 + (A_2 + A_3) l_2 + \dots + (A_n + A_{n+1}) l_n}{2}$$

図3-1



② 点高法（4点平均法）

メッシュ間距離5～20mにメッシュ線を入れ、メッシュをつくる4交点の平均切土高、平均盛土高にメッシュ面積を乗じて切土量、盛土量を算出する。園地、広場等の面的な土量を求めるときに用いる。

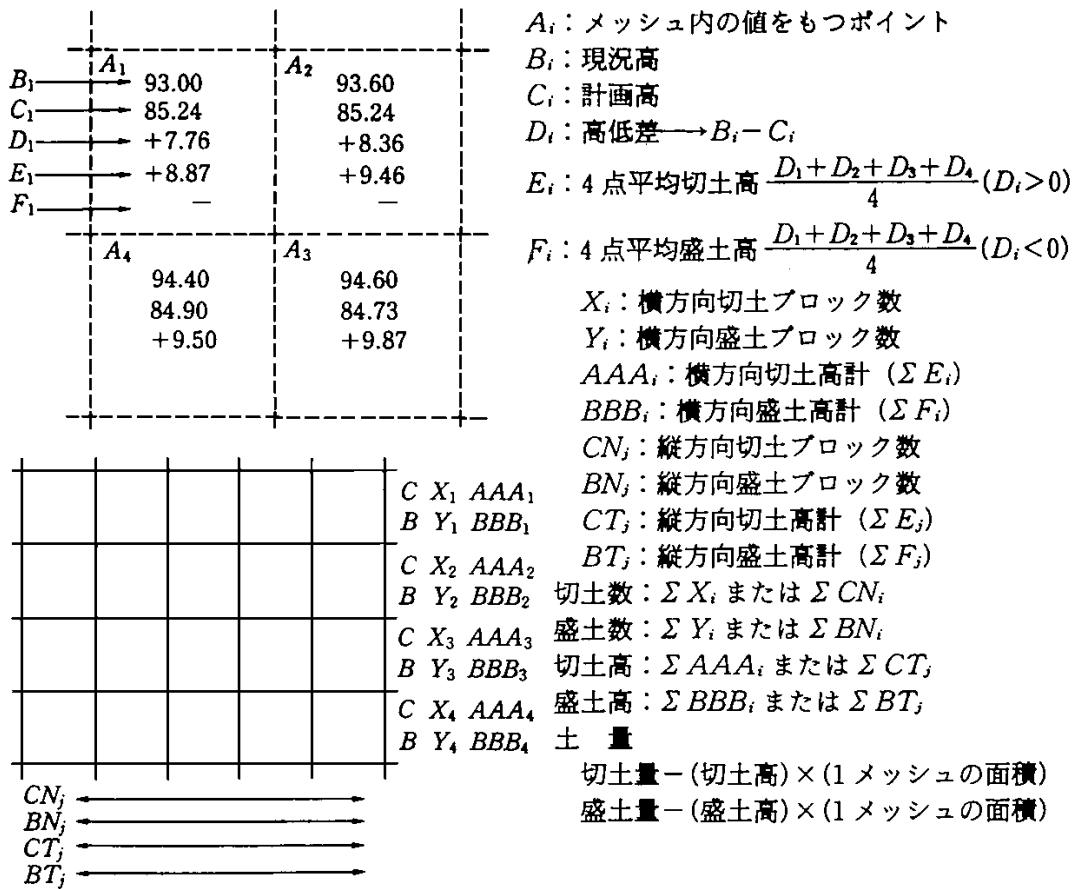
切土量、盛土量はおのおの計算し土量分布図に記入する。

4) 運土計画

運土計画は、切土を盛土へ流用したり、残土の搬出、不足土の搬入等土量の配分計画を決定し、運搬距離、運搬土量の算出、施工機種の選定を行う。

土量の配分計画は、園路等の線的な土工には、土積図（マスカープ）を利用するが、園地、広場等の面的な土工には、重心法によって運土計画図を作成し運土距離を求める。

図 3-2 4点法土量計算



最近、電子計算機が用いられるようになってきたが、基本的な作業手順は、

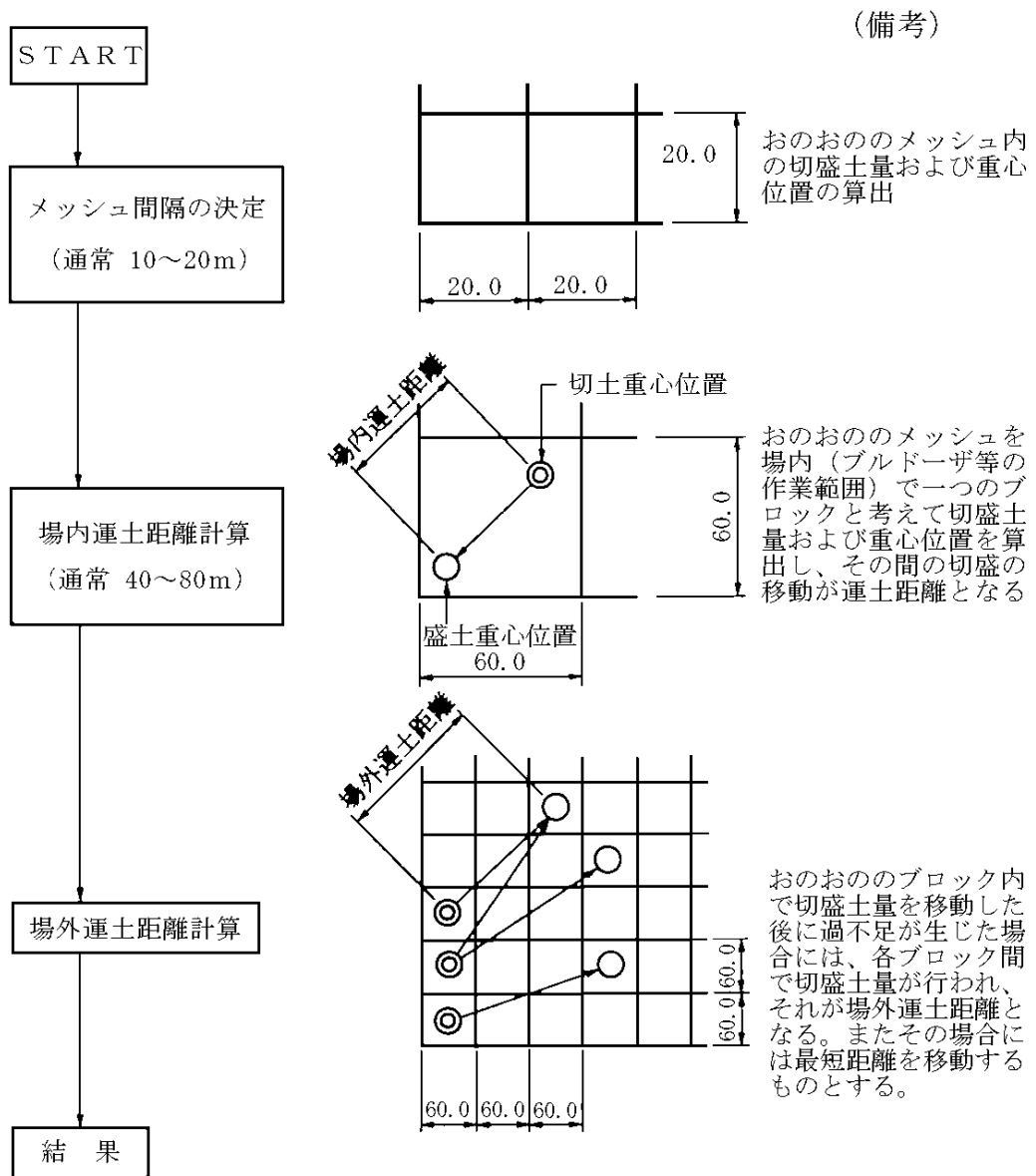
- イ. 土量計算結果に基づき、土量分布図を作成する。
- ロ. 地形、土質、工期、工事用道路、障害物等の条件を考慮して、経済的な土量の配分計画を行う。
- ハ. 土量の配分に当たっては、土量の変化率を考慮する。地山に対する変化率は、

$$C = \frac{\text{締固後の土量}}{\text{地山の土量}} \quad \text{とし、}$$

切土量で表すときは、切土量 = 盛土量 × 1 / C

盛土量で表すときは、盛土量 = 切土量 × C となる。

図 3-3 運土距離計算（実施設計）



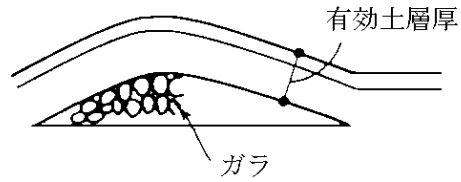
(注) 結果として以下のように項目が得られる。

1. 場内運土量および運土距離
 2. 場外運土量および運土距離
- ただし、距離の分けにより、使用施工機械の種別分けが可能

土量の配分計画に基づき、切土ブロック、盛土ブロックの重心点間距離を算出して運土距離とする。運搬路に障害物等がある場合は迂回する。X, Yの距離は、実施設計の場合、通常 10m または 20m で行う。

敷地にあるコンクリート・ガラ等の残砕は、玉石程度に砕いて植栽地有効土層厚以下の心土とするか、場外処分とする。

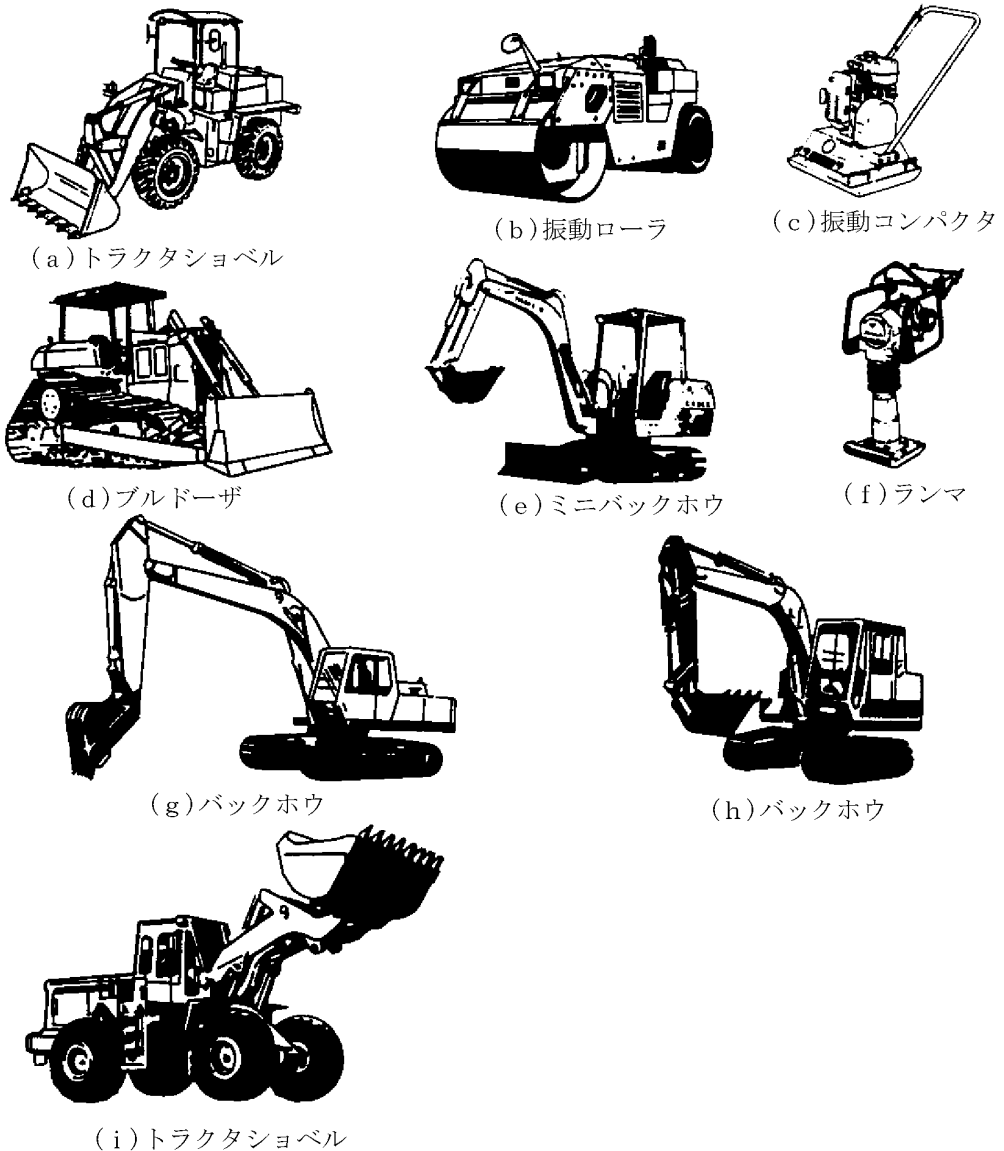
図 3-4 ガラの処理



(5) 土工機械

土工機械は、工事目的、施工費、工期・工程、地形地質、施工場所等を検討して選定する。

図 3-5 各種土工機械



(6) 夜間作業・防塵対策

夜間作業は、原則として行わない。

晴天時の散水車、長期的工事の防塵柵等を検討する。

(7) 切土

切土の土質によって土工機械の能力が異なるので、現地踏査、土質調査書を検討し、切土量、工期・工程から適切な機械を組み合わせる。

地下水や湧水脈が法面にでる場合は、排水施設を設ける。

(8) 盛土

1) 盛土材

盛土材の質によって、機械機種を選定する。

- ・盛土材の質は、土質調査データから判定する。
- ・工事が数年にわたる場合は、前年の施工実績等も参考に検討する。

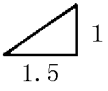

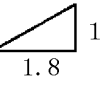

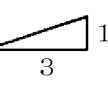

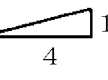

2) 盛土の締固め

転圧機械の敷均厚、転圧回数を決める。

3) 法面仕上げ

盛土法面の転圧には、人力による土羽打ち、バックホウによる機械打ち等の方法がある。

図 3-6 のり面勾配と樹木との関係

勾配		断面パターン	植栽可能樹木
1:1.5 (66.6%) (33° 40')			地被 芝
1:1.8 (55%) (29° 3')			地被 低木
1:3 (33.3%) (18° 30')			地被 中木
1:4 (25%) (14° 00')			地被 中木・高木

(出典) 川本昭雄他、道路緑化の設計・施工、山海堂、1977より

4) 築山盛土の造形

景観を重視した造形には、築山工を計上し、土量の増減のない程度に現場でなじみよく仕上げる必要がある。

(9) 植栽地造成工

表面上どんなに美しく仕上がっていても、植物の根の生育が不完全であれば樹木は、しだいに衰え枯死する。土は、植物が根を伸ばすことによって自身を支え、養分・水分を供給できる母なる大地でなければならない。

(参考) 有効土層の決定

植物の根の伸長に必要な土層の厚さは次の要素から決定する。

①根の分布 (図3-8)

樹木には深根性と浅根性があり深根性の根の80%が深さ0.8mまでにある。浅根性の根の約85%が0.6mまでにある。

②関東ローム土壌と関西の風化岩土壌では同じ樹種でも根茎の形態は異なってくる (図3-9)。したがって地域に応じた有効土層を考える。

③有効土層下の一般造成切盛土でも植物の支持根(くい根)が伸長できることが望ましいのでコンクリートガラ等は破碎しておく。

以上のことから図3-7のような断面構成とする。

図3-7 断面構成

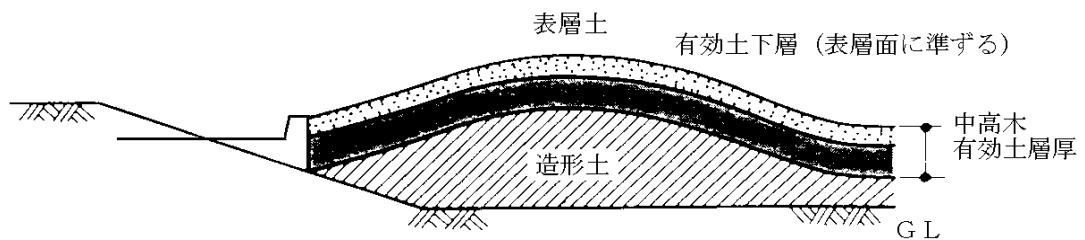


図 3 - 8 樹根の分布

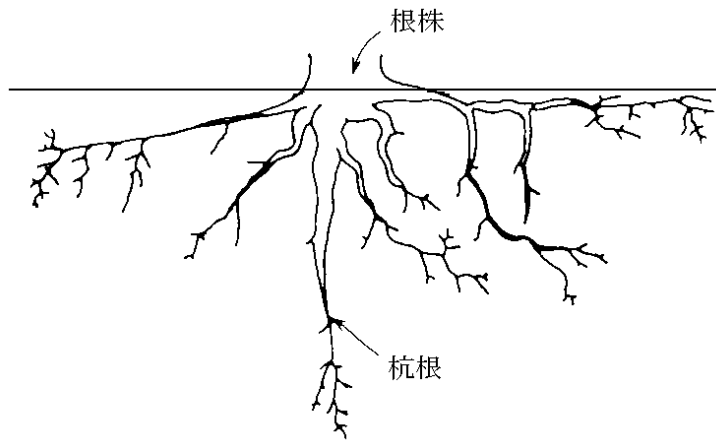
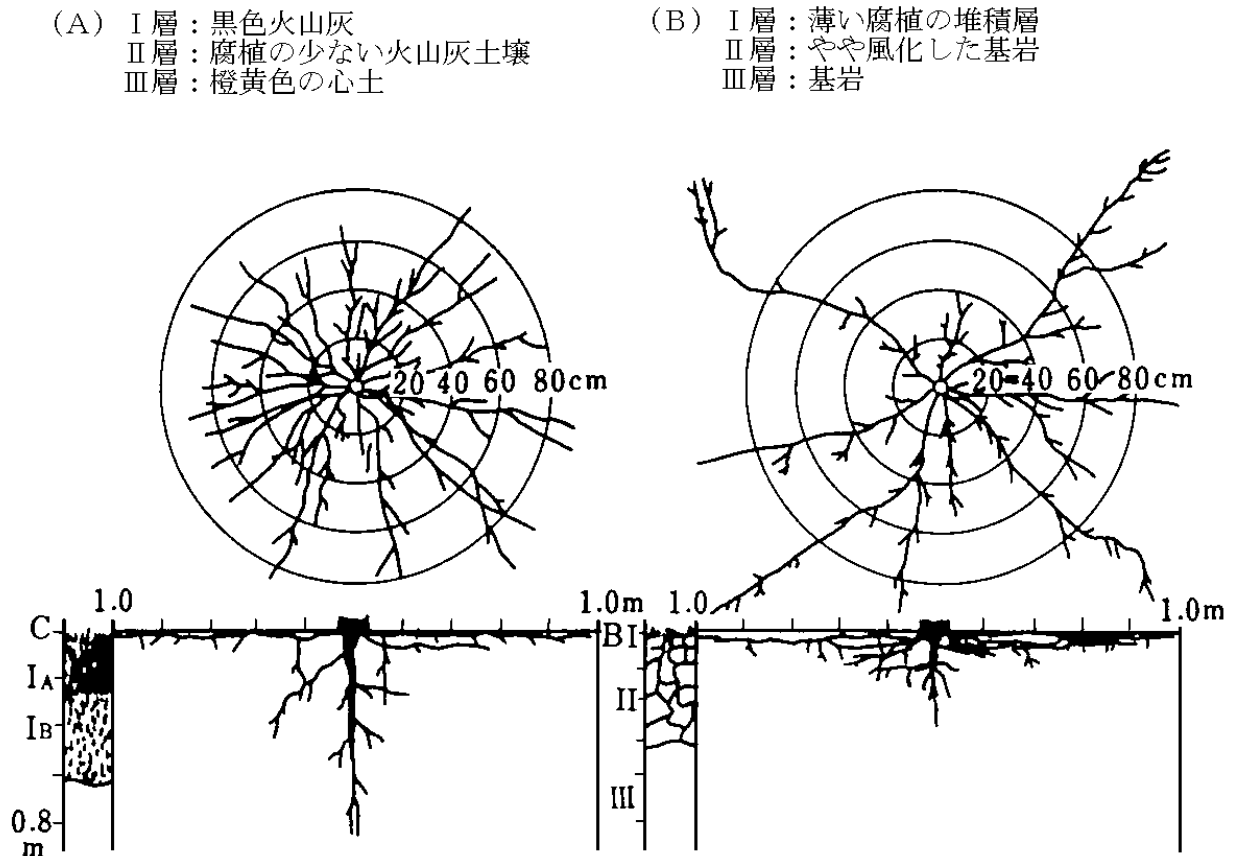


表 3 - 1 土層深別の太根の分布の一例 (中野)

樹種		深根性						浅根性					
		アカマツ		スギ		コナラ		ヒノキ		サワラ		ミズキ	
樹 齡 (年)		45		50		40		50		47		35	
樹 高 (m)		12		16		16		14		16		15	
胸高直径 (cm)		26		32		26		23		36		22	
太根の分布 (%)	0~20cm	37		30		30		46		39		48	
	20~40	29	82%	18	81%	31	78%	16	82%	33	85%	28	89%
	40~60	9		15		11		20		13		13	
	60~80	7		18		6		10		9		10	
	80~100	2		12		3		6		5		2	
	100~150	9		4		13		3		1			
	150~	6		3		8							

図3-9 膨軟な関東ローム土壌(A)とEr型瘠悪土壌(B)に
成立したアカマツの根茎



(出典) 苅住 昇、樹木根系図説、誠文堂新光社

1) 植栽地の機械施工

植栽地は、機械による過転圧にならないよう湿地ブルドーザや超湿地ブルドーザ等の低接地圧の施工機械を使用する。

植栽帯や植ます等の部分的な客土には、バックホウ 0.35m³が適している。

2) 法面仕上げ

法面は、ラウンディング（自然なまるみづけ）を必要に応じて計上する。

(10) 植栽保護工

造成を行う際には、貴重な植生が残存しているか、現地踏査及び文献等の確認を行う。発見された場合は、施工箇所の変更及び移植等の検討をする。

3-3 在来表土工

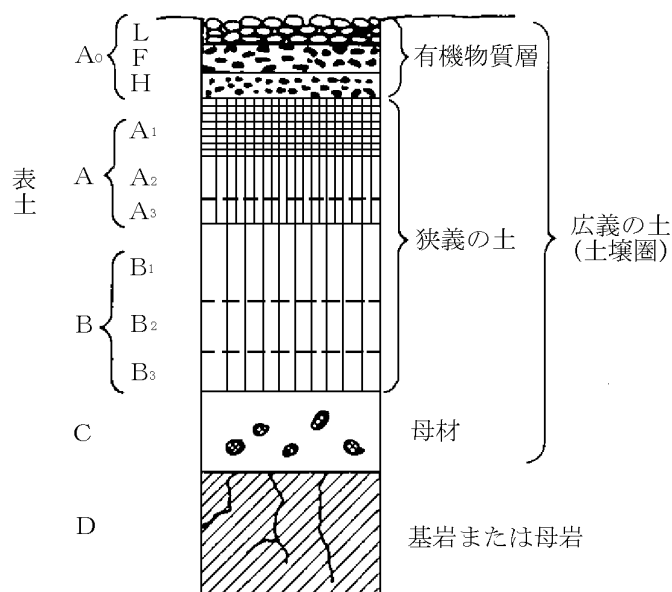
表土の保全は、植物の生産基盤として、自然環境の保全の観点からも樹木の保存とともに検討していく必要がある。

表土土工は、植栽用土として確保するので積算に当たっては、次の点を検討して行う。

(1) 準備工

- ・伐採の面積と表土の厚さ
- ・移植樹木の有無
- ・伐採の処理（焼却・埋める）
- ・排水溝、土砂流出防止柵等
- ・仮置場の防災工
- ・運搬経路とトラックの大きさ

図3-10 土の層



(出典) 大政正隆、土の科学、NHKブックス、1977より

(2) 表土の採取

- ・工法と機種を選定

採取地の地形、表土厚、運搬経路から効率的な工法を選択する。

(例) 平坦で表土が厚いときは、バックホウによる掘削積込み
傾斜地で薄いときは、ブルドーザによる剥土

(3) 表土運搬

- ・運搬経路、距離
- ・運搬路が植栽地になる場合は、終了後の掘起こし等の復元を計上する。

(4) 仮置・堆積

- ・法面が崩壊しない程度にブルドーザ転圧整形をする。一般に体積 $H=1.5\text{m}$ を標準とし、 3m を限度として台形に仕上げる。
- ・仮置・堆積場には、素堀の排水、土止柵等を設ける。
- ・長期的に堆積しておく場合は、土の流失を防ぐためクローバ、芝等で被覆する。

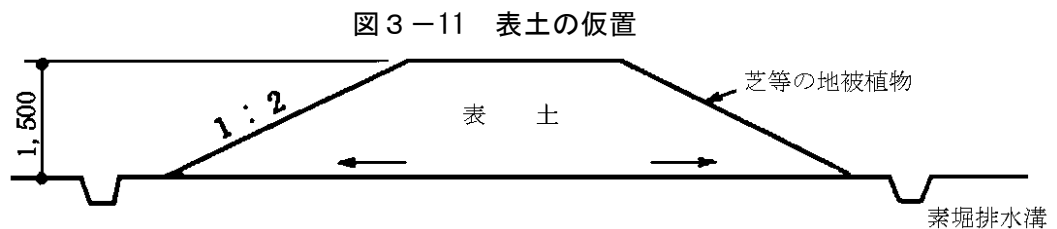
仮置場

- 1) 平坦地
- 2) 乾燥防止・飛散防止のため風の弱い場所
- 3) 排水の良いところ
- 4) 工事の工程に支障のないところ
- 5) 用地・工程上、上記以外にやむを得ず仮置する場合は防災対策を十分行い仮置きする。

土工機械による締固転圧はしない。

(5) 復元再置

- ・仮置、堆積土を植栽地に搬入するため掘取り、運搬機種、運搬ルート、距離を検討する。



- ・土質によっては、粗造成面と表土を混合攪はんする。
- ・復元厚は、地域の土壌調査資料、経済性、確保している量等から検討する。
- ・土壌改良材を混合するとき、ディスクハロー、プラウ等の機械で混合攪はんする。

3-4 石積・擁壁工

石積、擁壁には、①平坦地を確保するため、②構造物の基礎として、③シンボル、サイン等安全性、経済性だけでなく視覚・修景という観点からも設けられる。

- ・壁面の仕上げを特注する場合は、見積り等を勘案して定めるものとする。
(コンクリートウォール面のデザイン、小叩仕上げ等)
- ・積石、天端石は、材料・産地によって異なる場合もあるので、見積り等を勘案して定めるものとする。
- ・特に、石材の寸法・形状・表面仕上げによって価格が変わるので図を添付して見積り等をとるものとする。

資料 擁壁展開図の寸法算出（作成：鈴木恒雄）（図3-12、表3-2）

$$L = H \times N \cot \theta$$

計算例

$$H = 2.8\text{m}, N = 0.3, \theta = 35^\circ$$

のLを求める場合

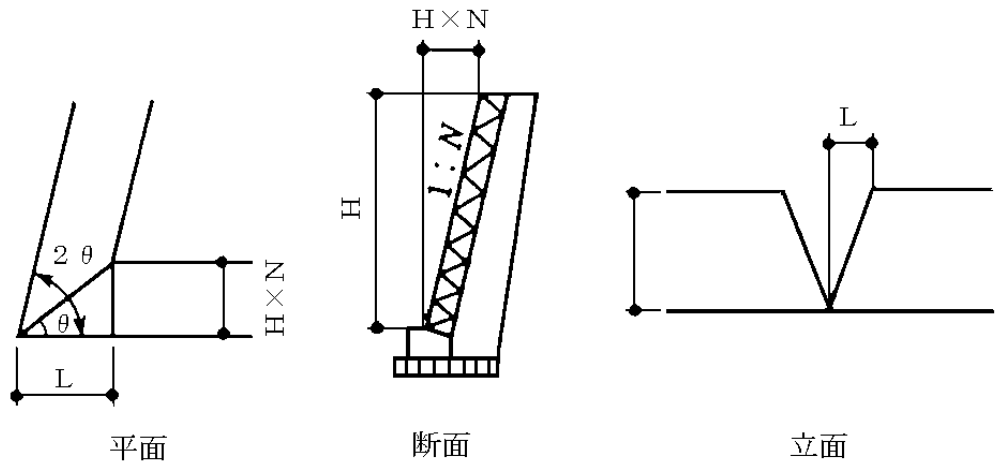
$$\text{表より、} N \cot \theta = 0.428$$

$$L = 2.8 \times 0.428 = 1.198 \div 1.20$$

表3-2 展開図開き表 $N \cot \theta$

		N							N				
2θ	θ	1:0.1	1:0.3	1:0.5	1:0.7	1:1	2θ	θ	1:0.1	1:0.3	1:0.5	1:0.7	1:1
30°	15°	0.373	1.120	1.866	2.612	3.732	90°	45°	0.107	0.300	0.500	0.700	1.000
2	6	0.349	1.046	1.744	2.441	3.487	2	6	0.097	0.290	0.483	0.676	0.966
4	7	0.327	0.981	1.636	2.290	3.271	4	7	0.093	0.280	0.467	0.653	0.933
6	8	0.308	0.923	1.539	2.115	3.078	6	8	0.090	0.270	0.450	0.630	0.900
8	9	0.290	0.871	1.452	2.033	2.904	8	9	0.087	0.261	0.435	0.608	0.869
40	20	0.275	0.824	1.374	1.923	2.747	100	50	0.084	0.252	0.420	0.587	0.839
2	1	0.261	0.782	1.303	1.824	2.605	2	1	0.081	0.243	0.405	0.567	0.810
4	2	0.248	0.743	1.238	1.733	2.475	4	2	0.078	0.234	0.391	0.547	0.781
6	3	0.236	0.707	1.178	1.649	2.356	6	3	0.075	0.226	0.377	0.528	0.754
8	4	0.225	0.674	1.123	1.572	2.246	8	4	0.073	0.218	0.364	0.509	0.727
50	25	0.215	0.644	1.073	1.502	2.145	110	55	0.070	0.210	0.350	0.490	0.700
2	6	0.205	0.615	1.025	1.435	2.050	2	6	0.068	0.203	0.333	0.473	0.675
4	7	0.196	0.589	0.982	1.374	1.963	4	7	0.065	0.195	0.325	0.454	0.649
6	8	0.188	0.564	0.941	1.317	1.881	6	8	0.063	0.183	0.313	0.438	0.625
8	9	0.180	0.541	0.902	1.263	1.804	8	9	0.060	0.180	0.301	0.421	0.601
60	30	0.173	0.520	0.866	1.212	1.732	120	60	0.058	0.173	0.289	0.404	0.577
2	1	0.166	0.499	0.832	1.165	1.664	2	1	0.055	0.166	0.277	0.388	0.554
4	2	0.160	0.480	0.800	1.120	1.600	4	2	0.053	0.160	0.266	0.372	0.532
6	3	0.154	0.462	0.770	1.073	1.540	6	3	0.051	0.153	0.255	0.357	0.510
8	4	0.148	0.445	0.742	1.038	1.483	8	4	0.049	0.146	0.244	0.342	0.488
70	35	0.143	0.428	0.714	1.000	1.428	130	65	0.047	0.140	0.233	0.326	0.466
2	6	0.138	0.413	0.688	0.963	1.376	2	6	0.045	0.134	0.223	0.312	0.445
4	7	0.133	0.398	0.664	0.929	1.327	4	7	0.042	0.127	0.212	0.297	0.424
6	8	0.128	0.384	0.640	0.896	1.280	6	8	0.040	0.121	0.202	0.283	0.404
8	9	0.124	0.371	0.618	0.865	1.235	8	9	0.038	0.115	0.192	0.269	0.384
80	40	0.119	0.358	0.596	0.834	1.192	140	70	0.036	0.109	0.182	0.255	0.364
2	1	0.115	0.345	0.575	0.805	1.150	2	1	0.034	0.103	0.172	0.241	0.344
4	2	0.111	0.333	0.556	0.778	1.111	4	2	0.033	0.098	0.163	0.228	0.325
6	3	0.107	0.322	0.536	0.750	1.072	6	3	0.031	0.092	0.153	0.214	0.306
8	4	0.104	0.311	0.518	0.725	1.036	8	4	0.029	0.086	0.144	0.201	0.287
90	45	0.100	0.300	0.500	0.700	1.000	150	75	0.027	0.080	0.134	0.188	0.268

图 3-12 展开图寸法



3-5 蛇籠工

蛇籠は、法面表層部の湧水及び土壌浸食の恐れのある場所に周囲の地形、景観等と調和するとともに、自然環境の復元という観点からも設けられる。

材料は、籠マットと極力現地で発生した50～200mm程度の自然石を使用する。

3-6 編柵工

編柵は、不安定土砂の固定、人為的に造成した地形及び自然の地形の保護等のために設ける。

使用する材料は、帯梢と挿木、ネット柵等があるが、施工箇所での安全性、経済性、修景等を検討して決定する。

3-7 法面工

法面工は、切土・盛土法面の安定を図るために、土質調査、周辺の地形、環境、地質条件及び同種法面の実態などの調査から、法面の勾配、使用する機種、保護工法の検討を行う。

(1) 切土法面

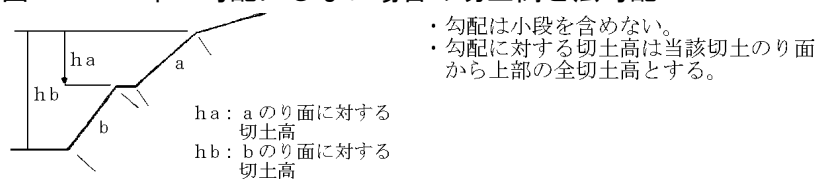
切土法面の勾配は、各調査における結果及び用地条件などを総合的に判断して決定する。使用する機種については、3-2 土工(7) 切土を参考にする。以下に標準的な法面の勾配を示す。

表 3-3 切土に対する標準法面勾配

地山の土量		切土高	勾配
硬岩			1 : 0.3 ~ 1 : 0.8
軟岩			1 : 0.5 ~ 1 : 1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1 : 1.5 ~
砂質土	密実なもの	5 m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		5 ~ 10m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの	5 m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
砂利または岩塊まじり砂質土	密実なもの、または粒度分布のよいもの	10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		10 ~ 15m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの、または粒度分布の悪いもの	10m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		10 ~ 15m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
粘性土		10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.2
岩塊または玉石まじり砂質土		5 m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5

注) ア. 土質構成などにより単一勾配にしないときの切土高および勾配の考えは図3-13のようにする。

図 3-13 単一勾配にしない場合の切土高と法勾配



- イ. シルトは粘性土に入れる。
- ウ. 上表以外の土質は別途考慮する。
- エ. 法面の植生工を計画する場合には図 3-6 も考慮する。

表 3-3 に示す標準法面勾配は、次の条件に該当する場合は摘要できないことがあるので、法面勾配の変更およびり面保護工、法面排水工などによる対策を講ずる必要がある。

1) 地盤条件

- ①地すべり地の場合
- ②崩壊土砂、強風下斜面の場合
- ③砂質土など、特に浸食に弱い土質の場合
- ④泥岩、凝灰石、蛇紋岩などの風化が速い岩の場合
- ⑤割れ目の多い岩の場合
- ⑥割れ目が流れ盤となる場合
- ⑦地下水が多い場合
- ⑧地震の被害を受けやすい地盤の場合

2) 切土条件

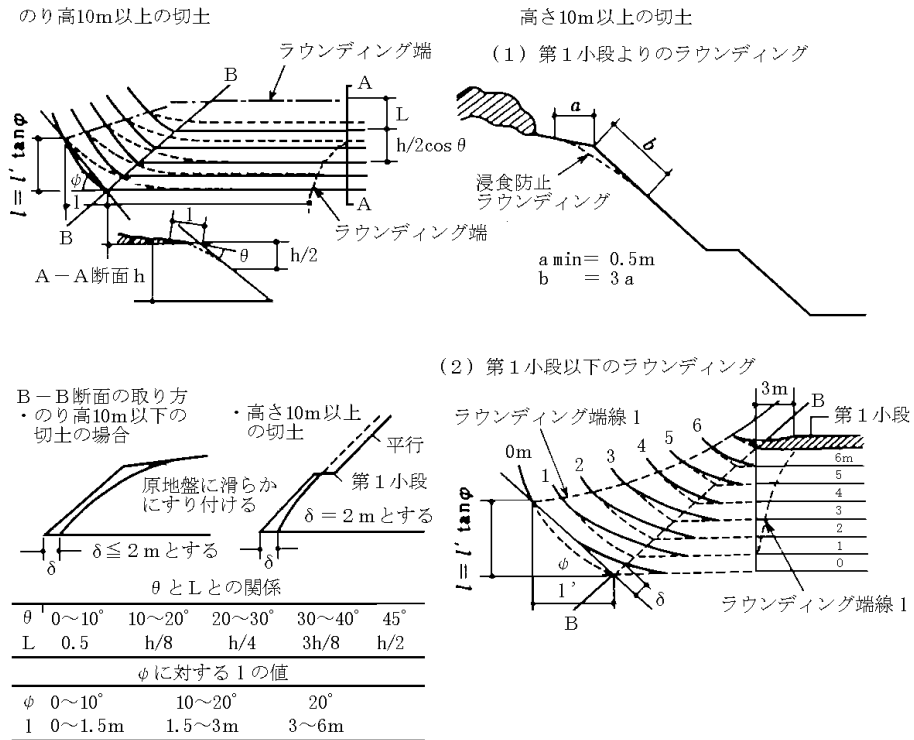
- ①切土高が表 3-3 に示す高さを越える場合
- ②用地などからの制約がある場合

3) 切土の崩壊による影響

- ①万一崩壊すると隣接物に重大な損害を与える場合
- ②万一崩壊すると復旧に長期間を要し、道路機能を著しく阻害する場合
 (例えば代替道路のない山岳道路における切土)

※自然景観との調和を行うためラウンディングを行う。図 3-14 参照

図 3-14 ラウンディング



(出典) 農政調査委員会、体系農業百科事典、第7巻、1967より

(2) 盛土法面

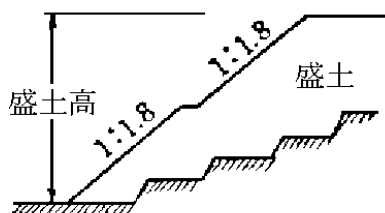
盛土法面の勾配は盛土材料、盛土高に応じて経験的な標準値を一般に用いる。(表3-4) 使用する機種は、3-2 土工(8) 盛土を参考にする。

表3-4 盛土材料および盛土高に対する標準法面勾配

盛土材料	盛土高(m)	勾配	摘要
粒度の良い砂(SW)、礫および細粒分混じり礫(GM)(GC)(GW)(GP)	5m以下	1:1.5~1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。 ()の統一分類は代表的なものを参考に示す。
	5~15m	1:1.8~1:2.0	
粒度の悪い砂(SP)	10m以下	1:1.8~1:2.0	
岩塊(ずりを含む)	10m以下	1:1.5~1:1.8	
	10~20m	1:1.8~1:2.0	
砂質土(SM)(SC)、硬い粘質土、硬い粘土(洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど)	5m以下	1:1.5~1:1.8	
	5~15m	1:1.8~1:2.0	
火山灰質粘性土(VH ₂)	5m以下	1:1.8~1:2.0	

注) 盛土高とは、法肩と法尻の高低差をいう(図3-15参照)。

図3-15 盛土高



(3) 法面の保護

法面保護工は、法面の浸食や風化を防止するため、植生または構造物で法面を被覆したり、排水工や土留構造物で法面の安定を図るために行う。

工種については、施工場所の土質地質の状況、安全性、経済性、修景性、環境保全性を検討して決定する。工法については国土交通省のNETISに新技術情報が随時更新されているため検討の参考とする。

法面保護工の工種と目的は、表3-5に示す。また環境保全性に配慮したNETISに登録されている工法事例として表3-6に示す。

表3-5 法面保護工の工種と目的

分類	工種	目的・特徴
植生工	種子散布工 客土吹付工 厚層基材吹付工 張芝工 植生マット工	浸食防止、 凍上崩落抑制、全面植生（緑化）
	植生筋工 筋芝工	盛土法面の浸食防止、部分植生
	土のう工 植生穴工	不良土、硬質土法面の浸食防止、 部分植生
	樹木植栽工	環境保全、景観
構造物による法面保護工	モルタル吹付工 コンクリート吹付工 石張工 ブロック張工 プレキャスト枠工	風化、浸食防止 中詰めが土砂やぐり石の空詰めの場合は、浸食防止
	コンクリート張工 吹付枠工 現場打コンクリート枠工 アンカー工	法面表層部の崩落防止、多少の土圧を受けるおそれのある箇所 の土留め、岩盤はく落防止
	編柵工 じゃかご工	法面表層部の浸食や湧水による流失の抑制
	落石防止網工	落石防止
	石積、ブロック積擁壁工 ふとんかご工 井桁組擁壁工 コンクリート擁壁工 くい工 補強土工	ある程度の土圧に対抗（抑止工）

表3-6 環境保全性に配慮した工法事例（NETIS登録工種（2022））

工種	事例	特徴
客土吹付工	土壌藻類資材の吹付工	土壌藻類による早期安定、自然侵入促進
厚層基材吹付工	GOR 工法	現地発生木材等のチップ材を使用
	REG 工法	現場発生土を使用
	エコストライプ工法	厚層基材半減、植物の自然侵入促進
張芝工	アサシバ	ワラでなくジュート繊維ネットを使用
植生マット工	ガードレインシート工法	土壌や種子流出防止機能を備える
	フルボ酸入り植生マット工法	自然素材を使用した郷土種定着、生育促進型

3-8 地形整正工

地形整正は、主に小規模の土工および地表の凸凹の整正のため行うので、周囲の地形や植生状況に影響を与えないように検討を行う。

使用する機種は、極力現地およびその周囲に影響を与えないような機種を選定する。

3-9 水辺工

水辺工は、治水を維持しながら、生息・生育する生物、動植物、魚類等を保全できるよう工種工法の検討を行う。

使用する材料は、極力現地で発生する石・木材やロール状の植物繊維質のもの等、自然の素材を使用する。

3-10 ウッドチップ敷均し工

現地で伐採した樹木は、細かく粉砕（ウッドチップ）して、植栽地のマルチング材、広場等のクッション材、園路等の舗装材および堆肥他等のリサイクル利用について検討を行う。

4 園路、駐車・駐輪場、広場工事

4-1 一般事項

園路、駐車・駐輪場、広場工事は利用者を安全、快適に園地に誘導したり、集合離散や休息等の空間として利用するためのものであるのが、積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 施工規模、幅員や施工場所、施工時期により資材の調達や施工機種に係る費用が異なるために事前に現地の施工条件を整理する。
- (2) 舗装材や縁石等については利用目的等に応じて、他種多様な素材があるため、見積をとり検討する。
- (3) 土壌の状況によっては地盤改良や排水施設の整備が必要となることから事前に確認する。

4-2 舗装工

(1) 路床

土質調査資料に基づいて検討する。

不良土の場合は、良質土または、砂等に置きかえるなどの地盤改良を行う。

(2) 路盤

現場CBR 2以上であれば、舗装の標準設計図をもとに厚さを決定する。

透水性舗装の場合は開粒度の路盤やフィルター層を設定する。

(3) 表層

園路・広場等の表層には、砂、クレイからコンクリート、アスファルト、コンクリート2次製品、自然石、ウッドチップ等の素材の違いや透水性の有無によって多数の種類がある。各舗装は計画する場所の利用目的、利用状況、管理や景観に応じて適切な材質を選定する。

表面仕上げ、色、透水性の有無等により単価が異なることや、自然公園内においては小面積施工、人力施工になることが多いこと等から実態に合った積算をする。

(例)

1) 土系舗装

- ・ダスト舗装やクレイ舗装等の土や砂を転圧し、塩化カルシウム等の表層安定剤を散布する工法のほか、セメント、アスファルト、樹脂等の結合剤を骨材とあらかじめ混合し舗装する工法があり、使用する骨材や結合剤で単価が異なるので見積を取る。

2) カラーアスファルト舗装、脱色アスファルト舗装

- ・小面積は、原料混合上割高になる。カラーアスファルトは赤、緑等色によって単価が異なる。脱色アスファルトは使用する種石によって単価が異なるので見積を取る。

- 3) コンクリート舗装
 - ・ハケ引、金ゴテ仕上げ等表面の仕上げによって単価が異なる。
 - ・凍上の考えられる地域には、伸縮目地を多くとり、路盤厚も検討する。
- 4) 擬石平板舗装
 - ・特殊な平板表面（種石）によっては、単価が異なるので見積をとること。
- 5) インターロッキング舗装
 - ・サイズや仕様によっては、単価が異なるので見積をとること。
- 6) 自然石舗装
 - ・使用する石材により産出する地域が限定され、地域によって調達難易度の差があり単価が異なることから見積を取ること。
- 7) ウッドチップ舗装
 - ・ウッドチップを転圧する方法のほか、樹脂等の結合剤を混合または散布する方法があり、工法によって単価が異なることから見積を取ること。

標準施工機種について

舗装工事に係る施工機種は、表3-7を標準とする。

表 3-7 舗装工事に係る施工機種

歩道工事	路床	敷均し 転 圧	人力 振動ローラ 0.5~0.6 t	ブルドーザ 3 t 振動ローラ 2.5~2.8 t	
	路盤	敷均し 転 圧		1.6~2.8m 2.5~2.8 t	2.4~3.6m 2.5~2.8 t
	表層 (アスコン系)	敷均し 転 圧			
	施工平均幅員			W<1.6m	1.6≦W< 3.0m
園地工事	施工規模		狭い場合		広い場合
	路床	敷均し 転 圧	人力 振動ローラ 0.5~0.6 t	ブルドーザ 3 t 振動ローラ 2.5~2.8 t	
	路盤	敷均し 転 圧		2.4~3.6m 2.5~2.8 t	
	表層 (アスコン系)	敷均し 転 圧			
	計算上の記号		A		B
			100 m ² 程度の 園地広場	500 m ² 程度の 園地広場	1000 m ² 程度の 園地広場

(注) 園地工事は歩道工事と比較し線形等が複雑かつ工作物が多いので人力敷均しを原則とし、施工幅が3mに近く広場的な場合は、Bとする。(ブルドーザ3t→土工板有効幅1.8m)

(備考) 1. 原則として土工事については、一括して整地工事を計上する。

2. 使用機種の作業効率については、敷地内に植樹ます、ベンチ等の施設および給排水電気設備等が一般的に含まれる場合は〈普通〉とし、前記構造物がない場合〈容易〉とする。

4-3 縁石工

園路境界の明確化による園路外の立ち入り防止や土砂の流亡防止、舗装端部の保護が必要な場合は縁石を設置する。

(1) 材料

- ・コンクリートやコンクリート擬石、石、レンガ等を使用した縁石工のほか、舗装端部の保護に特化した杉板や樹脂、スチール等の舗装止めがある。
- ・多様な2次製品が存在している。
- ・園路や広場の形状に応じて、直と曲がある。
- ・道路のように同一材で施工する場合と植ますや花壇のようにコーナー部が多く仕上げに入念な施工が必要な縁石工もある。
- ・樹脂やスチールの舗装止めについては製品によって歩掛や単価が異なることから見積を取って検討する。

4-4 広場工

広場は、園地の立地条件やタイプ、ゾーンの性格等に応じて、入口広場、休憩広場、展望広場、散策広場、自然探勝広場、運動広場、自由広場、解説広場等を設定し、利用する目的や機能によって広場の形状や配置、舗装材料、排水施設等の検討を行う。

- ・ 広場表面は郷土種による草本か野芝に準ずる裸地の被覆を基本とするが、利用上舗装が必要な場合は、計画する場所の利用目的、利用状況、管理や景観に応じて適切な材質を選定する。(4-2 舗装工参照)
- ・ 雨水排水については広場表面の排水勾配を確保して、表面排水を速やかに処理する措置を図るが、土壌条件等により十分な排水が確保できない場合や広場利用面で迅速な排水が必要な場合は、暗渠排水を検討する。

5 休憩・展望施設工

5-1 一般事項

休憩・展望施設について、二次製品でかつ小規模のものは以下のとおりとする。

休憩・展望施設は、公園利用者の休憩利用や風景を楽しむためのものであるが、自然景観に対し融合したデザイン・配置、安全性の検討（地震時の安全性の検討）にて設計されるものである。よって、積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 見本やカタログ等を収集し、見積を取り検討する。
- (2) 自然景観に配慮した色彩計画を勘案する必要がある、色指定を行う場合が多い。色指定を行った場合、製品によっては単価が異なるものがあるので十分注意する。
- (3) 積算時点で、製品の製作期間を把握すること。工事の進捗によって、搬入条件等に制約を受けることも想定されるので、事前に検討を行う。
- (4) 木材を使用する際は、加圧式保存処理等の防腐処理の仕様を確認するとともに、調達期間、単価を確認の上検討する。
- (5) 基礎形状について設置箇所の条件に応じて一般的なコンクリート基礎とするか、施工性がよい簡易基礎にするか検討する。
- (6) 大型のもので組み立てに作業床高さ 2.0m 以上を超える場合は、仮設足場の設置が必要となり、トラッククレーン等作業用の重機が必要となることから、見積時に確認すること。

5-2 四阿・展望台・パーゴラ工

位置や設置目的、機能により、四阿、パーゴラ（日除け）、展望台等、必要な施設を検討する。形態・構造についても、例えば四阿であれば柱の本数が一本～複数本になるなど、機能により複数のパターンがあり、単価も異なることから設置個所の特性に応じて検討する。

四阿・展望台・パーゴラ工の工種の組合せを表 3-8 に示す。

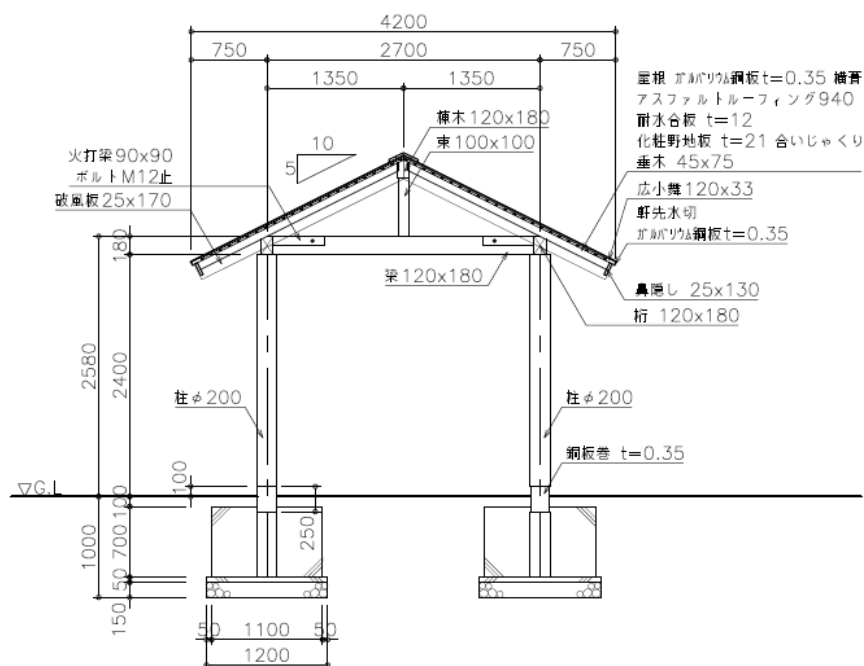
表 3-8 四阿・展望台・パーゴラ工の基礎形状別工種組合せ表

工 種	コンクリート基礎	簡易基礎
製品材料費	◎	◎
建込み・据付け工	◎	◎
運搬工	◎	◎
土工	◎：機械，人力	◎：機械，人力
基礎工	◎：砕石，割栗石	◎
コンクリート工	◎	○：基礎以外
型枠工	◎	○：基礎以外
鉄筋工	○	○：基礎以外
左官工	○	○：基礎以外
石工	○	○
木工	○：製品の補助部分	○：製品の補助部分
塗装工	○	○
タイル工	○	○
仮設足場工	○：大型のもの	○：大型のもの
作業用重機	○：大型のもの	○：大型のもの
その他	○：設計による	○：設計による

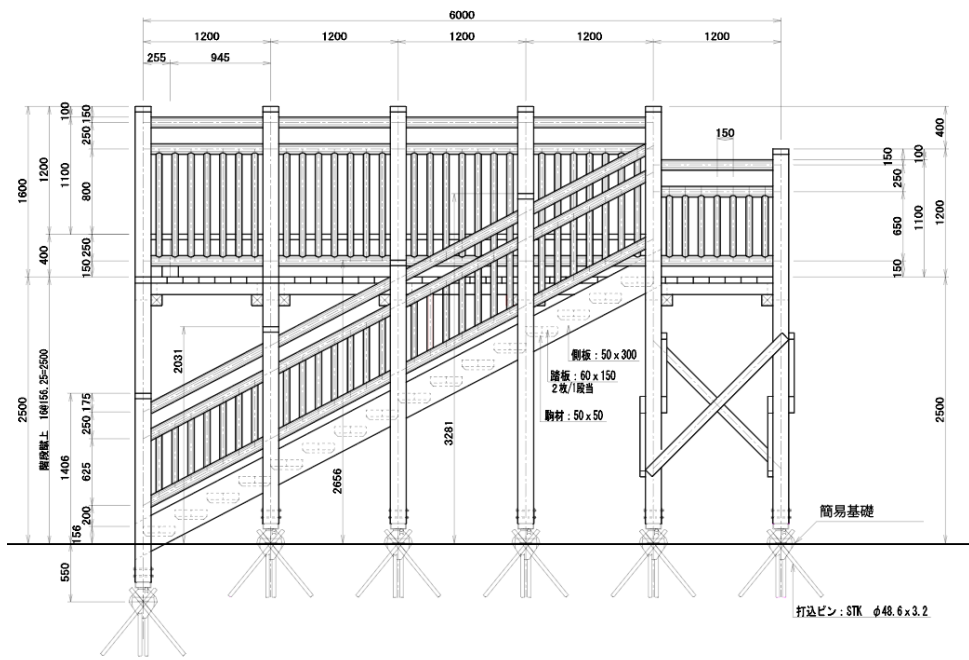
◎…基本的な工種

○…設計内容によって発生する工種

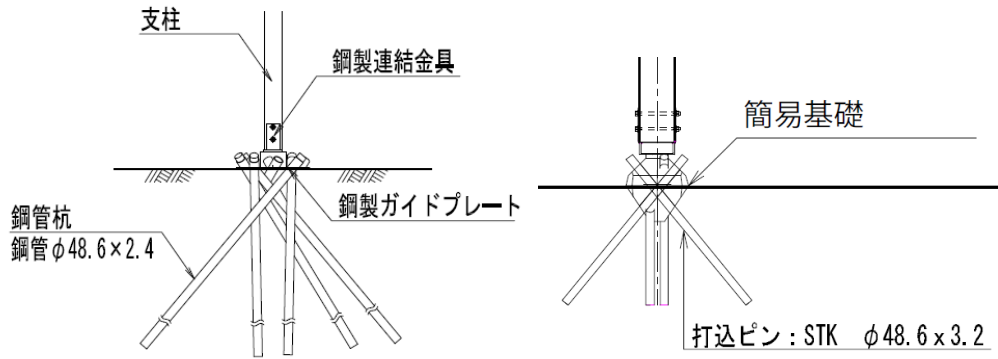
図 3-16 四阿・展望台・パーゴラ工の例



四阿 (コンクリート基礎)



展望台 (簡易基礎)



簡易基礎の例

5-3 ベンチ工他

休憩施設は四阿等の他、ベンチ、野外卓等があり、これ等の工種の組合せを表3-9に示す。

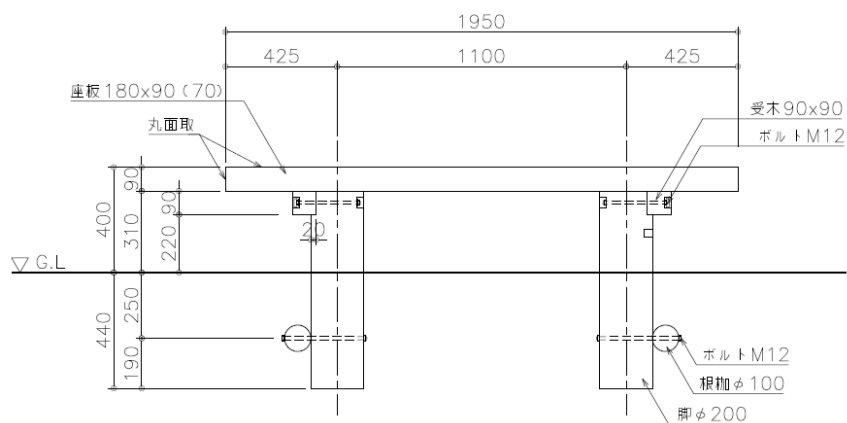
表3-9 ベンチ、野外卓工の基礎工別工種組合せ表

工 種	基礎なし (根かせ)	コンクリート 基礎	簡易基礎	適 用 事 項
製 品 材 料 費	◎	◎	◎	
据 付 け 工	◎	◎	◎	
土 工	◎	◎	◎	機械、人力
基 礎 工	—	◎	◎	
コンクリート工	—	○	—	PC基礎は該当なし
型 枠 工	—	○	—	PC基礎は該当なし
木 工	○	○	○	現場加工の場合
塗 装 工	○	○	○	現場加工の場合

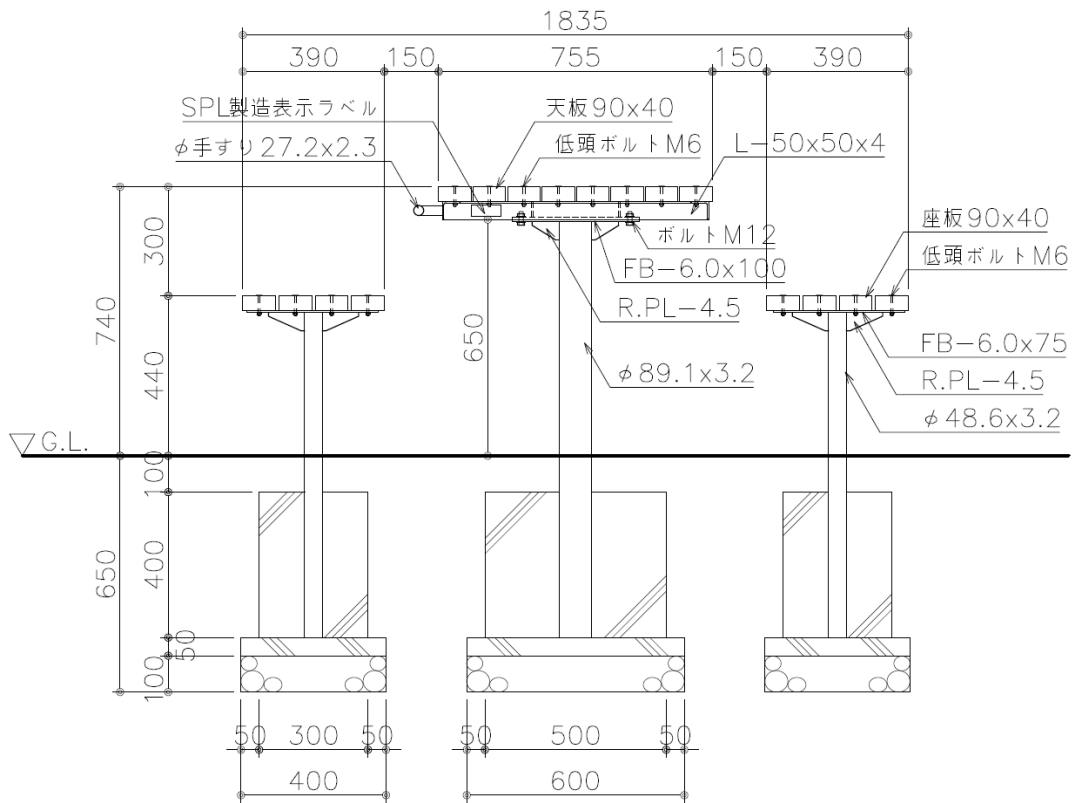
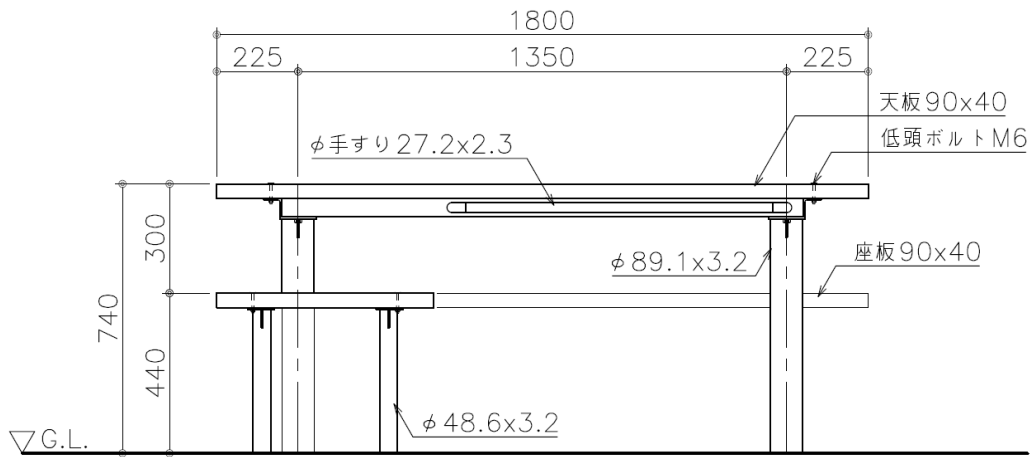
◎…基本的な工種

○…設計内容によって発生する工種

図3-17 ベンチ、野外卓工の例



ベンチ (基礎なし (根かせ))



ユニバーサル対応野外卓 (コンリート基礎)

6 野営施設工

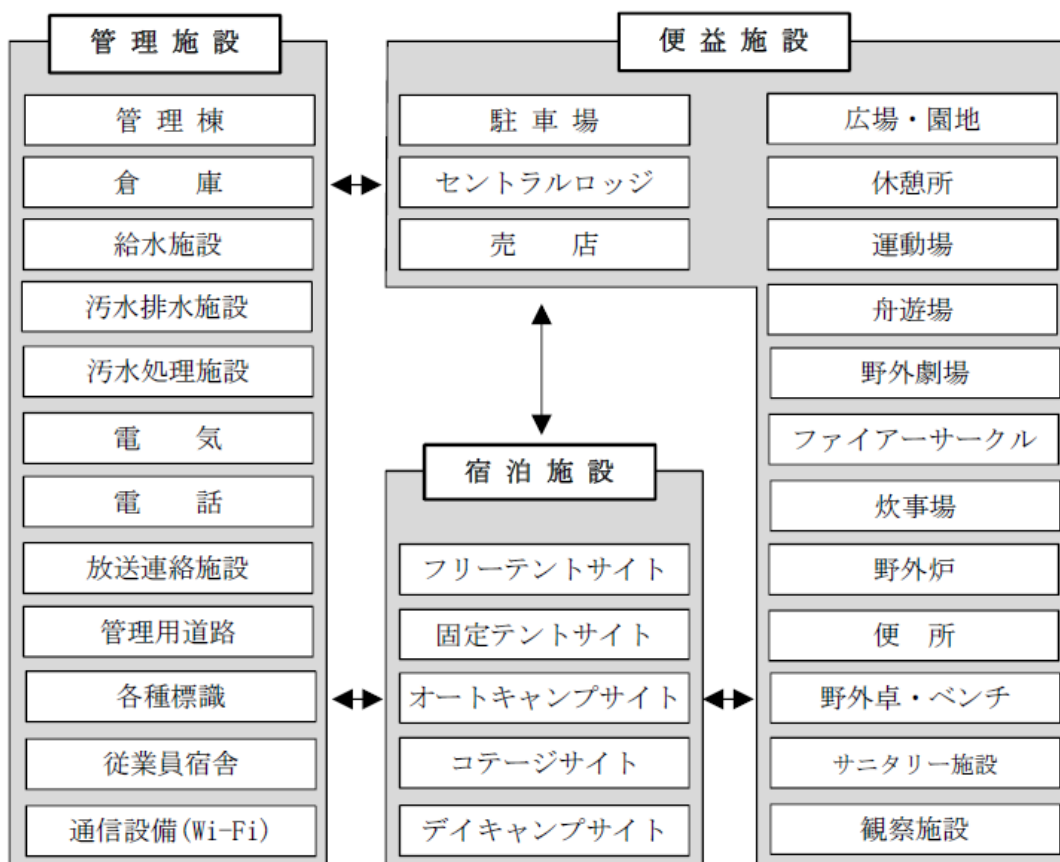
6-1 一般事項

野営場は、公園利用者のキャンプ生活全般を支える施設群で、表3-10に示すように多岐にわたる施設によって構成される。ここでは、野営施設のうち中核を成す宿泊施設（テントサイト）と、野営場ならではの施設であるファイアーサークル工についての、積算基準を示すものとする。

積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 多工種の組合せによって構成される工種である点、各種該当する工種については、その積算要領を参照すること。
- (2) 工事量、工事規模、工事箇所の地形等により、適応する工法や建設機械の選定が変わるので、各工種の内容と全体工事のバランスを勘案し、適切な工法を検討すること。
- (3) 工事の工程及び手順を検討すること。
- (4) 自然素材、特注品、指定品、指定色等があるので、見本やカタログを収集し、見積を取りながら検討すること。

表3-10 野営施設の種類



6-2 テントサイト工

テントサイトは大別して、フリーテントサイトと固定テントサイト、オートキャンプサイトに分類される。

フリーテントサイトは、利用性、安全性から考慮して平坦地が望ましく、工種は自然環境への影響が軽微な範囲での土工や水はけが悪い場合の暗渠排水工、植栽工等の工種がある。植栽工に関しては、表層は自然草地や張芝の仕上げとし、樹林地に設ける場合は、樹木の皆伐は行わず、適切に間引く程度にとどめ、利用者の安全に配慮しながら景観木として活用を図る。

固定テントサイトについては標準的なものとして以下の3つのタイプがある。

Iタイプは自然地形を活用したもので、工種は部分的なレベル調整のための必要最小下限の土工となる。

IIタイプは路床を盛土し、真砂土や張芝の表面仕上げを行うサイトで、工種は土工や植栽工となる。

IIIタイプは木製床板を敷き、プラットフォーム型としたサイトで、工種は土工、植栽工、テント床工となる。

上記3タイプについて、野営場の整備水準の考え方に応じて、野外卓、標識、野外炉、立水栓、排水施設、フットライト等の施設を適宜検討する。

固定テントサイト工種組合せ例を表3-11に示すが、個別の設計内容と照合のうえ、積算にあたるものとする。

表3-11 固定テントサイト工種組合せ例

工 種	項 目	該当タイプ
土工	整地、側溝床掘、砂質土混合	タイプ I、II、III
植栽工	高木植栽（緑陰樹）、張芝	タイプ II、III
テント床工	木枠テント床、プラットフォーム型テント床	タイプ III
野外卓工	野外卓	タイプ II、III
標識工	区画番号標識	タイプ I、II、III
野外炉工	野外炉	タイプ I、II、III
給水工	立水栓	タイプ II、III
排水工	芝側溝、暗渠排水、雑排水	タイプ II、III
電気工	フットライト	タイプ I、II、III

オートキャンプサイトは駐車スペースが決められているオートキャンプサイトと自由に駐車できるフリーオートキャンプサイトがある。

オートキャンプサイトの工種としては、基盤部に関する土工、植栽工、駐車スペース等の舗装工、縁石工の他、サイトの施設として、テント床、野外卓、標識、野外炉、立水栓、雨水排水施設、汚水排水施設、フットライト、コンセントボックス等の工種がある。キャンピングカーを対象とする場合には、キャンピングカーに接続できる電源装置（AC電源）、給水装置、汚水排水施設を検討する。

フリーオートキャンプサイトは自動車が芝生広場に直接乗り入れて利用する広場サイト方式であるが、芝生の維持管理が困難であることから導入については慎重な検討が必要である。

表3-12にオートキャンプサイトの工種組合せ例を示す。尚、実際の設計・積算に際しては、例示は参考扱いとし、適宜工種の組み合わせを検討する。

表3-12 オートキャンプサイト工種組合せ例

工 種	項 目
土工	整地、側溝床掘、砂質土混合
舗装工	アスファルト舗装、コンクリート舗装、他
縁石工	コンクリート縁石、自然石、他
植栽工	高木植栽（緑陰樹）、張芝
テント床工	木枠テント床、プラットフォーム型テント床
野外卓工	野外卓
標識工	区画番号標識
野外炉工	野外炉
給水工	立水栓
排水工	芝側溝、暗渠排水、雑排水 汚水投入口及び汚水排水（キャンピングカー用）
電気工	フットライト、コンセントボックス（AC電源）

6-3 ファイアーサークル（コンセルリンク）

ファイアーサークルは、団体のための営火、自然解説、野外演劇等を行う施設として修学旅行生等の団体利用が多い場合、野営場内の広場の屋外または屋内に設置する。工種は、土工、舗装工、縁石工、石工、ベンチ工、植栽工、排水工等により構成される。積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 中心の営火部分は、熱に強い安山岩か凝灰岩（大谷石類）あるいは、耐火レンガ等を用いる。消火の際に速やかに排水されるように水抜きを整備する。
- (2) 観客席はすり鉢状の芝生地やベンチを設置する。
- (3) ステージには、利用内容に応じて照明施設及び映写用の耐水性コンセントを設ける。

7 標識工

7-1 一般事項

標識工は、記名標識、案内標識、解説標識、注意標識、掲示板、境界標識があり、積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 製品本体については自然素材、特注品、指定品等があるので、カタログ、見本、見積により検討する。特に記名標識に関しては、意匠上の理由から、石材や木材を多用するケースが多いので、十分考慮すること。
- (2) 標示面については、素材の仕様、標示内容、字体、使用色、印刷及び製作方法によって、価格が大きく変わるので、十分検討すること。
- (3) 基礎工事については、根かせによる基礎なしタイプ、コンクリート基礎、簡易基礎等の複数工法があり、各工種の組合せによるので、これについては該当工種の積算要領によること。
- (4) 製品の製作期間は、かなりの長期間を必要とするので、積算時点において、製作期間を把握しておくこと。
- (5) 標識の役割、更新頻度や景観的な重要性、求められる耐久性等踏まえ、過剰な仕様にならないように配慮すること。

標識工の工種組合せ例を、表 3-13 に示す。

表 3-13 標識工の工種例組合せ表

工 種	基礎なし (根かせ)	コンクリート 基礎	簡易基礎	適 用 事 項
製品材料費	◎	◎	◎	素材、表示、製作方法 の確認
据付け工	◎	◎	◎	
土 工	◎	◎	◎	機械、人力
基 礎 工	—	◎	◎	
コンクリート工	—	○	—	PC 基礎は該当なし
型 枠 工	—	○	—	PC 基礎は該当なし
鉄 筋 工	—	○	—	PC 基礎は該当なし
石 工	—	○	—	石材使用の場合
木 工	○	○	○	現場加工の場合
塗 装 工	○	○	○	現場加工の場合

◎…基本的な工種

○…設計内容によって発生する工種

8 管理施設整備工

8-1 一般事項

ここでは主として、柵類、門扉、車止め、手摺等について記載する。
積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 材料指定、製品指定、色指定等を確認し、カタログ、見本、見積等を取り寄せて検討する。
- (2) 全体の施工量によって、価格、調達期間が変動するので、工事量の把握をする。
- (3) 標準施工部の他、役物的な施工部分の有無について検討する。この点、特殊な役物部分がある場合、別途見積を必要とする場合もあるので、注意すること。
- (4) 木材を使用する際は、加圧式保存処理等の防腐処理の仕様を確認するとともに、調達期間、単価を確認の上検討する。
- (5) 基礎形状について設置箇所の条件に応じて一般的なコンクリート基礎とするか、施工性がよい簡易基礎にするか検討する。

このうち木柵工の工種組合せ例を、表 3-14、この例示を図 3-18 に示す。

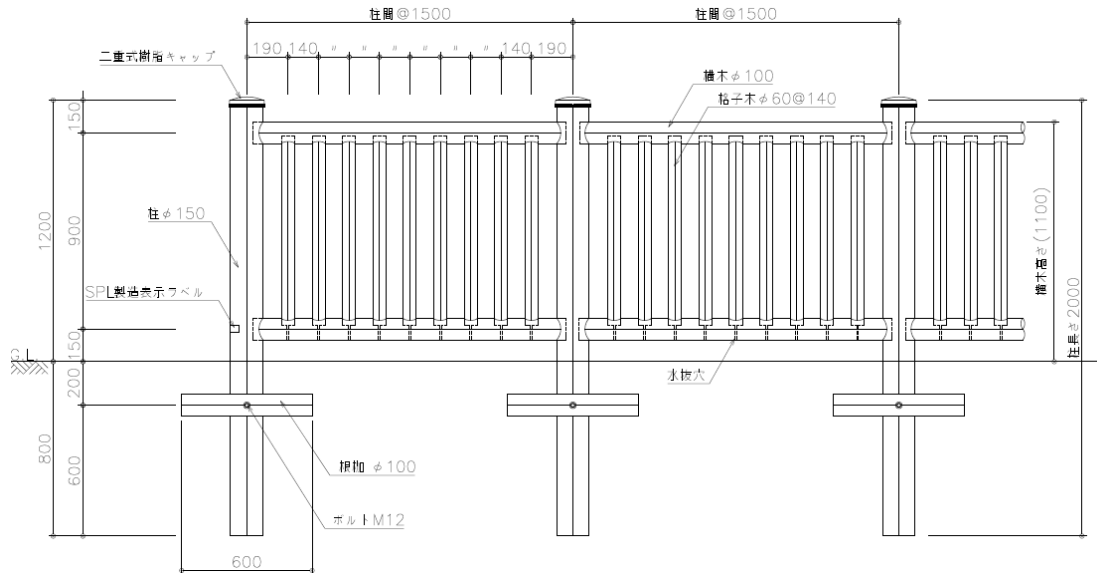
表 3-14 木柵工の工種例組合せ表

工 種	基礎なし (根かせ)	コンクリート 基礎	簡易基礎	適 用 事 項
製品材料費	◎	◎	◎	素材、表示、製作方法 の確認
据付け工	◎	◎	◎	
土 工	◎	◎	◎	機械、人力
基 礎 工	—	◎	◎	
コンクリート 工	—	○	—	PC 基礎は該当なし
型 枠 工	—	○	—	PC 基礎は該当なし
鉄 筋 工	—	○	—	PC 基礎は該当なし
木 工	○	○	○	現場加工の場合
塗 装 工	○	○	○	現場加工の場合

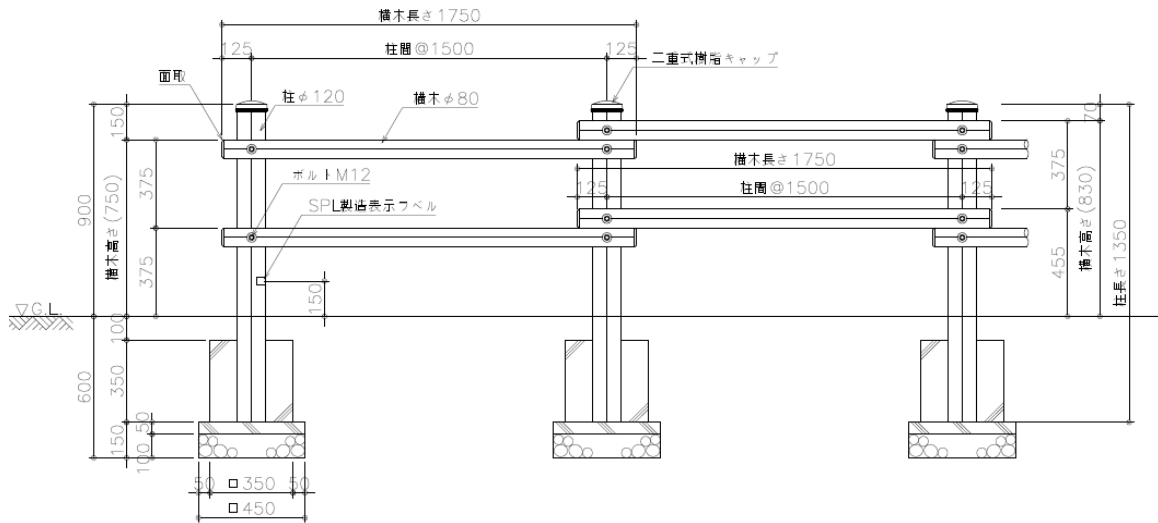
◎…基本的な工種

○…設計内容によって発生する工種

図 3-18 木柵設計例



基礎なし（根かせ）



コンクリート基礎

9 植栽工

9-1 一般事項

植栽工の積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 地形、気象、土壌、排水性等の敷地条件に応じて、土壌改良、搬入、植付け、養生方法等の工種が異なるため、事前に確認すること。
- (2) 積算の歩掛は国土交通省の基準や、造園関係のマニュアル等を参考とすること。
- (3) 植栽樹木は、多種多規格、生産・出荷に地域性がある、植栽時期に季節性がある、工事の最終工程になるなどの特殊条件があることに留意し、施工時期及び施工地域を想定して検討すること。
- (4) 枯損時の補償として植樹保険を検討すること。
- (5) 自然度の高い地域については、在来植物に影響を与えない植物種の選定に留意すること。

9-2 敷地の条件

- ・地形、地質、周辺の既存樹木の状況を観察する。
- ・気象（風向き、雨、気温、日当たり）
- ・土壌（土壌断面の調査、計画後の切盛りによる土壌断面、土壌改良の必要性）
- ・排水性の確認（水はけのよさ、排水不良の有無）
- ・既存樹・移植樹の状況（位置、姿形、活力度）

9-3 植栽工の積算

植栽工の歩掛等は、国土交通省土木工事標準積算基準書（河川・道路編）第Ⅴ編公園記載の公園植栽工や造園修景積算の手引き（建設物価調査会）等を参考とする。

9-4 植樹保険

樹木の枯損が多発した場合に備えて、枯損樹木の植替工事が円滑に行われるよう制定されたものであり、保険契約のとりまとめを行っている公益財団法人都市緑化機構のホームページを参照する。

9-5 植栽時期

ポット栽培品等を除いて樹木・灌木・地被は、生育地から公園敷地に植え付けるときは、その樹木の休眠期（生育活動を休止している時期）に移動することが原則である。

樹木には、常緑・落葉樹や竹類などにより移動に適した時期があり、この時期に植え付けた樹木は、活着・生育も良い。

また、買入れする樹木には、畑で肥大成長させた栽培品が多くなってきている。これらは、良好な環境で十分な肥育を行っているため、植付時期が適切でなかったり、土壌、風当たり等の生物環境が厳しいところでは枯損する場合がある。

具体的な内容については、緑化・植栽マニュアル（経済調査会）等、植栽に関わる各種指針やマニュアルを参考とし検討を行うものとする。

9-6 植栽樹木

樹木の品質規格・寸法規格は、国土交通省が定める「公共用緑化樹木の品質寸法規格基準」による。単価については積算資料・物価版等による。規格外または、特殊な樹種等を計画した場合は、見積等によること。

具体的な内容については、緑化・植栽マニュアル（経済調査会）等、植栽に関わる各種指針やマニュアルを参考とし検討を行うものとする。

（注） 緑化樹木の市場性については、（財）日本緑化センターの委託による「販売可能量・調達難易度予想調査書」－（社）日本植木協会－を参考にする
とよい。

9-7 支柱

支柱は、植えられた樹木を、①風倒などから保護するため、②支柱を樹木の添景物として見せる役目をもつ。また、広場や植ますの景観木に支柱が入らないものや支柱が見えないように根系部を土中でおさえる（グラウンドサポート）方法がある。

具体的な内容については、緑化・植栽マニュアル（経済調査会）等、植栽に関わる各種指針やマニュアルを参考とし検討を行うものとする。

9-8 移植工

移植とは、選ばれた樹木を計画地へ移し替えるものであり、通常の生産樹木の根付け（植栽）と区別している。

移植の手順は、根廻し、掘取り、鉢巻き、運搬、植付け、養生の工程がある。

移植を成功させるためには、樹種の特性をよく考えて対応する。

具体的な内容については、緑化・植栽マニュアル（経済調査会）等、植栽に関わる各種指針やマニュアルを参考とし検討を行うものとする。

9-9 養生工

植物を新植・移植したあと、その生育を良好にするために幹巻や灌水、施肥、マルチング等の養生を行う。

具体的な内容については、緑化・植栽マニュアル（経済調査会）等、植栽に関わる各種指針やマニュアルを参考とし検討を行うものとする。

9-10 植栽基盤工

敷地造成工の項目でふれたとおり、造園工事における造成は、「土の造形」と「植物の生育基盤造成」であることが留意点である。積算上は、植栽基盤工と敷地造成工の重複、あるいは漏脱に留意する。

自然公園等工事においては、現存植生の保全や、植生攪乱防止の観点から、在来表土の確保と復元再置を第一とし、やむを得ない場合についてのみ、客土あるいは土壌改良材の使用を行うものとする。

具体的な内容については、緑化・植栽マニュアル（経済調査会）等、植栽に関わる各種指針やマニュアルを参考とし検討を行うものとする。

10 排水工

10-1 一般事項

排水施設の積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 現地の雨水の集水状況や土砂の浸食状況を確認し、効率的な排水工を選定すること。
- (2) 多様な 2 次製品や自治体指定の製品があることから、条件に応じて適切な製品を選定すること。
- (3) 土質や掘削深から山留工の選定や適切な工法を検討すること。
- (4) 施設規模や敷地条件から、施工が人力か機械かの判断を行うこと。
- (5) 排水施設上部の車両等の荷重条件を把握し、施設を選定すること。

10-2 排水工

公園の排水は、①地表水や地下水を敷地外へ放流させるものと、②敷地内の植物の生育、土壌微生物のため、土中へ水分を保水させるもの、③降水後、速やかに排水を行うため暗渠排水を設けるものなどがある。

- ・ 管の埋設深さ、土質によって山留めが必要かどうかを検討する。
- ・ 地下水は、工事の進捗や工程に影響するので現地踏査、土質調査等で確認し、解決しておく。
- ・ 管の基礎工は、地盤沈下、輪荷重を受けるところは、適切な基礎工を設ける。
- ・ 管保護工は、埋設位置、土被りがとれない場合にコンクリート巻とする。
- ・ ますふたの強度は、歩道・植栽地に接地するますふたは、 $T = 2 \text{ t}$ 、管理車両の通過する場所のますふたは $T = 1.4 \text{ t}$ とする。

※ T : 荷重 (総重量)

10-3 排水工に関する積算基準

排水工の歩掛等は、国土交通省都市局公園緑地・景観課の公園緑地工事標準歩掛や造園修景積算の手引き (建設物価調査会) 等を参考とする。

第4章 一般施工歩掛

1 運搬工

1-1 一般事項

(1) 運搬方法選定表

表4-1-1 運搬方法選定表

材 料 車 道路 幅員	土 砂 (砂、砂利、 玉石等)		セメント、鋼材、 二次製品等	コンクリート ブロック (積、張、連結) 積石	コンクリート ブロック (平張)	コンクリート
	ダンプトラック		普通トラック			ミキサー車
3.0m以上	10 t 車		6 t 車、8 t 車又は 11 t 車	4~4.5 t 車		4.4~4.5m ³
2.5m以上	2 t 車					1.6m ³
1.7m以上	テラー	距 離	120mをこえるもの	80mをこえるもの	100mをこえるもの	
	小車		120m以下	80m以下	100m以下	
0.5m以上	小 車					
0.5m未満	人 肩					
道路幅員	運 搬 方 法					

- 注) 1. 乗継運搬と単独運搬のいずれを選ぶべきかは比較検討の上、経済的な方法を採用するものとする。
2. 索道運搬を採用する場合は、上記の諸運搬等が不適當であつて人肩運搬と比較して経済的な場合に採用するものとする。
3. 人肩は原則として使用せず、仮設道路等を考慮し、別途運搬方法を決定するものとする。
但し、道路幅員が、0.5m程度以下の場合及び諸車運搬及び索道運搬に比較して経済的な場合又は他の運搬が不適當な場合使用するものとする。
4. 前表は通常の場合の基準であるので、これによることが不適當な場合は、経済的な運搬方法を決定すること。

(2) 貨物自動車運賃計算

土石及び諸材料の運搬費の積算については、機械施工歩掛（人力積込み又は機械積込み表4-1-2ダンプトラック運搬工）により積算し、又諸資材は陸運局制定の「一般区域貨物自動車運送事業運賃表」（距離別）を基準とする。

1) 運搬材料と車種及び計算方法

表4-1-2 運搬材料と車種及び計算方法

運 搬 材 料	車 種	規 格	計 算 方 法
セメント、木材、 鋼材	普通トラック	2 t、6 t、 及び8 t、11 t	一般区域貨物自動車運送事業運賃料金
ブロック(積、平張、 連結)、積石	〃	2 t 及び 4~4.5 t	〃
土石(土砂、砂利栗 石、玉石)等	ダンプトラック	2 t、6~6.5 t 及び8 t、10 t	機械施工歩掛 (人力積込み)
土石(土砂、砂利栗 石、玉石)等	〃	2 t、6~6.5 t 及び8 t、10 t	〃 (機械積込み)

- 注) ダンプトラックのうち、人力積込み方式で計算するのは、土石等採取又は残土処理等に使用する場合で、かつその量が50m³以下の場合とし、それ以外は原則として機械積込み方式で計算すること。(ただし現地に積込み機械がある場合は上記によらず機械積込みとすること。)

2) 運賃又は料金が 10,000 円未満のときは 10 円未満の端数を、10,000 円以上のときは、100 円未満の端数を切り捨てる。

①運賃計算の特例

積載貨物（貨物の性質上積み重ねて積載することのできない貨物を除く）が標記トン数の 50%以下のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用する。

継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両トン数を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両のトン数にかかわらず、当該基準車両のトン数による運賃を適用することができる。

②キロ程の計算

運送距離は、1 車 1 回ごとの実車キロ程によるものとし、経路が 2 途以上あるときは、その最短の経路のキロ程により計算する。

③悪路割増

原則として加算しない。

④冬期割増

原則として加算しない。

⑤休日割増

原則として加算しない。

⑥深夜早朝割増

原則として加算しない。

⑦地区割増

原則として加算しない。

⑧長期契約割増

原則として加算しない。

⑨車両留置料

原則として加算しない。

⑩往復貨物の割引

1 個の契約で同一の車両により、通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ 100 km 以上の運送に限る。）を行う場合（荷主が当該荷主以外の者の貨物の運送のあっせんを行った場合であって、当該荷主がそのあっせんした貨物の運送に関する運賃料金の支払いについて、連帯責任を負うものを含む。）には、往路及び復路の運賃について、それぞれ 20% 以内の割引率を適用することができる。

⑪特大品割増

1 個の長さが荷台の長さの 1 割を越えたもの、重量 1 トン又は容積 5 立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが 3.8m 以上又は長さが 12m 以上となるものは 3 割増とする。

1-2 諸運搬工

(1) 人肩運搬工

表4-1-3 人肩運搬歩掛表

種別 距離	砂 砂質土 粘性土	礫質土 砂利 碎石 栗石 玉石	岩塊 岩碎	セメント 鋼材 二次製 品等	積ブロック (控 35 cm) 連結ブ ロック	平張ブ ロック	野面石、雑割石、積石				
							控 25 cm	控 30 cm	控 35 cm	控 40 cm	控 45 cm
m	人/m ³	人/m ³	人/m ³	人/t	人/m ²	人/m ²	人/m ²	人/m ²	人/m ²	人/m ²	人/m ²
20	0.21	0.26	0.31	0.11	0.07	0.03	0.06	0.07	0.08	0.10	0.11
40	0.26	0.33	0.38	0.14	0.09	0.05	0.08	0.10	0.11	0.12	0.13
60	0.32	0.38	0.44	0.17	0.11	0.06	0.10	0.12	0.13	0.14	
80	0.37	0.45	0.52	0.21	0.13	0.07	0.12	0.14	0.15	0.16	
100	0.43	0.50	0.59	0.24	0.15	0.07	0.14	0.15	0.17	0.20	
120	0.49	0.57	0.66	0.27	0.18	0.08	0.15	0.17	0.20	0.22	
140	0.54	0.63	0.72	0.31	0.19	0.10	0.17	0.20	0.22	0.24	
160	0.60	0.69	0.80	0.34	0.21	0.11	0.20	0.22	0.24	0.26	
180	0.65	0.75	0.87	0.37	0.23	0.12	0.21	0.24	0.26	0.28	
200	0.71	0.81	0.93	0.41	0.25	0.13	0.23	0.25	0.28	0.30	
定距離 (C)100m 当たり	(A)0.156 (B)0.275	0.203 0.302	0.250 0.340	0.077 0.165	0.055 0.095	0.022 0.054	0.047 0.089	0.066 0.094	0.077 0.099	0.083 0.112	

種別 距離	木 材		萱株 稲わら	そだ	帯梢	切芝	植生袋 (混土入)	編柵用 杭木 (木材・ パイプ)	わらむ しろ (種肥付)	肥料
	素材	製材								
m	人/m ³	人/m ³	人/100束	人/100束	人/100束	人/100枚	人/100袋	人/100本	人/100㎡	人/t
20	0.05	0.04	0.31	0.21	0.31	0.07	0.15	0.06	0.31	0.11
40	0.09	0.07	0.38	0.25	0.38	0.09	0.18	0.10	0.38	0.14
60	0.12	0.10	0.44	0.29	0.44	0.11	0.22	0.13	0.44	0.17
80	0.15	0.13	0.50	0.33	0.50	0.13	0.25	0.17	0.50	0.21
100	0.19	0.17	0.56	0.38	0.56	0.14	0.29	0.21	0.56	0.24
120	0.22	0.20	0.63	0.42	0.63	0.16	0.32	0.25	0.63	0.27
140	0.26	0.23	0.69	0.46	0.69	0.18	0.36	0.29	0.69	0.31
160	0.29	0.26	0.75	0.50	0.75	0.20	0.39	0.33	0.75	0.34
180	0.33	0.29	0.82	0.54	0.82	0.21	0.43	0.37	0.82	0.37
200	0.36	0.32	0.88	0.59	0.88	0.23	0.46	0.41	0.88	0.41
定距離 (C)100m 当たり	(A)0.018 (B)0.171	0.014 0.151	0.250 0.314	0.167 0.209	0.250 0.314	0.055 0.088	0.110 0.176	0.017 0.195	0.250 0.314	0.077 0.165

- 注) 1. 上表は積卸しを含む。
 2. 上表は原則として使用せずに他の経済的な運搬方法を別途考慮する。
 3. 上表は原則として 200m以内の運搬に適用する。
 4. 岩碎とは軟岩、中硬岩、硬岩を破碎したものをいう。
 5. 傾斜による歩掛けの補正は、下記により行う。
 ・直高 1m 昇ごとに距離 6m を加える。
 ・下り勾配は平地歩掛の 1.0~0.8 とする。
 6. 200m を超える場合は、次により計算する。

$$\text{運搬歩掛} = \frac{\text{運搬距離}}{\text{定距離 (C)}} \times \text{定乗数 (B)} + \text{定加数 (A)}$$

7. 以下条件のいずれかに該当する山岳地等の場合は山林砂防工を適用する。
 ・勾配がおおむね 30% 以上の箇所 ・山泊を必要とする箇所

※土砂、セメント等の人肩運搬については、本積算基準・土工・「3-4 人力運搬工」(P.4-8)によること。

(2) 小車運搬工

表4-1-4 小車運搬歩掛表

種別 距離	砂 砂質土 粘性土	礫質土 砂利 砕石 栗石 玉石	岩塊 岩砕	コンクリート	セメント 鋼材 木材 二次製品等	積ブロック (控35cm) 連結ブ ロック	平張ブ ロック
m							
20	0.14	0.19	0.22	0.21	0.09	0.05	0.02
40	0.16	0.21	0.25	0.25	0.10	0.05	0.03
60	0.20	0.25	0.31	0.34	0.12	0.07	0.03
80	0.25	0.31	0.36	0.41	0.15	0.09	0.04
100	0.30	0.36	0.42	0.50	0.18	(0.10)	(0.05)
120	0.35	0.43	0.49	(0.58)	0.21	(0.13)	(0.06)
140	(0.41)	(0.48)	(0.56)	(0.67)	(0.24)	(0.15)	(0.07)
160	(0.46)	(0.54)	(0.63)	(0.76)	(0.26)	(0.16)	(0.08)
180	(0.52)	(0.61)	(0.70)	(0.84)	(0.30)	(0.18)	(0.09)
200	(0.58)	(0.67)	(0.78)	(0.92)	(0.33)	(0.19)	(0.10)
定距離 (C)100m 当たり	(A)0.100 (B)0.250	0.126 0.264	0.138 0.330	0.105 0.411	0.063 0.134	0.034 0.080	0.010 0.045

種別 距離	野面石、雑割石、積石					切芝	植生袋 (混土入)	肥料
	控 25cm	控 30cm	控 35cm	控 40cm	控 45cm			
m								
20	0.05	0.05	0.06	0.07	0.07	0.06	0.11	0.09
40	0.05	0.06	0.06	0.07	0.08	0.07	0.13	0.10
60	0.06	0.07	0.08	0.09	0.10	0.08	0.16	0.12
80	0.08	0.09	0.10	0.11	0.12	0.09	0.18	0.15
100	0.09	(0.11)	(0.12)	(0.13)	(0.15)	0.10	0.20	0.18
120	(0.11)	(0.13)	(0.15)	(0.16)	(0.17)	0.11	0.22	0.21
140	(0.12)	(0.15)	(0.17)	(0.18)	(0.20)	0.13	0.24	0.24
160	(0.15)	(0.17)	(0.18)	(0.21)		0.14	0.27	0.26
180	(0.16)	(0.18)	(0.20)	(0.23)		0.15	0.29	0.30
200	(0.18)	(0.20)	(0.22)	(0.25)		0.16	0.31	0.33
定距離 (C)100m 当たり	(A)0.028 (B)0.068	0.035 0.085	0.040 0.091	0.040 0.103		0.048 0.055	0.096 0.110	0.063 0.134

- 注) 1. 上表は積卸し及び小車の損料を含む。
 2. ()内は原則として使用せずに他の経済的な運搬方法を別途考慮する。
 3. 岩砕とは軟岩、中硬岩、硬岩を破砕したものをいう。
 4. 運搬路に勾配がある場合、次表の係数を乗じた値を採用する。
 ただし、下り勾配は平地歩掛の1.0~0.8とする。

勾配 (%)	4	5	6	7	8	9	10
係数 (d)	1.25	1.33	1.43	1.54	1.67	1.82	2.00

5. 200mを超える場合は、次により計算する。

$$\text{運搬歩掛} = \frac{\text{運搬距離}}{\text{定距離 (C)}} \times \text{定乗数 (B)} + \text{定加数 (A)}$$

6. 以下条件のいずれかに該当する山岳地等の場合は山林砂防工を適用する。

- ・勾配がおおむね30%以上の箇所
- ・山泊を必要とする箇所

※小車運搬(土砂、法勾配15度以下、運搬距離200m以内)については、本積算基準・土工・「3-4 人力運搬工」(P.4-8)によること。

(3) テーラー運搬工

表 4-1-5 テーラー運搬歩掛表

種別 距離	砂	礫質土	岩塊	コンクリート	セメント	積ブロック	平張ブ ロック
	砂質土 粘性土	砂利 砕石 栗石 玉石	岩碎		鋼材 木材 二次製品等	(控 35 cm) 連結ブ ロック	
m	人/m ³	人/m ³	人/m ³	人/m ³	人/t	人/m ²	人/m ²
200	0.38	0.42	0.51	0.33	0.23	0.09	0.05
300	0.39	0.43	0.52	0.35	0.24	0.09	0.05
400	0.41	0.46	0.55	0.37	0.25	0.09	0.05
500	0.42	0.47	0.56	0.38	0.26	0.10	0.05
750	0.48	0.53	0.65	0.43	0.30	0.11	0.06
1,000	0.53	0.58	0.71	0.48	0.33	0.13	0.06
1,250	0.57	0.65	0.78		0.36	0.15	0.08
1,500	0.63	0.70	0.85		0.38	0.16	0.08
1,750	0.69	0.77	0.93		0.41	0.18	0.09
2,000	0.74	0.83	1.00		0.46	0.18	0.10
2,500	0.84	0.94	1.13		0.51	0.21	0.11
3,000	0.98	1.09	1.31		0.59	0.25	0.13
3,500	1.10	1.22	1.47		0.67	0.28	0.15
4,000	1.22	1.35	1.64		0.74	0.31	0.16
4,500	1.34	1.49	1.78		0.82	0.34	0.18
5,000	1.46	1.62	1.96		0.89	0.37	0.20

種別 距離	野面石、雑割石、積石				
	控 25 cm	控 30 cm	控 35 cm	控 40 cm	控 45 cm
m	人/m ²	人/m ²	人/m ²	人/m ²	人/m ²
200	0.09	0.10	0.10	0.11	0.11
300	0.09	0.10	0.10	0.11	0.11
400	0.10	0.10	0.11	0.12	0.12
500	0.11	0.11	0.12	0.13	0.13
750	0.12	0.12	0.13	0.15	0.15
1,000	0.13	0.13	0.15	0.16	0.16
1,250	0.15	0.16	0.17	0.18	0.19
1,500	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20
1,750	0.18	0.19	0.20	0.21	0.22
2,000	0.19	0.20	0.21	0.22	0.23
2,500	0.22	0.23	0.24	0.25	0.26
3,000	0.25	0.27	0.28	0.30	0.32
3,500	0.28	0.31	0.32	0.34	0.35
4,000	0.32	0.33	0.35	0.37	0.38
4,500	0.34	0.36	0.38	0.40	0.42
5,000	0.38	0.40	0.42	0.44	0.47

- 注) 1. 上表は積卸しを含む。
 2. テーラーの燃料、損料等の一切を含む。
 3. 以下条件のいずれかに該当する山岳地等の場合は山林砂防工を適用する。
 ・勾配がおおむね30%以上の箇所 ・山泊を必要とする箇所

1-3 小型特装運搬車運搬工

「小型特装運搬車運搬工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和7年版 森林整備保全事業標準歩掛」
第1編 第2 運搬工 2-2 不整地運搬車運搬

1-4 ベルトコンベア運搬工

「ベルトコンベア運搬工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和7年版 森林整備保全事業標準歩掛」
第1編 第2 運搬工 2-3 ベルトコンベア運搬

1-5 モノレール運搬工

「モノレール運搬工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和7年版 森林整備保全事業標準歩掛」
第1編 第2 運搬工 2-4 モノレール運搬

1-6 ヘリコプター運搬工

「ヘリコプター運搬工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うが、現場の状況等を勘案し、見積りを取るものとする。

「令和7年版 森林整備保全事業標準歩掛」
第1編 第2 運搬工 2-9 ヘリコプターによる資材運搬

2 準備工

2-1 準備工及び機械伐開工

「準備工及び機械伐開工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度 土木工事標準積算書(共通編)」第I編 総則
第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 2-3 準備費

2-2 人力伐開

「人力伐開」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和4年版 森林整備保全事業標準歩掛」
第1編 第1 土工 1-2-1 伐開・除根

2-3 枝条片付け

「枝条片付け」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和7年版 森林整備保全事業標準歩掛」
第1編 第1 土工 1-2-1 除根

2-4 構造物取りこわし工

コンクリートブレーカによる、園地、野営場、歩道等の既設コンクリート構造物（建築物及び舗装版は除く）の取りこわしは、市場単価による。

3 土工

3-1 土量変化率等

「土量変化率等」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」 第Ⅱ編 共通工
第1章 土工 ① 土量変化率等

3-2 土工

「土工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」 第Ⅱ編 共通工
第1章 土工 ② 土工 ②-1 土工

3-3 作業土工

「作業土工(床掘、埋戻し)」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」 第Ⅱ編 共通工
第1章 土工 ③ 作業土工

3-4 人力運搬工

「人力運搬工」のうち、「小車運搬」(土砂運搬、法勾配15度以下、運搬距離200m以内)については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」 第Ⅱ編 共通工
第1章 土工 ④ 人力運搬工

3-5 安定処理工

「安定処理工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第1章 土工 ⑤ 安定処理工

3-6 土砂運搬工（不整地運搬車による運搬）

「土砂運搬工（不整地運搬車による運搬）」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第1章 土工 ⑥ 土砂運搬工(不整地運搬車による運搬

4 法面工

4-1 法面整形工

「法面整形工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ① 法面工 ①-1 法面整形工

4-2 法面整形工 (ICT)

「法面整形工 (ICT)」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ① 法面工 ①-2 法面整形工(ICT)

4-3 芝付工

「芝付工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ① 法面工 ①-3 芝付工

4-4 コンクリート法枠工

「コンクリート法枠工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ① 法面工 ①-4 コンクリート法枠工

4-5 法面施肥工

「法面施肥工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ① 法面工 ①-5 法面施肥工

4-6 吹付法面とりこわし工

「吹付法面とりこわし工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ① 法面工 ①-6 吹付法面とりこわし工

4-7 プレキャストコンクリート板設置工

「プレキャストコンクリート板設置工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ① 法面工 ①-7 プレキャストコンクリート板設置工

4-8 人工張芝工

「人工張芝工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ① 法面工 ①-7 人工張芝工

5 基礎工・裏込砕石工

5-1 基礎・裏込砕石工

「基礎・裏込砕石工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ② 基礎・裏込砕石工

5-2 人力杭打工

「人力杭打工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和7年版 森林整備保全事業標準歩掛」
第1編 共通工 第6 基礎工 6-1-2 人力杭打歩掛

5-3 木杭仕拵工

「木杭仕拵工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和7年版 森林整備保全事業標準歩掛」
第1編 共通工 第6 基礎工 6-1-3 木杭仕拵歩掛

6 コンクリートブロック積（張）工

「コンクリートブロック積（張）工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ③ コンクリートブロック積(張)工

7 石積（張）工

7-1 石積（張）工

「石積（張）工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ④ 石積(張)工 ④-1 石積(張)工

7-2 平石張工

「平石張工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ④ 石積(張)工 ④-2 平石張工

8 その他の擁壁工

8-1 現場打擁壁 (1)

「現場打擁壁 (1)」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ⑤ 場所打擁壁工 ⑤-1 場所打擁壁工(1)

8-2 現場打擁壁 (2)

「現場打擁壁 (2)」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ⑤ 場所打擁壁工 ⑤-2 場所打擁壁工(2)

8-3 プレキャスト擁壁工

「プレキャスト擁壁工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ⑥ プレキャスト擁壁工

8-4 本布積工

「本布積工」については、下記の建設物価調査会の積算基準に基づき取り扱うこと。

「建設歩掛 改訂 59 版」 1 土木工事 ②公園 ① 基盤整備 2 擁壁工
2-3-11 割石積

8-5 野面石積工

「野面石積工」については、下記の国土交通省 公園緑地標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛(令和7年5月)」 I 基盤整備 2 擁壁工 2-3 石積工
2-3-1 崩れ積及び面積、2-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設

8-6 小端積工

「小端積工」については、下記の国土交通省 公園緑地標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛(令和7年5月)」 I 基盤整備 2 擁壁工 2-3 石積工
2-3-2 小端積

8-7 切石積工（大谷石類）

表4-8-1 大谷石積歩掛表 (1m²当たり)

石積工	石工(人)	普通作業員(人)	摘要
1.5mまで	0.2	0.2	積石仕拵え、築石(笠石据付けとも) 普通作業員は材料小運搬、石工手伝い
2.4m未満	0.3	0.3	

(注) 1. 本表の普通作業員は裏込めを含まない。裏込めに栗石等を使用する場合は1m²につき普通作業員0.5人を計上することができる。この場合間隙充填材として裏込栗石量の20%のクラッシュランを計上する。

2. 工事の難易により20%以内の増減をすることができる。

9 排水構造物工

9-1 排水構造物工

「排水構造物工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ⑩ 排水構造物工 ⑩-1 排水構造物工

9-2 排水構造物工（溶接金網及び埋設鋼板型枠）

「排水構造物工（溶接金網及び埋設鋼板型枠）」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ⑩ 排水構造物工 ⑩-2 排水構造物工(溶接金網及び埋設鋼板型枠)

9-3 排水構造物工（現場打ち水路（本体））

「排水構造物工（現場打ち水路（本体））」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ⑩ 排水構造物工 ⑩-2 排水構造物工(現場打ち水路(本体))

9-4 排水構造物工（現場打ち集水柵・街渠柵（本体））

「排水構造物工（現場打ち集水柵・街渠柵（本体））」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ⑩ 排水構造物工 ⑩-3 排水構造物工(現場打ち集水柵・街渠柵(本体))

10 コンクリート工

10-1 コンクリート工

「コンクリート工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」 第Ⅱ編 共通工
第4章 ① コンクリート工

10-2 型枠工

(1) 型枠工

「型枠工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」 第Ⅱ編 共通工
第4章 コンクリート工 ② 型枠工 ②-1 型枠工

(2) 型枠工 (省力化構造)

「型枠工 (省力化構造)」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」 第Ⅱ編 共通工
第4章 コンクリート工 ② 型枠工 ②-2 型枠工(省力化構造)

10-3 溶接金網設置工

「溶接金網設置工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」 第Ⅱ編 共通工
第4章 コンクリート工 ③溶接金網設置工

10-4 張りコンクリート工

「張りコンクリート工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」 第Ⅱ編 共通工
第4章 コンクリート工 ③ 張りコンクリート工

10-5 機械練りコンクリート

(1) コンクリート練上および打設歩掛

表 4-10-1 (1m³当り)

種別	ミキサ容量	0.08m ³ (3切)	0.20m ³ (8切)
	職 種	普通作業員(人)	普通作業員(人)
無筋コンクリート		1.5	1.1
鉄筋コンクリート		1.6	1.2

- (注) 1. 本表の普通作業員歩掛は、ミキシング(材料小運搬・計量投入・排出)コンクリート小運搬(20m小車による)、打設、養生(通常の養生)一切を含む。
2. 小型構造物についても鉄筋の有無により、無筋コンクリートおよび鉄筋コンクリートに分類して適用する。
3. 普通作業員歩掛のうちコンクリート小運搬は普通作業員 0.21 人/m³ を含んでいるので、20m以上の運搬を必要とする場合は0.21 人/m³ を減じて、別途考慮する。

(2) コンクリートミキサの摘要区分

- 1) 設計に用いる容量は、0.08m³(3切)、0.20m³(8切)の2種類とし原動機はモーターを原則とする。
- 2) ミキサ容量の選定は次のとおりとする。
 - ① 0.08m³(3切)ミキサを使用する場合
 - ア 石積(積ブロックを含む)、側溝、のり枠工、方格工、高さ1m未満の基礎コンクリート(擁壁を含む)、その他の単純なコンクリート構造物。
 - イ 主たるコンクリート構造物がア以外でコンクリート総量が150m³未満のもの。
 - ② 0.20m³(8切)ミキサを使用する場合
 - ア 主たるコンクリート構造物が①ア以外でコンクリート総量が150m³以上のもの。
 - イ 同一設計において①アの項に該当する工種を含んでもローiの項に該当する場合。

(3) コンクリートミキサの1日当たり運転費

表4-10-2

(1日当たり)

名称	該当容量	エンジン		モータ	
	公称容量	(3切) 0.08m ³ / バッチ	(8切) 0.20m ³ / バッチ	(3切) 0.08m ³ / バッチ	(8切) 0.20m ³ / バッチ
	単位				
エンジン	P S	2	5	—	—
モータ	k W	—	—	1.5	3.7
ガソリン	・	6.6	17.0	—	—
電力量	k W h	—	—	4.8	12.0
油脂類	%	20	20	—	—
特殊作業員	人	1.1	1.1	1.1	1.1
ミキサ損料 (原動機含む)	日	1	1	1	1

(注) 機械損料は「建設機械等損料算定表」により標準のときの運転時間(日)当たり損料額〔損料表(13)〕をそのまま用いること。

(4) ミキサ練上量

表4-10-3

公称容量		平均1時間練上量 (m ³ /h)	平均1日練上量 (m ³ /日)
(m ³)	(切)		
0.08	(3)	1.0	6.0
0.20	(8)	3.0	18.0

(5) 機械練りコンクリート練上および打設単価表

表4-10-4

(1m³当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
セメント		Kg	0.056	} 表4-5-21 表4-5-18+表4-5-19 表4-5-22 表4-5-17
砂		m ³		
砂利		m ³		
ミキサ運転費		日		
パイプレータ運転費		日		
普通作業員		人		
計				

(注) 1. 運転に計上する機械損料は、「建設機械等損料算定表」により標準のときの運転時間(日)当たり損料額〔損料表(13)〕をそのまま用いること。

2. コンクリート小運搬距離が20m以上の場合は、0.21人減じて別途考慮する。

10-6 手練りコンクリート

(1) 手練りコンクリート歩掛

表4-10-5

(1m³当り)

配合	材 料						普通作業員 (人)
	普通コンクリート			早強コンクリート			
	セメント (kg)	洗砂 (m ³)	洗砂利 (m ³)	セメント (kg)	洗砂 (m ³)	洗砂利 (m ³)	
5-8-40	196	0.557	0.785	212	0.587	0.718	1.7
16-8-25	251	0.582	0.727	266	0.545	0.743	2.2
16-8-40	238	0.505	0.833	270	0.509	0.776	
21-8-25	284	0.549	0.740	306	0.505	0.761	2.3
21-8-40	266	0.489	0.834	308	0.474	0.791	
24-8-25	302	0.532	0.750	329	0.488	0.768	
24-8-40	288	0.473	0.835	333	0.455	0.797	
27-8-40	305	0.463	0.835	355	0.440	0.800	

- (注) 1. 本表は比較的多く使われているコンクリート配合別のm³当たり設計購入量である。
 2. 本表の歩掛は材料小運搬、練合せ、締固めおよびその他仕上げ一切を含む。
 3. 本表の歩掛は通常の養生費を含む。
 4. 特に必要な場合は工種に応じてバイブレータ運転費を計上することができる。
 5. 水中コンクリートの場合の歩掛は、5割以内の割増をすることができる。この場合に必要な足場器具一切の費用を含むものとする。

10-7 バイブレータ

(1) バイブレータ運転費

表4-10-6 棒状エンジン式

(1日当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ガソリン		□	5.0	
特殊作業員		人	1.1	
機械損料	フレキシブル形 45mm	日	1	

11 舗装工

11-1 路盤工

(1) 路盤工

「路盤工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路
第1章 舗装工 ① 路盤工 ①-1 路盤工

(2) 路盤工 (ICT)

「路盤工 (ICT)」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路
第1章 舗装工 ① 路盤工 ①-2 路盤工(ICT)

11-2 アスファルト舗装工

(1) アスファルト舗装工

「アスファルト舗装工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路
第1章 舗装工 ② アスファルト舗装工 ②-1 アスファルト舗装工

(2) 半たわみ性 (コンポジット) 舗装工

「半たわみ性 (コンポジット) 舗装工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路
第1章 舗装工 ② アスファルト舗装工 ②-2 半たわみ性(コンポジット)舗装工

11-3 排水性舗装工

(1) 排水性アスファルト舗装工

「排水性アスファルト舗装工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路
第1章 舗装工 ③ 排水性舗装工 ③-1 排水性アスファルト舗装工

(2) 透水性樹脂コンクリート工

「透水性樹脂コンクリート工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和2年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路
第1章 舗装工 ③-2 透水性樹脂コンクリート工

(3) 透水性アスファルト舗装工

「透水性アスファルト舗装工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路
第1章 舗装工 ③ 排水性舗装工 ③-2 透水性アスファルト舗装工

11-4 グースアスファルト舗装工

「グースアスファルト舗装工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路
第1章 舗装工 ④ グースアスファルト舗装工

11-5 コンクリート舗装工

(1) コンクリート舗装工

「コンクリート舗装工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路
第1章 舗装工 ⑤ コンクリート舗装工 ⑤-1 コンクリート舗装工

(2) 連続鉄筋コンクリート舗装工

「連続鉄筋コンクリート舗装工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路
第1章 舗装工 ⑤ コンクリート舗装工 ⑤-2 連続鉄筋コンクリート舗装工

11-6 踏掛版設置工

「踏掛版設置工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路
第1章 舗装工 ⑥ 踏掛版設置工

12 路側工

12-1 路側工（据付け）

「路側工（据付け）」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路編
第2章 附属施設 ③ 路側工 ③-1 路側工(据付け)

12-2 路側工（取外し）

「路側工（取外し）」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路編
第2章 附属施設 ③ 路側工 ③-2 路側工(取外し)

13 特殊ブロック設置工

「特殊ブロック設置工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路編
第2章 付属施設 ④ 特殊ブロック設置工

14 その他縁石工

14-1 自然石縁石工

「自然石縁石工」については、下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和7年5月) II 施設整備 4 園路広場整備工
4-5 園路縁石工 4-5-2 石材縁石

14-2 木製縁工

「木製縁工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和7年版 森林整備保全事業標準歩掛」第1編 共通工
第7 木材利用工 7-7 路面・路盤工 7-7-2 (参考歩掛)木製カーブ設置工

15 公園植栽工

15-1 公園植栽工

「公園植栽工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第V編 公園編
第1章 公園植栽工 ① 公園植栽工

15-2 植生復元工

「植生復元工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和7年版 森林整備保全事業標準歩掛」第2編 治山
第5 森林整備 5-1 森林整備 5-1-1~5-1-8、第6 海岸林造成 6-2 海岸植栽

15-3 公園除草工

「公園除草工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第V編 公園編
第1章 公園植栽工 ② 公園除草工

15-4 公園工

「公園工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。なお、本項には以下のような工種が記載されている。

- ・公園用小型機械（トラクター1t級）の機械土工歩掛
- ・コンクリートはつり及びつつき仕上げに関する石工の歩掛
- ・レンガ舗装工に関する歩掛、参考図
- ・レンガ縁石工に関する歩掛、参考図
- ・硬質塩化ビニール管による排水工関連歩掛
- ・簡易な給水工（配管及び水洗取り付け）に関する歩掛
- ・小型工作物工としてのベンチの据付歩掛

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第V編 公園編
第1章 公園植栽工 ③ 公園工

16 園路広場整備工

16-1 混合

「混合」については、下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和7年5月) II 施設整備 4 園路広場整備工
4-2 土系舗装工 4-2-1 混合

16-2 路床・路盤

「路床」、「路盤」については、11-1 路盤工を参照のこと。

16-3 グランドコート舗装工

グランドコート舗装の表層仕上げについては、砂舗装、石灰石ダスト舗装、砕石舗装、クレイ舗装、芝舗装があり見積対応とする。施工規模および作業条件等により単価が異なることに留意すること。

16-4 石張舗装工

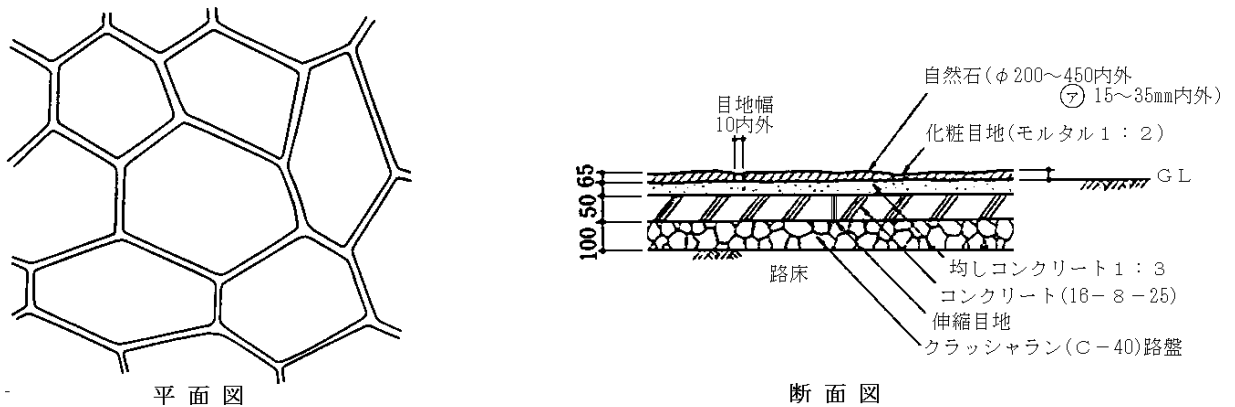
石張舗装の歩掛は、次を標準とするが、施工規模および作業条件等を考慮し、本節により難しい場合は、見積対応とする。

表4-16-1 石張り舗装工 (100m²当たり)

名 称	規格・形状	単位	数 量			摘 要
			鉄平石	青 石	丹波石	
路 床 工	AまたはB	m ²	100	100	100	石張手間 同上手伝い、小運搬
クラッシュラン路盤	100A又は100B	m ²	100	100	100	
コンクリート	16-8-25	m ³	7.0	7.0	7.0	
型 枠 損 料		m ²	1.4	1.4	1.4	
伸 縮 目 地	杉板2等 〇9幅70	m	20.0	20.0	20.0	
鉄 平 石	φ200～450 内外 厚15～35 内外	m ²	120	—	—	
青 石	φ200～450 内外 厚15～35 内外	m ²	—	120	—	
丹 波 石	φ200～450 内外 厚15～35 内外	m ²	—	—	120	
石 工		人	25.0	25.0	25.0	
普 通 作 業 員		人	16.0	16.0	16.0	
世 話 役		人	6.0	6.0	6.0	
諸 雑 費		%	6.0	6.0	6.0	

(注) 1. 伸縮目地は、@5.0mを標準とする。
2. 舗装材の小運搬は、運搬距離20m程度とする。
3. 諸雑費は、目地モルタル、均しモルタルの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

図4-16-1



16-5 野面ごろた石舗装工

「野面ごろた石舗装工」については、下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和7年5月) II 施設整備 4 園路広場整備工
4-4 石材系舗装工 4-4-1 ごろた石張舗装

16-6 小舗石舗装工

「小舗石舗装工」については、下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和7年5月) II 施設整備 4 園路広場整備工
4-4 石材系舗装工 4-4-2 小舗石舗装

16-7 化粧砂利敷き

「化粧砂利敷き」については、下記の都市再生機構の積算要領に基づき取り扱うこと。

「土木・造園工事積算要領」(都市再生機構 令和4年度) 第2編 造園工事標準歩掛
第4章 施設整備 第3節 修景施設整備工 3-2 化粧砂利敷き

16-8 木道、栈道、人道木橋

(1) 構造型木道

図4-16-2 構造型木道(例)

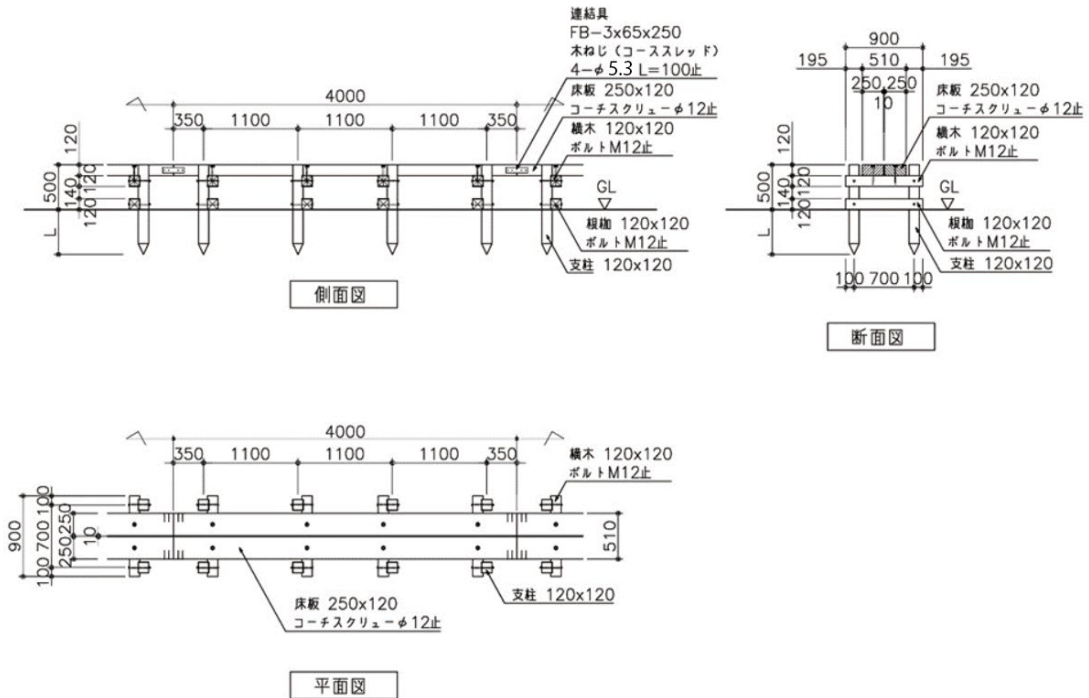


表4-16-3 構造型木道工単価表(例) (100m当たり)

名称	規格・寸法	数量	単位	備考
床掘り	機械・人力		m ²	
埋戻し	人力		m ²	
残土処分	場内小運搬		m ³	
杭打設	機械・人力	200	本	
支柱	4000*125*125 50本	3.1250	m ³	杉製材 JAS2 級以上 根入L500 以下の数量
横木	2000*125*125 50本	1.5650	m ³	杉製材 JAS2 級以上
床板	4000*225*125 50本	6.3750	m ³	〃
根枷	2000*125*125 50本	1.5650	m ³	〃
加工費	ブレーナー	12.6300	m ³	
〃	墨付け、カット、穴あけ(大工)		人工	
ボルト(横木+支柱)	溶融亜鉛メッキM12*250	200	本	
ボルト(根枷+支柱)	溶融亜鉛メッキM12*250	200	本	
コーチスクリュー	溶融亜鉛メッキφ12*250	200	本	
金具	溶融亜鉛メッキFB-3*65*250	50	箇所	アクリルウレタン系塗装仕上
木ネジ(コーススレッド)	SUS φ5.3*100	200	本	
人工乾燥費	注入前乾燥 含水率30%以下	11.4800	m ³	
加圧注入処理	JISK1570 JASK4相当	11.4800	m ³	AQ1 種以上 必要時のみ
現場組立費	大工		人工	表4-16-2
〃	普通作業員		人工	表4-16-2

- (注) 1. 本表は構造型木道の製作・組立・据付に適用する。
 2. 地域により価格が異なるため、資材単価は見積もりとする。
 3. 木材は、種別及び寸法別に計上する。
 4. 原材料の材積は、実寸法断面の5mmUPで計上する。
 5. 運賃、小運搬、諸経費は含まない。

6. 杭打設出来ない地盤の場合は、床掘りを計上するか別途協議する。
 7. 試算条件は曲がりや勾配の少ない配置・通常地盤とする。

表 4-16-2 構造型木道工参考歩掛表 (100m当たり)

	大 工	普通作業員	摘 要
構造型木道	47.99 人	26.98 人	

(2) 敷板型木道

図 4-16-4 敷板型木道 (例)

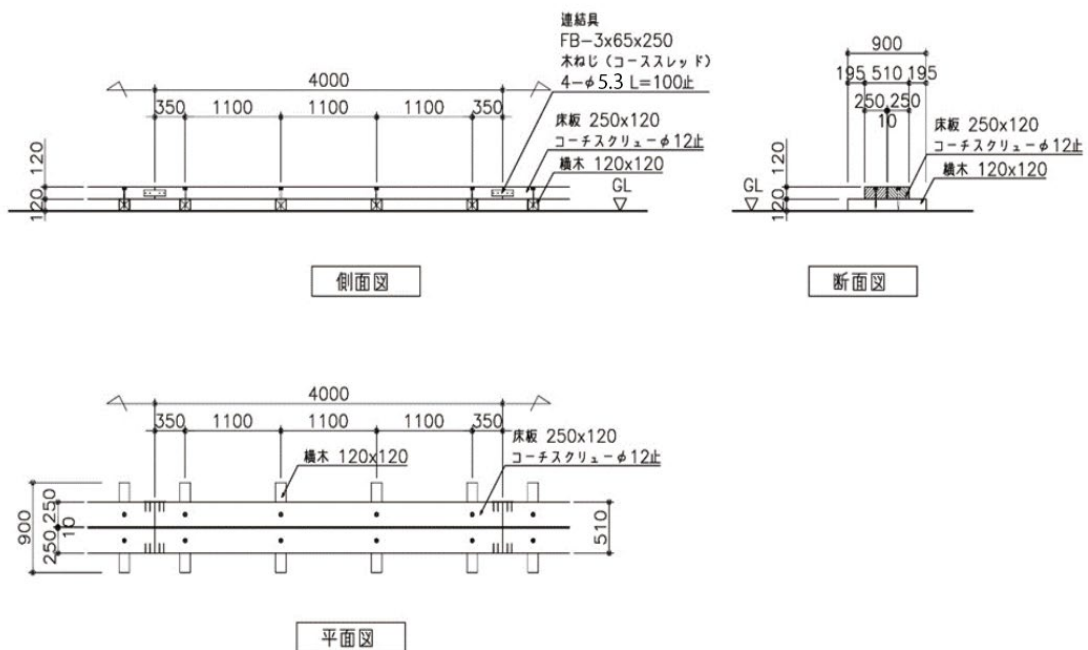


表 4-16-3 敷板型木道工単価表 (例) (100m当たり)

名称	規格・寸法	数量	単位	備考
横木	2000*125*125 50本	1.5650	m ³	杉製材 JAS2級以上
床板	4000*225*125 50本	6.3750	m ³	"
加工費	プレーナー	7.9400	m ²	
"	墨付け、カット、穴あけ (大工)		人工	
コーチスクリュー	溶融亜鉛メッキφ12*250	200	本	
金具	溶融亜鉛メッキ FB-3*65*250	50	箇所	アクリルウレタン系塗装仕上
木ネジ (コーススレッド)	SUS φ5.3*100	200	本	
人工乾燥費	注入前乾燥 含水率30%以下	7.3000	m ³	
加圧注入処理	JISK1570 JASK4相当	7.3000	m ³	AQ1種以上 必要時のみ
現場組立費	大工		人工	表 4-16-4
"	普通作業員		人工	表 4-16-4

- (注) 1. 本表は敷板型木道の製作・組立・据付に適用する。
 2. 地域により価格が異なるため、資材単価は見積もりとする。
 3. 木材は、種別及び寸法別に計上する。
 4. 原材料の材積は、実寸法断面の5mmUPで計上する。

5. 運賃、小運搬、諸経費は含まない。

6. 試算条件は曲がりや勾配の少ない配置・通常地盤とする。

表 4-16-4 敷板型木道工参考歩掛表 (100m当たり)

	大 工	普通作業員	摘 要
敷板型木道	9.13 人	5.26 人	

16-9 丸太階段工

「丸太階段工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和7年版 森林整備保全事業標準歩掛」第1編 共通工
第7 木材利用工 7-11 歩道工 7-11-1 丸太階段工

17 左官工

17-1 化粧目地

「化粧目地」については、下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和7年5月) II 施設整備 7 施設仕上げ工
7-3 左官仕上げ工 7-3-1 化粧目地切

17-2 コンクリート金ゴテ、ハケ引き仕上げ工

コンクリート金ゴテ押えの施工歩掛は、表4-17-1を標準とする。

表4-17-1 コンクリート金ゴテ仕上げ施工歩掛 (1m²当たり)

名 称	労務	単位	数量	摘 要
コンクリート金ゴテ押え	左官工	人	0.037	

ハケ引き仕上げについては下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和7年5月) II 施設整備 7 施設仕上げ工
7-3 左官仕上げ工 7-3-2 コンクリート仕上げ

17-3 モルタル仕上げ工

「モルタル仕上げ工」については、下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和7年5月) II 施設整備 7 施設仕上げ工
7-3 左官仕上げ工 7-3-3 モルタル仕上げ

17-4 人造石仕上げ工

「人造石仕上げ工」については、下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和元年5月) II 施設整備 7 施設仕上げ工
7-3 左官仕上げ工 7-3-4 人造石仕上げ

17-5 床タイル下地モルタル塗り工

「床タイル下地モルタル塗り工」については、下記の建設物価調査会の積算基準に基づき取り扱うこと。

「建設歩掛 改訂 57 版」 2 建築工事 ⑩ 左官 ④ 床下地モルタル塗り

17-6 壁タイル下地モルタル塗り工

「壁タイル下地モルタル塗り工」については、下記の建設物価調査会の積算基準に基づき取り扱うこと。

「建設歩掛 改訂 57 版」 2 建築工事 ⑩ 左官 ⑧ 壁下地モルタル塗り

18 タイル工

18-1 一般事項

「一般事項」については、下記の建設物価調査会の積算基準に基づき取り扱うこと。

「建設歩掛 改訂 59 版」 2 建築工事 ⑬ タイル ① 一般事項

18-2 床タイル張工

「床タイル張り工」については、下記の建設物価調査会の積算基準に基づき取り扱うこと。

「建設歩掛 改訂 59 版」 2 建築工事 ⑬ タイル ② 床タイル張り

18-3 外装壁タイル張工

「外装壁タイル張工」については、下記の建設物価調査会の積算基準に基づき取り扱うこと。

「建設歩掛 改訂 59 版」 2 建築工事 ⑬ タイル ③ 外装タイル張り

18-4 役物タイル張工

「役物タイル張工」については、下記の建設物価調査会の積算基準に基づき取り扱うこと。

「建設歩掛 改訂 59 版」 2 建築工事 ⑬ タイル ④ 外装壁役物タイル張り

18-5 レンガタイル張工

表4-18-1 床張り (1m²当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
レンガタイル	210×60	枚	69	塗厚 20 mm
セメント	40kg/袋	袋	0.08	
砂	細目	m ³	0.004	
下地モルタル塗り	床	m ²	1.0	
タイル工		人	0.20	
普通作業員		〃	0.09	

- (注) 1. 本表は、いも目地、れんが目地、市松目地等の各パターンに共通して適用する。
 2. レンガタイルの規格は、210mm×60mm、厚さ 15mm～20mm標準とする。
 3. 張付モルタル塗り（塗厚 5mm程度）および目地モルタル塗り（目地幅 10mm内外）を含む。

表4-18-2 壁張り (1m²当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
レンガタイル	210×60	枚	72	
タイルモルタル		kg	9.54	
セメント	40kg/袋	袋	0.075	
砂	細目	m ³	0.004	
下地モルタル塗り	壁	m ²	1.0	
タイル工		人	0.21	
普通作業員		〃	0.075	

- (注) 張付モルタル塗り（塗厚 5～7mm度）および目地モルタル塗り（目地幅 7.5mm内外）を含む。その他は表4-15-7床張りによる。

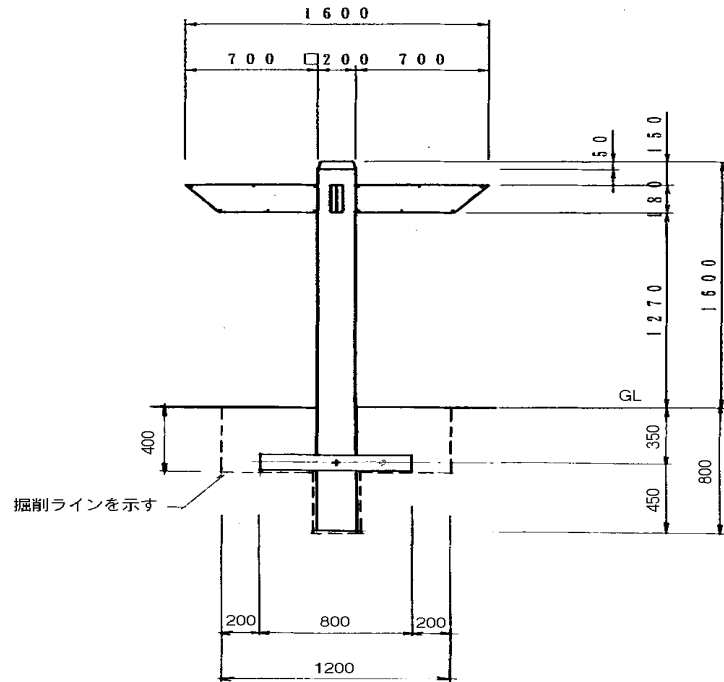
19 案内・管理施設工

19-1 標識工

「標識工」については、見積対応とする。木材を使用する際は、加圧式保存処理等の防腐処理の仕様を確認するとともに、調達期間、単価を確認の上検討する。

参考として設計例を示す。

図4-19-1 木製指導標識（例）



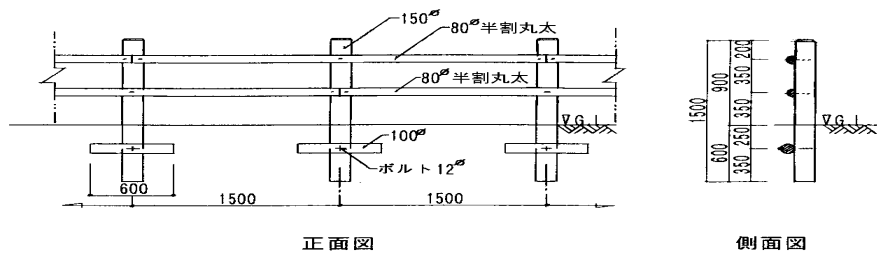
木製指導標 詳細図

19-2 木柵工

「木柵工」については、見積対応とする。木材を使用する際は、加圧式保存処理等の防腐処理の仕様を確認するとともに、調達期間、単価を確認の上検討する。

参考として設計例を示す。

図4-19-2 木柵（例）



正面図

側面図

木柵 詳細図

19-3 金網柵・門扉設置工

「金網柵・門扉設置工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。なお高尺のものは対象外のため見積対応とする。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路
第2章 付属施設 ①-3 立ち入り防止柵工

19-4 車止め工

「車止め工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。形状が異なる場合は見積対応とする。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(道路編)」第IV編 道路
第2章 付属施設 ①-4 車止めポスト設置工

19-5 手摺工

「手摺工」については、見積対応とする。

20 小規模治山・治水工

20-1 かご工

「かご工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ⑳ かご工

20-2 帯梢編柵工

「帯梢編柵工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和7年版 森林整備保全事業標準歩掛」第1編 共通工
第7 木材利用工 7-3 柵工 7-3-6 帯梢編柵工

20-3 ネット柵工

「ネット柵工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和7年版 森林整備保全事業標準歩掛」第1編 共通工
第7 木材利用工 7-3 柵工 7-3-7 ネット柵工(金網柵鋼)

20-4 木製土留工

「木製土留工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和7年版 森林整備保全事業標準歩掛」第1編 共通工
第7 木材利用工 7-1 土留工・擁壁工 7-1-1 丸太積土留工(A)

20-5 木製ブロック積工

「木製ブロック積工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和7年版 森林整備保全事業標準歩掛」第1編 共通工
第7 木材利用工 7-1 土留工・擁壁工 7-1-3 木製ブロック積工

21 土木工事標準単価及び市場単価

21-1 土木工事標準単価

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書（共通編）」において、以下の6工種について標準単価が示されている。これらの工種については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「区画線工」、「高視認性区画線工」、「橋梁塗装工」、「構造物とりこわし工」、「コンクリートブロック積み工」、「排水構造物工」

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」

第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価

21-2 市場単価

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書（共通編）」において、鉄筋工やインターロッキングブロック工、法面工など以下の15の工種について市場単価が示されている。これらの工種については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「鉄筋工・・・鉄筋工（太径鉄筋含む）、鉄筋工（ガス圧接工）」、「インターロッキングブロック工」、「防護柵設置工・・・防護柵設置工（ガードレール）、防護柵設置工（ガードパイプ）、防護柵設置工（横断・転落防止柵）、防護柵設置工（落石防護柵）、防護柵設置工（落石防止網）」、「法面工・・・法面工、吹付砕工」、「道路植栽工」、「橋梁付属物工・・・橋梁用伸縮継手設置工、橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工」、「薄層カラー舗装工」、「道路標識設置工」、「道路付属物設置工」、「公園植栽工」、「軟弱地盤処理工」、「橋面防水工」、「グルーピング工」、「鉄筋挿入工（ロックボルト工）」、「コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）」

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書(共通編)」

第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価

○塗装工等その他の市場単価

「国土交通省 令和7年度土木工事標準積算書（共通編）」に記載されている上記15工種以外の塗装工、木チップ舗装工等の市場単価については、市販されている他の市場単価資料の比較参照・検討を行い、使用すること。

<参考・通達>

環自総発第 140730 号 平成 26 年 7 月 30 日

「自然公園等事業に係る積算の適正化について」

環自総発第 1408052 号 平成 26 年 8 月 5 日

「自然公園等事業に係る積算の適正化について」

環自総発第 1505211 号 平成 27 年 5 月 21 日

「自然公園等工事積算にかかる施工パッケージ型積算方式の試行について」

環自整発第 2106303 号 令和 3 年 6 月 30 日

「自然公園等工事単価決定要領」及び「自然公園等事業設計業務歩掛決定要領」の改正について

環境会発第 25092610 号 令和 7 年 9 月 26 日

「週休 2 日制工事の試行について」

環境会発第 2505204 号 令和 7 年 5 月 20 日

「週休 2 日交替制適用工事の試行及び運用について（通知）」

環境会発第 2505206 号 令和 7 年 5 月 20 日

「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施及び積算方法等の改定について（通知）」



環自総発第 140730号
平成26年7月30日

各地方環境事務所長 殿
釧路・長野・那覇自然環境事務所長 殿
各国民公園管理事務所長 殿
千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所長 殿

自然環境整備担当参事官
(公印省略)

自然公園等事業に係る積算の適正化について

自然公園等事業における積算については、「自然公園等工事積算基準」(自然公園編)(平成16年度)及び「官庁営繕関係統一基準」の公共建築工事積算基準等により実施しているところであるが、自然公園等事業の実施箇所が山岳地等の通勤に不便な場所については、下記のとおり労務に関する補正を行うことができるものとする。

記

1 適用条件

地理的条件により、地元市町村役場(市役所の支所・出張所等を含む。)から現場までの往復の移動に相当の時間(90分)以上を要する場合に適用することができる。

2 補正方法

補正は、労務に係る人工に対して、次の補正係数を乗じて行う。

補正係数 $A = 1 + T / 480$ (分)

A: 補正係数(小数点以下第3位四捨五入)

T: 90分を超える通勤時間(所要往復通勤時間(分) - 90(分))

3 移動時間の算定方法

現場の往復に必要とする移動時間は、次の時間を使用する。なお、ロープウェイ等の交通機関を利用する場合は、当該交通機関の乗車に必要な時間(待ち時間を除く。)を加算する。

(1) 通勤時間の計算基礎

- (ア) 未舗装、林道以下 20 km/h
- (イ) 1車線道路 (舗装) 30 km/h
- (ウ) 2車線道路 (〃) 50 km/h
- (エ) 歩道 (〃) 4 km/h

(2) 徒歩による所要往復通勤時間 (分)

$$t = (2(\text{往復}) \times \text{水平距離(m)} + \text{垂直高(m)} \times 6) \div 4000(\text{m/h}) \times 60(\text{分})$$

※下車後の徒歩時間を算出するときは、4000(m/h)を利用。

※明らかにアップダウンがある場合は、登り勾配の累積標高(m) (カミール等で算出) を加算できる。

(3) 所要往復通勤時間の算定について

算定は、{ (国・県道等の輸送時間) + (林道等の輸送時間) + (下車後の徒歩時間) } × 2(往復)による。

(ア) 施工箇所が単独の場合

- ・山腹工、流路工、木道事業等 (面的及び線的工事)

地元市町村役場から施工箇所の入口までの所要往復通勤時間とする。

- ・溪間工等 (点的工事)

地元市町村役場から施工箇所までの所要往復通勤時間とする。

(イ) 施工箇所が複数の場合

地元市町村役場から施工箇所までの所要往復通勤時間の平均値による。

4 宿泊することを前提に積算する場合の積算方法

(1) 宿泊費について

地理的条件により、現場を毎日往復するよりも現場で宿泊した方が適切な場合は、実態に合わせて下記いずれかの積算方法で加算できる。

- ①有料の山小屋等の場合は、宿泊費はその規定の宿泊料金を適用する。(素泊まり料金)
- ②仮設の宿泊所を設ける場合は、そのコンテナハウス等の運搬料等 (レンタル料は共通仮設費において算定されているため積算しない。) を加算する。
- ③宿泊料を徴しない宿泊施設に宿泊する場合は、日額旅費を加算する。

積算する宿泊数については、4泊5日を基本とし、補正後の人工数について1人工当たり0.8泊の割合で積算することとし、小数点以下の端数は切り捨てる。(一般的な作業期間は、5日間で土日は休みである。例えば8人工の時は、8(人) × 0.8(泊/人) = 6.4 ≒ 6(泊)となる。なお、宿泊数に関しては、設計変更の対象にしない。)

(参考) 日額旅費

宿泊料を徴しない宿泊施設に宿泊するとき (行 (一) 3級相当) 3,140円

※「国家公務員等の旅費に関する法律」の規定に準じて積算する。

(2) 宿泊することを前提とした場合の補正方法

宿泊することを前提に積算する場合において、2の補正係数に代わり、次の補正係数を使用できる。

$$\text{補正係数 } B = 1 + T / 2400 \text{ (分)} ※$$

B: 補正係数 (小数点以下第3位四捨五入)

T: 90分を超える通勤時間 (所要往復通勤時間 (分) - 90 (分))

$$※2400 \text{ (分)} = 5 \text{ 日} \times 8 \text{ h/日} \times 60 \text{ 分}$$

5 調査・設計等業務における準用

1から3及び4(2)については、調査・設計に係る外業において準用することができる。

6 留意事項

工事について、現場作業以外(平地の作業など)の労務に関して補正を適用することのないよう留意すること。歩掛が見積もりである場合は、通勤に関する費用を重複して積算することのないよう留意すること。

7 適用

平成26年8月1日以降入札のものより適用する。

なお、すでに積算を完了したもの及び契約変更を行うもので、これにより難しい場合は、従前の例による。



環自総発第 1408052 号
平成 26 年 8 月 5 日

各都道府県
自然公園等事業主管部（局）長 殿

環境省自然環境局
自然環境整備担当参事官



自然公園等事業に係る積算の適正化について

日頃より、自然環境保全行政につきましては、ご理解ご協力を賜っており、心より御礼申し上げます。

自然公園等事業における積算については、「自然公園等工事積算基準」（自然公園編）（平成 16 年度）及び「官庁営繕関係統一基準」の公共建築工事積算基準等により実施しているところですが、自然公園等事業の実施箇所が山岳地等の通勤に不便な場所については、労務に関する補正を行うことができるものでしたので、別添のとおりお知らせします。

問い合わせ先

環境省自然環境局 自然環境整備担当参事官室
施設専門官 横山（内線 6457）
TEL：03-3581-3351（代表）
E-mail：TOMONAGA_YOKOYAMA@env.go.jp

環自総発第 1505211 号
平成 27 年 5 月 21 日

各地方環境事務所長
釧路・長野・那覇自然環境事務所長
各国民公園管理事務所長
千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所長

} 殿

自然環境局
自然環境整備担当参事官
(公印省略)

自然公園等工事積算にかかる施工パッケージ型積算方式の試行について

自然公園等における土木・造園工事等の積算については、「自然公園等工事積算基準（自然公園編）」により実施しているところであるが、積算の効率化の一層の促進を目的とした新たな積算方式として、「施工パッケージ型積算方式」を試行導入することとしたので、各地方環境事務所等においては、実施要領（別添）に留意の上、遺漏なきよう措置されたい。

なお、積算を完了したもの及び契約変更を行うもので、これにより難しい場合は、従前の例による。

付則

この通知は、平成 27 年 6 月 1 日以降に入札を行う工事から適用する

自然公園等工事積算にかかる施工パッケージ型積算方式 試行実施要領

第1 目的

施工パッケージ型積算方式（以下「本方式」という。）は、発注者が施工パッケージ単価（請負代金の総額を構成する基本区分毎のデータベース化された単価をいう。）を用いて積算を行うものであり、積算業務の合理化等を図ることを目指すものである。

第2 対象工事

施工パッケージ単価が設定されたものについては、自然公園等で行う土木・造園工事等において当該施工パッケージ単価を用いて積算するものとする。

第3 本方式における留意点

本方式は、基本的には積算方法の変更を行うものであり、入札・契約方法を変更するものではない。したがって、契約の相手方の決定は、従来どおり、原則として、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者とするなど、本方式における入札・契約に関する基本的な手続きは従来どおり実施するものである。

なお、本方式の実施にあたっては、以下の点について留意して実施すること。

1. 積算

国土交通省制定の「施工パッケージ型積算基準」の最新版に基づき積算するものとする。

2. 図面

図面は、従来どおりに作成するものとする。

3. 請負代金額の変更

請負代金額の変更は、工事請負契約書第24条の規定に基づき実施するものとする。変更にあたっては、下記の例を参考に実施するものとするが、従来の設計変更の考え方を変えるものではない。

※請負代金額の変更は、従来どおり、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする。

1) 施工数量変更（打設量、掘削量等）

積算単価×変更施工量により実施する。

2) 現地状況変更（運搬距離、土質区分、昼夜間等）

積算条件区分の変更により実施する。

3) 使用材料の変更（使用材料の規格変更）

材料規格の違いによる積算単価の補正により実施する。

環自整発第 2106303 号
令和 3 年 6 月 30 日

各地方環境事務所長
釧路・信越・沖縄奄美自然環境事務所長
各国民公園等管理事務所長
千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所長

} 殿

自然環境局
自然環境整備課長
(公 印 省 略)

「自然公園等工事単価決定要領」及び
「自然公園等事業設計業務歩掛決定要領」の改正について

「自然公園等工事単価決定要領」及び「自然公園等事業設計業務歩掛決定要領」を別添のとおり改正したので、その適正な運用に努められたい。

この通知は、令和 3 年年 7 月 1 日以降の設計積算について適用する。

なお、既に積算を完了したもの、または積算中のものについては従前の例によることができるものとする。

別添 1 … 「自然公園等工事単価決定要領」

※) 別添 2 … 「自然公園等設計業務歩掛決定要領」
・歩掛参考見積提出依頼（様式－1）
・見積内訳書（様式－2）

※) 別添 2 は省略

自然公園等工事単価決定要領

(適用)

第1 自然公園等工事（土木工事、自然環境共生工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、舗装工事、水環境処理工事、展示・内装仕上げ工事）における単価の決定は、この要領に定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において使用する用語は、次の各項に定めるところによるもののほか、「公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」、「国土交通省土木工事積算基準（国土交通省大臣官房技術調査課）」及び「治山林道必携（積算・施工編）」等の定めるところによる。

- 1) 「材料価格」とは、積算に用いる材料価格及び機器類価格の物価資料の掲載価格及び見積書の見積価格をいう。
- 2) 「労務単価」とは、国土交通省及び農林水産省が所管する公共工事に従事した建設労働者の賃金の実態を調査した結果を基に決定した「公共工事設計労務単価」をいう。
- 3) 「複合単価」とは、「公共建築工事積算基準」に規定する「公共建築工事標準単価積算基準」、「国土交通省土木工事積算基準」及び「治山林道必携（設計積算編）」等に基づき計上した施工単位あたりの費用をいう。
- 4) 「市場単価」とは、材料価格、労務費、機械経費等で構成される施工単位あたりの取引価格をいう。
- 5) 「物価資料」とは、「月刊 建設物価（財団法人建設物価調査会発行）」、「月刊 積算資料（財団法人経済調査会発行）」、「季刊 建築コスト情報（財団法人建設物価調査会発行）」、「季刊 土木コスト情報（財団法人建設物価調査会発行）」及び「季刊 建築施工単価（財団法人経済調査会発行）」及び「季刊 土木施工単価（財団法人経済調査会発行）」をいう。
- 6) 「見積書」とは、製造業者又は専門工事業者から徴収した見積書をいう。

(徴収した見積書による歩掛の決定)

第3 材料価格を物価資料及び見積書により決定する場合は、原則として次の各項に定めるところによる。

- 1) 物価資料による材料価格の決定
 - ① 積算を実施する時点で直前に発行された物価資料を使用する。
 - ② 物価資料の掲載地区単価は、当該工事場所に最も近い地区の材料価格を採用する。

- ③ 複数の物価資料に価格の記載がある場合は、平均価格を採用するものとし、調査内容（取引条件、施工条件等）に差がある場合は、発注の実状に近い価格を採用する。

2) 見積書による材料価格の決定

- ① 見積り依頼先の選定は3社以上とする。

ただし、当該品目の取扱い業者が限定されている場合など、特別な事情がある場合は2社以下とすることができるものとする。

- ② 見積書の徴収にあたっては、製品名・形状寸法・品質・規格・数量・納入時期・荷渡し条件・納入場所等の条件を提示して、見積を依頼するものとする。

- ③ 見積書による材料価格は、土木工事、自然環境共生工事、舗装工事、水環境処理工事については、見積書の価格が実勢の取引価格であることを確認し、異常値を除いた価格の平均価格を採用する。

端数処理は、見積価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満の時は、決定額の有効桁は3桁とする。見積書のうち、価格が異常に高いもの及び低いものは排除する。見積価格が異常であることの判断は直近上位と30%以上の差異がある場合、最高価格が直近下位の価格と30%の差異がある場合とする。

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、展示・内装仕上げ工事については、見積書の最低価格を基に取引状況等（実勢価格帯）、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を採用する。

（複合単価の決定）

第4 歩掛りによる複合単価は、次の各項に定めるところによる。

- 1) 複合単価は、「公共工事設計労務単価」及び第3により決定した単価を用いて「公共建築工事標準単価積算基準」、「国土交通省土木工事積算基準」及び「治山林道必携（積算・施工編）」等により算出するほか、「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下「協議会歩掛り」という。）」による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り（以下「参考歩掛り」という。）」及び、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料（以下「協議会参考」という。）」を参考とする。

公共建築工事標準単価積算基準等に定める歩掛りの「その他」の率は中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。

なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。

- 2) 「公共建築工事標準単価積算基準」、「国土交通省土木工事積算基準」及び「治

山林道必携（積算・施工編）」等に歩掛りの掲載がない単価は、物価資料及び見積書の根拠を明らかにして算出することができるものとし、物価資料及び見積価格の取扱いは第3の規定を準用する。

（市場単価の決定）

第5 市場単価は、次の各項に定めるところによる。

- 1) 市場単価は物価資料及び公共建築積算基準等資料市場単価等の補正による。
- 2) 市場単価を適用する工種は、物価資料による。

（改修工事における補正）

第6 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、展示・内装仕上げ工事における改修工事については、公共建築積算基準等資料による補正を行う。

（工事費積算における数値の取扱い）

第7 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、展示・内装仕上げ工事においては、公共建築積算基準等資料による取扱いとし、国土交通省ホームページの公共建築工事積算基準等関連資料に掲載されている「数値の取扱い（例）」を参考にされたい。

○週休2日制工事の試行について

環境会発第 1712063 号

平成 29 年 12 月 6 日

大臣官房会計課長から環境省内各部局・機関の長宛て

改正 平成 30 年 8 月 27 日環境会発第 1808271 号

改正 令和 2 年 7 月 21 日環境会発第 2007211 号

改正 令和 4 年 5 月 30 日環境会発第 2205301 号

改正 令和 6 年 9 月 2 日環境会発第 2409021 号

改正 令和 7 年 9 月 26 日環境会発第 25092610 号

建設産業においては適正な工期設定、適切な賃金確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正及び休日確保に向け必要な環境整備を進めることが必要であるとして、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議において、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定し、環境省では「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて」（平成 29 年 9 月 6 日付け環境会発第 1709062 号）によりその周知を図ったところである。

ガイドラインにおいては、「発注者は、長時間労働の是正や週休2日の確保などの建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に配慮して、適正な工期での請負契約を締結する役割を担う」とされ、また、「国の発注工事においては当該ガイドラインに沿った工事の実施」が求められており、当省においても適正な工期設定に係る取組として、環境省が発注する施設整備の建設現場における週休2日を推進するため「週休2日制工事の試行について」（平成 29 年 12 月 6 日付け環境会発第 1712063 号）を通知し、建設工事の発注者としてガイドラインを踏まえた各種施策に取り組んできた。

今般、別紙「週休2日制工事の試行実施要領」を改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

附則

改正後の本通知（令和 7 年 9 月 26 日付け環境会発第 25092610 号）は、令和 7 年 1 2 月 1 日以降に入札公告等を行う工事について適用する。なお、令和 7 年 1 1 月 3 0 日までに入札公告等を行う工事については、従前によるものとする。

週休2日制工事の試行実施要領

1 試行対象工事

全ての工事を対象に、原則として現場閉所により週休2日を確保する週休2日制工事（現場閉所型）を適用する。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら各人が週休2日を確保する週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）を適用する。

2 週休2日の考え方

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

オ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

カ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

ア 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場代理人等が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。

イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、現場代理人等が交

替しながら各人が4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

エ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

オ 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

3 週休2日の達成判断

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

エ なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

ア 完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場代理人等の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。

イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場代理人等の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間内において、現場代理人等の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

4 発注方式

完全週休2日（土日）I型方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、完全週休2日（土日）II型方式で発注することができる。また、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な場合は、完全週休2日交替制I型または完全週休2日交替制II型とする。

(1) 完全週休2日（土日）I型方式

受注者が、完全週休2日（土日）の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日は必須）

(2) 完全週休2日(土日)Ⅱ型方式

受注者が、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(通期の週休2日は必須)

(3) 完全週休2日交替制Ⅰ型方式

受注者が、完全週休2日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(月単位の週休2日交替制は必須)

(4) 完全週休2日交替制Ⅱ型方式

受注者が、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(通期の週休2日交替制は必須)

5 工期の設定

週休2日制工事における工期の設定に当たっては、工種の区分等に応じて、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン改訂について」(平成30年7月5日付け環境会発第1807057号)別添「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン改訂について」(平成30年7月2日付け国土入企第13-1号)または「『直轄土木工事における適正な工期設定指針』の一部改定について(通知)」(令和4年5月10日付け環境会発第2205107号)別添「『直轄土木工事における適正な工期設定指針』の一部改定について」(令和4年3月28日付け国技建管第24号)に示された適正な工期設定に係る事項を考慮し、以下に留意して行うものとする。

(1) 工期設定の検討方法

(一社)日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラム等の各種プログラムを利用する場合は、過去の類似工事实績と比較して工期が妥当であることを確認し、当該工事の特性を踏まえ必要に応じ修正するものとする。

なお、プログラムについては常に最新のバージョンを使用すること。

(2) 適切な作業及び施工期間の設定

工期の設定に当たっては、計画通知等の許可申請、施工準備、各施工段階、各種検査、後片付け及び清掃期間等のクリティカルとなる期間を適切に見込むものとする。

なお、施工準備期間は、工事の特性及び実績を勘案し、30日から90日の間で、必要な日数を設定する。また、施工終了後の期間は20日間を最大として必要な日数を設定する。

(3) 後工程への配慮

内装工事、設備工事、舗装工事等の後工程についても適切な施工期間を設定し、全体のしわ寄せをしないよう配慮する。

(4) その他

ア 工期設定に必要となる現場条件について、必要に応じて設計図書へ明示するよう務めるものとする。

イ 設計変更に伴い工期延期する場合においても、指針等に基づき適切に変更する。

6 工事工程の共有

- (1) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨を特記仕様書に明示するものとする。
- (4) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (5) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

なお、発注者側の理由により工期の変更ができない場合は、受発注者間で協議の上措置する。

7 工事費の補正

(1) 積算方法

工事費に、以下に掲げる区分に応じて定める補正係数を乗じるものとする。なお、土木工事に係る市場単価方式における週休2日の補正については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和7年3月12日付け国技建管第6号）によるものとし、土木工事標準単価における週休2日の補正については、「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和7年3月12日付け国技建管第7号）によるものとする。また、建築・設備工事に係る市場単価方式における週休2日の補正については、「営繕工事における週休2日促進工事の実施及び積算方法等の改定について（通知）」（令和7年5月20日付け環境会発第2505206号）別添「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和7年3月25日付け国営積第7号）によるものとする。

ア 週休2日制工事（現場閉所型）

対象期間内の現場閉所率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

① 完全週休2日（土日）の場合

	土木工事	建築・設備工事
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	—
現場管理費率	1.03	1.01

② 月単位の週休2日（現場閉所率28.5%以上）の場合

	土木工事	建築・設備工事
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.01	—
現場管理費率	1.02	—

イ 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

対象期間内の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

① 完全週休2日交替制の場合

	土木工事	建築・設備工事
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.01

② 月単位の週休2日交替制（休日率28.5%以上）の場合

	土木工事	建築・設備工事
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.02	—

(2) 補正方法

ア 週休2日制工事（現場閉所型）

① 完全週休2日（土日）I型方式の場合

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日（土日）の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成のもの又は完全週休2日（土日）の取組を希望しないものは、月単位の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

なお、完全週休2日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わない。

② 完全週休2日（土日）Ⅱ型方式の場合

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成のもの又は受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望しないものは、月単位の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。月単位の週休2日に満たないもの又は月単位の週休2日の取組を希望しないものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

イ 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

① 完全週休2日交替制Ⅰ型方式の場合

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日交替制の取組について協議する旨を明記するとともに、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成のもの又は完全週休2日交替制の取組を希望しないものは、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。月単位の週休2日交替制が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

なお、完全週休2日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

② 完全週休2日交替制Ⅱ型方式の場合

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取組について協議する旨を明記するとともに、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成のもの又は完全週休2日交替制の取組を希望しないものは、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。月単位の週休2日交替制に満たないものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日交替制の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

8 入札公告から工事完了後までの流れ

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）の場合

ア 発注時

入札公告、入札説明書及び特記仕様書等に当該工事が完全週休2日制工事（現場閉所型）の対象工事であることを記載するものとする。

イ 施工時

監督職員は、別紙様式第1「現場閉所実績報告書」又は現場閉所率を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）（以下「現場閉所実績報告書等」という。）について月1回程度を目安として受注者に提示を求め、取組の状況を確認するものとする。取組の状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

ウ 完成時

① 受注者は現場閉所実績報告書等を作成し、監督職員へ提出するものとする。

② 監督職員は、現場閉所実績報告書等により現場施工期間内における現場閉所日数等を確認し、完全週休2日を達成できない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

ア 発注時

入札公告、入札説明書及び特記仕様書等に当該工事が完全週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の対象工事であることを記載するものとする。

イ 施工時

監督職員は、別紙様式第2「休日取得実績報告書」又は休日率を確認できる資料等（休日取得実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）（以下「休日取得実績報告書等」という。）について月1回程度を目安として受注者に提示を求め、取組の状況を確認するものとする。

取組の状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

ウ 完成時

- ① 受注者は休日取得実績報告書等を作成し、監督職員へ提出するものとする。
- ② 監督職員は、休日取得実績報告書等により現場施工期間内における休日取得日数等を確認し、完全週休2日交替制を達成できない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

9 入札公告、入札説明書及び工事特記仕様書の記載例

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）の場合

ア 入札公告

入札公告の1工事概要（7）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」及び「電子入札対象」に関する記載がある場合は、それらの次に記載する。

- (○) 本工事は、現場閉所により完全週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）※【（完全週休2日（土日）Ⅰ型）又は（完全週休2日（土日）Ⅱ型）】」の対象工事である。

※【 】は、（完全週休2日（土日）Ⅰ型）又は（完全週休2日（土日）Ⅱ型）のいずれかを記載する。

イ 入札説明書

入札説明書の3工事概要（6）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

- (○) 本工事は、現場閉所により完全週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）※【（完全週休2日（土日）Ⅰ型）又は（完全週休2日（土日）Ⅱ型）】」の対象工事である。入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行うことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

【完全週休2日（土日）Ⅰ型の場合】

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

【完全週休2日（土日）Ⅱ型の場合】

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の取組のどちらかを希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、どちらも希望しない場合は通期の週休2日に取組むものとする。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

オ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

カ 完全週休2日（土日）を達成できない場合において、月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

※【 】は、（完全週休2日（土日）Ⅰ型）又は（完全週休2日（土日）Ⅱ型）のいずれかを記載する。

ウ 工事特記仕様書等

土木工事においては、工事特記仕様書に、以下の文書を記載する。建築・設備工事においては、「営繕工事における週休2日促進工事の実施及び積算方法等の改定について（通知）」（令和7年5月20日付け環境会発第2505206号）別添「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」（令和7年3月25日付け国会公契第50号）によるものとする。

- 1 本工事は、建設工事における完全週休2日制工事（現場閉所型）※【（完全週休2日（土日）Ⅰ型）又は（完全週休2日（土日）Ⅱ型）】の対象工事である。

【完全週休2日（土日）Ⅰ型の場合】

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

【完全週休2日（土日）Ⅱ型の場合】

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の取組のどちらかを希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、どちらも希望しない場合は通期の週休2日に取組むものとする。

2 週休2日の考え方

- (1) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- (2) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。
- (3) 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。
- (4) なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (5) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含めない。
- (6) 現場閉所とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (7) 受注者の責によらない現場閉所

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

(8) やむを得ない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

3 現場閉所実績報告書等

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書又は現場閉所率を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）（以下「現場閉所実績報告書等」という。）を作成し、監督職員が指定する日までに現場閉所実績報告書等を提出するものとする。

4 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- (1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

5 工事工程の共有

- (1) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

6 現場閉所の達成状況及び精査

週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

(2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

ア 入札公告

入札公告の1工事概要（7）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」及び「電子入札対象」に関する記載がある場合は、それらの次に記載する。

(○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が完全週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）※【（完全週休2日交替制Ⅰ型）又は（完全週休2日交替制Ⅱ型）】」の対象工事である。

※【 】は、（完全週休2日交替制Ⅰ型）又は（完全週休2日交替制Ⅱ型）のいずれかを記載する。

イ 入札説明書

入札説明書の3工事概要（6）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

(○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら各人が完全週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）※【（完全週休2日交替制Ⅰ型）又は（完全週休2日交替制Ⅱ型）】」の対象工事である。

【完全週休2日交替制Ⅰ型の場合】

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取り組むものとする。

【完全週休2日交替制Ⅱ型の場合】

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制の取組のどちらかを希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、どちらも希望しない場合は通期の週休2日交替制に取り組むものとする。

入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、現場に従事する現場代理人等の各人の休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場代理人等が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。

イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

エ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

オ 完全週休2日交替制を達成できない場合において、月単位の週休2日交替制を達成した場合は、補正係数を変更し、月単位の週休2日交替制を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

- (○) 現場開所日における現場代理人等の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

※【 】は、（完全週休2日交替制Ⅰ型）又は（完全週休2日交替制Ⅱ型）のいずれかを記載する。

ウ 工事特記仕様書等

土木工事においては、工事特記仕様書に、以下の文書を記載する。建築・設備工事においては、9（1）ウによるものとする。

- 1 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら、各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）※【（完全週休2日交替制Ⅰ型）又は（完全週休2日交替制Ⅱ型）】」の対象工事である。

【完全週休2日交替制Ⅰ型の場合】

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取り組むものとする。

【完全週休2日交替制Ⅱ型の場合】

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制の取組のどちらかを希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、どちらも希望しない場合は通期の週休2日交替制に取り組むものとする。

2 週休2日の考え方

- (1) 完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場代理人等の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。
- (2) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場代理人等の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。
- (3) 通期の週休2日交替制とは、対象期間内において、現場代理人等の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。
- (4) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。
- (5) 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。
- (6) 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- (7) やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

3 休日取得実績報告書等

受注者は、毎月末までに休日取得実績報告書又は休日率を確認できる資料等（休日取得実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）（以下「休日取得実績報告書等」という。）を作成し、監督職員が指定する日までに休日取得実績報告書等を提出するものとする。

4 休日率の達成状況及び精査

週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

※【 】は、（完全週休2日交替制Ⅰ型）又は（完全週休2日交替制Ⅱ型）のいずれかを記載する。

10 その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。

環境会発第 2505204 号
令和 7 年 5 月 20 日

環境省内各部局・機関の長 殿

大臣官房会計課長
(公印省略)

週休 2 日交替制適用工事の試行及び運用について (通知)

「週休 2 日交替制適用工事の試行について」及び「『週休 2 日交替制適用工事の試行について』の運用について」について、別添のとおり国土交通省大臣官房会計課長等より各地方整備局総務部長等宛てに通知があったので参考とされたい。

なお、貴管下関係機関に対しては、この旨貴職より通知されたい。

環境会発第 2505206 号
令和 7 年 5 月 20 日

環境省内各部局・機関の長 殿

大臣官房会計課長
(公印省略)

営繕工事における週休 2 日促進工事の実施及び積算方法等の
改定について (通知)

「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施について (改定)」及び「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について (改定)」について、別添のとおり国土交通省大臣官房会計課長等より国土交通省大臣官房官庁営繕部各課長等宛てに通知があったので参考とされたい。

なお、貴管下関係機関に対しては、この旨貴職より通知されたい。